ISSN 1342-5749

農林金融

THE NORIN KINYU

Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2019 10 OCTOBER

沿岸漁業の変化と漁業法改正

●漁網会社の経営革新と定置網漁業

●漁協における漁業自営の目的・意義と実態

●漁業法の変更と都道府県の水産行政

農林中央金庫

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

今月の窓

「水産政策の改革」と日本の漁業・漁村の未来

2018年12月８日、第197回国会において約70年ぶりとなる漁業法の大改正が成立し、同月14日に公布された。これにより、日本の漁業に魚種ごとの資源評価に基づく漁獲可能量（TAC）と漁業者に対する個別漁獲割当て（IQ）を基本とする新たな資源管理システムが導入されることが決定した。あわせて、競争力を高めるための漁船漁業の大型化を促す漁業許可制度の見直しや、既存の漁業者の漁場利用を確保しながら協業化や地域内外からの新規参入も含め総合利用を図る養殖・沿岸漁業にかかる海面利用制度の見直し等も決定し、日本の漁業と漁村は大きな転換点を迎えることになった。

今回の漁業法改正は、18年６月１日に安倍内閣の農林水産政策の基本パッケージである「農林水産業・地域の活力創造プラン（改訂版）」に盛り込まれた「水産政策の改革」に基づいている。そのなかで政府は、「水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢のバランスのとれた漁業就業構造を確立する」政策方針を定め、野党の拙速との批判をはねのけて同年の臨時国会で法改正を成し遂げた。その際、国会では「水産政策の改革について、現場の漁業者の十分な理解と納得が得られるよう更に丁寧な説明を継続して行うこと」等９項目に及ぶ附帯決議が行われた。

それから９か月を経たが、いまもなお現場の漁業者には制度改正への不安の声があるように見受けられる。その一つは、TACによる資源管理が現場の実情をなおざりにした一方的な管理強化につながらないかとの懸念である。例えば、先行してTAC規制が導入されたクロマグロでは、多種多様な魚種を様々な漁法で漁獲している沿岸漁業者の数量管理にかかる負担が過大で、結果として操業や定置網における漁獲の抑制を余儀なくされるなど大きな経営上の問題となっている。今後、TAC魚種の設定やIQ導入にあたっては、開かれた場において科学的根拠を明らかにするとともに、漁業者の意見を十分に聞き、理解を得たうえで実施することが不可欠であると言えよう。

もう一つは、定置・区画漁業権の見直しについて、「既存の漁業権者が漁場を適切かつ有効に活用している場合は優先する」とされたものの、先々地域漁業と漁村の健全な発展の支障につながるおそれはないかとの懸念である。これまでは法定されていた優先順位が廃止され、「適切かつ有効に活用」が唯一の判断基準となるなかで、新規参入者も含めた漁業者間の利害をいかに調整して秩序を守り、将来にわたって地域漁業を持続可能ならしめていくか、漁業権の付与を判断する都道府県にとって大きな課題となろう。一方で、今後も実質的に漁場の調整・管理を行うことになる漁業協同組合に求められる役割はさらに重くなっていくものと考えられる。

これまで日本の沿岸漁業は、全国の漁協が漁場の利用調整や水産資源の自主的な保護・管理、環境保全に中心的な役割を果たすことで守られてきた。さらに漁協系統は、これまで全国670を超える地域で「浜の活力再生プラン」を策定し、漁業者と漁協が主体となり市町村も参画して、漁業所得の向上と担い手漁業者の確保・育成に向けた生産設備の整備、加工商品の開発、販路開拓等の努力を続けてきている。「水産政策の改革」を真に日本の漁業と漁村の未来に向けた有効な政策とするためには、現場でこうした地道な取組みを続けてきた漁業者と漁協系統の意見を真摯に聞いて、改正漁業法にかかる政省令の制定に適切に反映させていくことが何より大切であると考える。

（（株）農林中金総合研究所 代表取締役専務　柳田　茂・やなぎだ しげる）

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

農林金融　第72巻　第10号〈通巻884号〉　目　次

今月のテーマ

沿岸漁業の変化と漁業法改正

今月の窓

「水産政策の改革」と日本の漁業・漁村の未来
（株）農林中金総合研究所 代表取締役専務　柳田　茂

漁網会社の経営革新と定置網漁業
植田展大 ―― 2

漁協における漁業自営の目的・意義と実態
尾中謙治 ―― 24

漁業法の変更と都道府県の水産行政
田口さつき ―― 40

情勢

新たな森林管理システムへの対応と
情報通信技術活用などの取組状況
――第31回森林組合アンケート調査結果から――
安藤範親 ―― 59

談話室

政策論の作法
東京海洋大学 海洋科学部海洋政策文化学科
准教授　工藤貴史 ―― 22

統計資料 ―― 68

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は、筆者の個人見解である。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

漁網会社の経営革新と定置網漁業

研究員　植田展大

〔要　　旨〕

漁網会社は、漁業者のニーズを事業に取り込むことで時代の変化に対応してきた。特に定置網漁業の分野では、従来は漁業者にとっての資材供給元の１つにすぎなかった漁網会社が、漁場の活用方法の提案、網の設計や敷設・仕立て・修繕の請負、後継者の育成、経営の行き詰まった漁場の再建や休漁となった漁場の活用、漁獲物の販売先の確保等、様々な事業を担っている。

同時に漁業者も漁網会社に作業の一部を委ねることで、資源や人口減少、魚価の低下、技術の断絶といった逆境下においても操業が可能となっている。近年、定置網漁業は沿岸漁業の中核的な漁業として注目されているが、現在のような産業の形は、漁網会社が漁業者との関係を変えるなかで形作られている。

本稿では、定置網漁業を専門に取り扱う漁網会社が、オイルショック以降、定置網漁業者の行ってきた作業を代替することで事業範囲の拡大を進めてきた過程を明らかにする。そのうえで、定置網漁業における漁網会社と漁業者の分業関係の変化が進むなかで、顕在化しつつある課題についても可能な範囲で指摘したい。

目　次

はじめに
1　漁網産業の概観
2　オイルショック後の日本漁業の構造変化と漁網会社の対応
(1)　日本漁業における生産構造の変化
(2)　構造再編下における漁網会社の対応
3　定置網漁業における構造変化と漁網会社の事業拡大
(1)　定置網漁業の構造変化
(2)　定置網漁網会社の事業拡大
4　定置網漁業における漁網会社の事業拡大による効果と今後の課題
(1)　定置網漁業経営におけるコストの増大
(2)　労働力の確保
(3)　定置網漁業と地域漁業との関係
むすびにかえて

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

はじめに

漁網会社は漁業者の抱える課題に対応することで、事業領域を拡大してきた。同時にこの事業領域の拡大は、漁業者が環境の変化に対応して漁業生産し続けることを可能にしてきた。

本稿では、オイルショック以降、日本漁業の構造が変化するなかで個別の漁網会社がどのように事業内容を変えてきたのか、その過程で漁網会社と漁業者の関係がどのように変化してきたのかを明らかにする。とりわけ漁網会社が関与を強めながら再編が進む、定置網漁業分野に着目して検討したい。

漁網産業は業界規模の小ささもあり、これまで十分な分析が行われてきた分野ではない。主な先行研究には、統制の撤廃による影響を検討した水産庁漁政部経済課編（1950）、合成繊維の導入過程を検討した農林中央金庫調査部（1953）や、その過程における業界構造の変化に着目した中村（1957）、200海里問題に伴う影響を見据えた呼子（1977）、山本（1980）などがある。これらの研究では原料供給・需要サイドで生じる外部環境の変化に着目して漁網産業について論じている。漁網産業に内在する問題よりも、繊維産業の一部門、もしくは漁業の一資材供給部門が外部環境の変化にどのように対峙しているのかに関心が置かれている。したがって、漁網産業が規模を縮小するなかで、研究対象としての関心も希薄化してきた。

一方、近年、特定の漁業分野で、漁業者と漁網会社の関係が変化していると指摘する研究がある。松浦・玉置・清水（2018）は、沿岸漁業において重要な位置づけを占めるようになった定置網漁業に着目し、そのなかで漁網会社が漁業者への経営支援、漁場の再建、技術指導等を行っている事例があると紹介している。また、馬場（2018）も、作業の一部を定置網漁業経営者が漁網会社に委託することで経営コストが上昇していることや、地元の漁業者に代わって大手漁網会社と連携した地域外の民間会社が休眠漁場へ参入する事例があることを指摘している。(注1) ただし、これらの先行研究の焦点はあくまで定置網漁業とその担い手にあり、漁網会社と定置網漁業者の関係が漁業構造が変わるなかでどのように変化してきたのかについて、立ち入った分析を行っているわけではない。

本稿で確認するように、定置網漁業分野では、従来は漁業者にとっての資材供給元の１つにすぎなかった漁網会社が、魚種転換を含めた漁業者への漁場活用法の提案、漁網の修繕・仕立て作業の請負、後継者の育成、水揚物の販売、漁場の再建や休漁した漁場の再生など、定置網漁業の存続に向けた様々な取組みを行っている。このように漁網会社の事業領域は、特にオイルショック以降拡大しており、漁網の製造よりも、漁網に付随した設計・仕立て・修繕等が稼ぎ頭であるとする漁網会社もある。

漁業は農業に先行して後継者問題に直面

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

したが、定置網漁業では漁網会社が地域の各種の課題への対応を事業化して、漁業者との分業関係を変え、漁業者の労働力を代替し、経営の行き詰まった漁場の再建にも協力することで産業の構造を変化させてきた。このような漁網会社の存在が、一面では若者の新規就労の場として着目される現在の定置網漁業を作り上げてきたとみることもできる。

以下では、まず、漁網産業の構造を把握したうえで、２度のオイルショックと200海里問題、そして1990年代以降の環境変化に漁網会社がどのように対応してきたのかを確認する。特に漁網会社と漁業者の関係が密接な分野である定置網漁業における関係の変化を検討し、漁場の再建等の提案型事業や、国の施策での取組事例についても確認し、可能な範囲で今後の課題についても述べたい。

なお、本稿は文献一覧に挙げた論文・書籍のほか、複数の漁網会社への聞き取り調査に基づいている。(注2)

(注１) 馬場（2018）は漁業自営定置、網組定置、網組定置から発展した法人定置など地元漁業者が多数を占める定置網漁業経営を「在来型地元定置」としたうえで、在来型地元定置と企業的法人経営定置が共存しながら定置網漁業経営を維持してきたが、地元で定置網漁業の維持が次第に困難になりつつあるとして、そのような変化の過程で地域外からの参入に漁網会社が関わる事例があるとしている。

(注２) 本稿の執筆にあたってはアサヤ（株）、日東製網（株）、ホクモウ（株）、桃井製網（株）等、複数の漁網会社および取扱会社への聞き取り調査を行った。

１　漁網産業の概観

漁網産業とは漁業者に対し漁業用資材である漁網を供給する産業である。漁網は漁業種類ごとに異なり、主なものでは底びき網、船びき網、まき網、刺網、定置網などの漁業用の網に加えて、ノリ養殖や大型魚類用の養殖用の網等がある。

2018年の漁網の販売数量は6,656トン、販売額は147.9億円となっている(注3)（経済産業省「生産動態統計年報　繊維・生活用品統計編」）。輸出は2,613トン、輸入は1,013トンとなっており、国内で供給される漁網の大部分は国内で生産されている（財務省「貿易統計」）。

漁網会社は、漁網の原料となるナイロン、ポリエチレンやポリエステルといった化学繊維を繊維メーカーから購入し、漁網用原糸、撚糸（ねんし）、編網の工程を経て網地にし、更にロープや浮玉といった他の漁具を縫い合わせて網地を実際に漁場で使用する形にする仕立て工程を経て完成する。これら全ての工程を１社で行う場合もあるが、漁網用原糸・撚糸生産や仕立てなど一部の工程のみを担う漁網会社もある。

撚糸・編網工程では機械化・自動化が進んでいるが、対象とする魚種や地理的条件、慣行、資源の状況、漁業者の好みや価格に応じて、繊維の種類や組合せ、網目の大きさ、網の比重、高さ、強さ、色などを変えるため、多品種・少量生産である(注4)。また、現場で使用する漁網に仕上げる仕立て工程は、手作業で行われており、現在でも労働

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

集約的である。大手漁網会社には、系列の子会社や協力工場があり、これらの工場が一部の工程を担ったり、突発的な注文に対応したりしている。

底びき網やまき網は耐用年数が短く網の更新頻度が高いため、漁網生産が中心となるが、耐用年数10～25年ほどになる定置漁網の場合(注5)、各パーツの定期的な修繕・防汚加工や、漁場での敷設・仕立てなども漁網会社の重要な事業となっており、漁網に付随した事業が編網工程よりも重要な稼ぎ頭となっている漁網会社もある(注6)。

漁網は直接的に水揚量を左右する生産資材であり、高額で買い直しも容易ではない。営業担当者は、定期的に顧客である漁業者や販売代理店を訪問して、顔のみえる関係を形成し、漁網・漁具の使用状況、漁場の状態、漁網の更新のタイミングなどを把握して現場の課題に即応することで、漁業者との長期的な関係を構築している。

国内で生産される漁網は、価格面では海外で生産された漁網と比べて割高となるものの、品質や漁網会社の営業担当者との間の信頼関係、細かな注文に応える漁網会社の柔軟性等があるため、輸入に対する競争力も高い。

漁網の販売経路には、漁業者への直接販売と、漁協経由での漁業者への販売、そして販売代理店経由での漁業者・漁協への販売があり、慣例や地理的条件、売掛金回収のリスク負担の軽減等の理由により使い分けられている(注7)。販売代理店では、営業担当者が漁協・漁業者と密接な関係を形成しており、そのなかには販売代理業務にとどまらず、自社で漁網の仕立てや修繕・敷設などを行うものもある。

製造する漁網の多様性、耐用年数、漁業者との関係性の違いから、各漁網会社には専門領域がある。その設立の目的が地域の中核となる漁業への漁網供給であった漁網会社も多く、近世期や戦前に創業した会社もある(注8)。

17年６月時点、漁網製造業で４人以上の従業者のいる国内の事業所(注9)は、29道府県に計92か所あり、これらの事業所で2,408人が漁網製造業に従事している(注10)（第１表）。１事

第1表　漁網会社の本社所在地、事業所、従業者数、出荷額

（単位　社、事業所、人、百万円、人／事業所）

	製網組合会員社数（18年度）	事業所数	従業者数	製造品出荷額等	従業者数/事業所
愛知県	20	15	387	783	25.8
三重県	12	8	121	270	15.1
石川県	4	8	323	405	40.4
岡山県	4	4	111	101	27.8
東京都	3	-	-	-	-
鹿児島県	2	1	5	X	5.0
静岡県	2	1	12	X	12.0
愛媛県	1	1	30	X	30.0
熊本県	1	2	297	X	148.5
広島県	1	5	295	1,623	59.0
大阪府	1	1	4	X	4.0
大分県	1	2	54	X	27.0
鳥取県	1	-	-	-	-
和歌山県	1	1	8	X	8.0
北海道	-	17	245	350	14.4
長崎県	-	4	84	185	21.0
富山県	-	3	62	81	20.7
岩手県	-	3	25	20	8.3
佐賀県	-	1	114	X	114.0
その他13県	-	15	231	-	15.4
計	54	92	2,408	…	26.2

資料　経済産業省「工業統計調査」（17年6月現在）、日本製網工業組合Webページ

（注）1　製網組合会員ではない漁網会社に加え、会員漁網会社の子会社が含まれていない事例が散見されるため、実際の漁網会社数はこれを上回るとみられる。

2　×は調査対象数が少ないため、特定を避けるために記載がないものをさす。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

業所あたりの従業者は、平均26.2人と小規模である。

北陸地方には漁網会社の集積がみられ、複数の定置専門メーカーの本社工場や仕立て工場がある。石川県だけで８事業所で323人が働いている。また、地場の紡績業と結びついて漁網産業の展開がみられた愛知県・三重県では小規模な漁網会社を中心に集積が形成されており、愛知県では15事業所で387人、三重県では８事業所で121人が漁網製造業に従事している。北海道には全国各地の漁網会社の工場があり、事業所数が最も多くなっている。道北・道東のサケ定置用の仕立て工場のように、労働集約的な作業を行う小規模工場も多い。広島県には国内最大手の漁網会社の基幹工場を中心に、５事業所があり、295人が漁網の開発・製造に携わっている。ノリの養殖が盛んな有明海に接する熊本県には、養殖網専門会社の２つの生産拠点があり、漁網製造業に297人が従事している。国内の生産拠点はいずれも小規模で、漁業種類ごとに全国に分散している。

80年代から90年代初頭まで400か所を超えた事業所数は2000年には184か所、17年現在では92か所と大幅に減少し、再編が進んでいる（経済産業省「工業統計調査」）。日本製網工業組合[注11]の会員数も80年度の312社から減少を続け、18年度には54社と６分の１となっている。特に減少が著しいのが、大手漁網会社の下請・協力工場の多い三重・愛知県で、大手漁網会社の減産のあおりを受け、それぞれ80年の12分の１、６分の１に減少している[注12]。このように、漁網産業では再編が進んでいる。

（注３） ただし、日本製網工業組合では業界の規模を500億円としている（https://seimou.exblog.jp/935914/）。

（注４） 定置網の場合には、同じ漁業者でも技術が向上するにつれ、当初は破損を恐れて強くて重い漁網を使用していた漁業者も、バランスを考慮しながら、網揚げ作業が容易になる細くて軽い漁網を使うことがあるとされる。

（注５） 漁業構造改革総合対策事業の対象となる定置漁業経営の漁網の使用予定年数による（http://www.fpo.jf-net.ne.jp/gyoumu/hojyojigyo/01kozo/kozo_nintei.html）。

（注６） ただし、近年では存続が困難となった協力工場を大手漁網会社が統合する事例もみられる。ホクモウでは09年に協力会社が能登半島地震で倒壊したのを機に、生産体制の見直しを行い、県内の協力会社３社を統合して直営工場を設置している（読売新聞2009年11月14日付）。

（注７） 東北のアサヤ（株）（創業1850年）や（株）三亥（創業1923年）、西日本の（株）菊谷茂吉商店（創業1869年）や（株）三谷船具店（創業1961年）など、各地域に漁業関係者と密接な関係にある代理店がある。

（注８） 以下の創業・創立・設立や工場の配置に関する記述は各社Webページの記載による。石川県には定置網漁業関連の集積がみられ、大同漁網（株）（創立1946年）、中外製網（株）（創業1907年）、ホクモウ（株）（設立1943年）の本社工場や仕立て工場がある。愛知県には市川漁網製造（株）（創業1910年）、長田漁網（株）（創業1915年）、トヨネン（株）（創業1925年）、木下製網（株）（創業1933年）、三重県にはアミカン（株）（創業1794年）、日本ケンモウ造機（株）（設立1933年）など複数の漁網会社が生産拠点を置いている。愛知・三重の両県では繊維産業の展開とともに、漁網会社の集積が形成されてきた。このほか、無結節網に強みを持つ最大手漁網会社である日東製網（設立1910年）、小魚用のもじ網を生産する愛媛県の朝日綟子網（株）（設立1926年）、ノリ養殖用網を主として扱う第一製網（株）（設立1954年）がある。かつては日本を代表する漁網メーカーであったニチモウ（株）（創業1910年）は漁網事業を縮小している。そのほかに100年以上漁網生産に携わる漁網会社として、大分県の（株）長浦製網所（創業1781年）、愛知県の東京製網繊維ロープ（株）（前身が設立1887年）、鹿児島県の鹿児島漁網（株）（創業1901年）、鳥取県の（株）カスミ（創業1910年）がある。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

(注９) なお、経済産業省「工業統計調査」における漁網製造業の事業所とは、実際に漁網の製造を行っている事業所であり、営業所のような製造を行わない拠点は含まれない。

(注10) 経済産業省「平成29（2017）年 工業統計調査」による。綱製造業に分類される事業所にも漁網生産に携わるものもあるため、漁網生産に関連した事業所数はこれよりも多いと考えられる。

(注11) 会員は、「漁網及びその他の網（蛙又機、無結節機、ラッセル機、もじ網機又は本目機により製造したものに限る）製造業の中小企業者の改善発達を図るための必要な事業を行い、これらの者の経営の安定及び合理化を図る事」とされている（日本製網工業組合Webページ）。

(注12) 80年では三重県で145社、愛知県で124社と２県だけで85%を占めていたが、現在では三重県12社、愛知県20社で６割程度である。

第１図　国内漁業の生産量と漁網販売数量

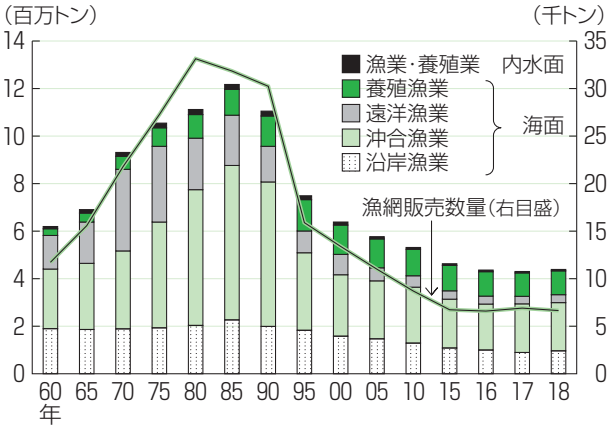

資料　農林水産省「漁業・養殖業生産統計」、経済産業省「生産動態統計年報」「繊維・生活用品統計年報」「繊維統計年報」「工業統計調査」いずれも各年版

（注）　2000年、05年、10年は陸上網を含む。1960～75年は出荷数量、80～2018年は販売数量。

2　オイルショック後の日本漁業の構造変化と漁網会社の対応

(1)　日本漁業における生産構造の変化

戦後日本漁業の拡大とともに販売量を伸ばしてきた漁網産業は、1970年代の２度のオイルショックと200海里問題による遠洋漁業の行き詰まりにより、多大な影響を被った。日本の漁業生産量は72年に1,000万トンを超えると、84年の1,282万トンをピークに沖合・沿岸漁業の比重を高めながら、90年まで1,000万トン超の漁獲量を維持したが、資源の変動や魚価の低落の影響から90年代末には600万トン台に半減し、2018年には439万トンと最盛期の３分の１まで減少している（第１図）。

オイルショックや200海里に伴う遠洋漁業の縮小と漁業種類の変化、その後の漁業生産自体の停滞により、70～80年代に３万トンを超えた漁網の販売数量（出荷数量）は、90年代には１万トンを割り込み、18年には５分の１の6,656トンまで減少している。

80年代には遠洋漁業に代わって、マイワシを対象にした沖合のまき網漁業や、サケ資源の回復や省エネルギーの視点から見直されつつあった定置網漁業が好調であったことに加え、漁網会社による販路拡大の取組みも一定の成果を上げたこと(注13)で、漁網生産量の落ち込みは一部の分野に限定されていた。また、建築用ネット、スポーツ用ネットなど、陸上網に製品の中心を移していく漁網会社もみられた(注14)。

しかし、90年代に入り漁獲量全体が減少すると、まき網漁業や定置網漁業の分野でも漁網生産は縮減を余儀なくされた（第２図）。円高に加え、東・東南アジア諸国も競争力を高めていたため、輸出で国内需要の減少を埋めることはできなかった(注15)。89年には6,154トンの漁網が輸出されたが、90年代半ばには2,000トン台に落ち込み、18年現在

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

第2図　漁業種類別の漁獲量、定置網漁業の割合

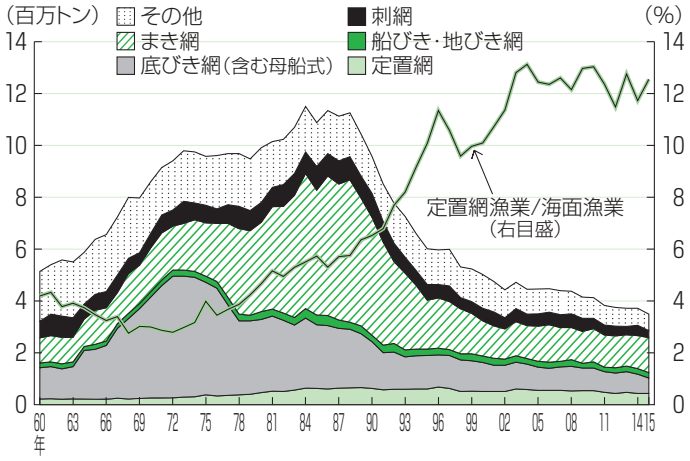

資料　農林水産省「漁業・養殖業生産統計」各年版

も2,000トン台にとどまっている（財務省「貿易統計」）。

（注13） 例えば日東製網では、石油価格が高騰するなかで、既存の漁網を無結節網に置き換えることで販路を拡大している。無結節網は、既存の漁網と比べて、かさばらず、軽いため、小さな漁船で大きな漁網を運搬できた。また、その分、燃料代も抑えることができるなどの利点があったとされる（植田（2019年刊行予定））。

（注14） 聞き取り調査によると、スポーツ用のネット、建築用ネットの更新頻度は、漁業用と比べて頻繁ではなく、精度も求められないため、漁網と比べて売上げには貢献しなかったとされる。

（注15） 90年代には漁網を生産するために必要な編網機も中国、韓国、タイ、インドで製造され、アジア諸国の工場で低いコストで漁網を生産しており、日本製品の脅威となっていた。200海里で日本を締め出した地域では漁業が振興され、それに伴って各国で漁網生産が活発化したため、日本の漁網会社が輸出を伸ばすことは困難であった（榎本（1997））。

（2）　構造再編下における漁網会社の対応

２度のオイルショックと200海里問題を受けて、大手漁網会社では、70年代以降、事業内容を変えながら戦略的に変化に対応していった。大別すると①食品分野等への進出や商社業務の拡大、製品の外注化、②生産拠点の一部、または大半を海外に移転して海外市場の維持を図るための海外企業との合弁事業の拡大、③特殊網の生産に重点を置いた展開などで（山本（1980））[注16]、それぞれ漁業構造の変化に対応した。

90年代以降、漁網市場全体が縮小するなかで、このような漁網会社間の戦略の違いは更に顕著になる。大手水産会社とともに遠洋部門を拡大し、200海里で最も大きな影響を被った①のなかには、漁網事業の売却・譲渡を行う企業もあらわれた[注17]。海外に市場・生産拠点を求めた②では、国内工場での漁網製造をやめ、フィリピン、インドネシア、メキシコに生産拠点を移転した。

他方で、特殊網への特化を進めた③では、他社の事業を買収して取扱品種を増やす漁網会社や事業領域を拡大する漁網会社がある一方で、漁網の製造から撤退する漁網会社もみられるなど対応が分かれた。養殖網・定置網漁業分野は、漁網の販売だけではなく、各種サービスを提供する関連事業の比率を高めた。

とりわけ、③のうちでも定置網漁業分野に強みを持つ漁網会社が、70年代末から漁網の敷設や仕立て・設計等の事業へ進出し、漁網市場が縮小するなかで関連事業の比重を拡大していった[注18]。固定式の漁網で漁獲する定置網漁業では、漁網の役割が他の漁業部門と比べても大きいため、それ以前から漁網会社と漁業者との関係は密接であ

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

ったとみられる。漁網会社は、漁業者の行ってきた仕立て・敷設・設計も自社で行うことで、漁網の販売量の減少を補う新たな事業領域を拡大していった。

このような定置網漁業分野での漁網会社による事業領域の拡大は、次にみるように定置網漁業が沿岸漁業のなかで漁獲量や就業場所としての重要性を増す過程で進んだ。

(注16) なお、山本（1980）には会社名は明示されていないが、本社所在地、得意とする漁網、取引先との関係などの記載があるため、ここでは特徴から類推して記述している。

(注17) 日東製網では05年には泰東製綱（株）の漁網事業を買収、定置網やまき網等に加えて底びき・トロール等、新たな漁網分野を強化して、漁網の総合メーカーとなっている。

(注18) 90年の漁網会社の広告によると、日東製網は「定置網の設計、定置船の設計・製造、漁業診断、敷設から経営相談まで、お客様のあらゆる御相談に応じております」、ホクモウは「漁場調査・設計・編網・仕立・敷設・操業指導・管理等、独自のトータルシステムで定置網漁業経営の安定に貢献します。私たちホクモウが目指しているのは、定置網漁業コンサルタントです。お気軽にお声をかけてください。」としており、網の生産だけに重点を置いていないことが分かる。また、粕谷製網でも「専門員技術員による徹底した漁場調査と設計」「専門技術員による敷込みから操業指導」を売りにしている。

3　定置網漁業における構造変化と漁網会社の事業拡大

(1)　定置網漁業の構造変化

日本漁業が縮減するなかで、定置網漁業の比重は相対的に高まり、漁獲量で海面漁業の13%、沿岸漁業の30%を占める中核的な漁業となっている（前掲第２図）。

定置網漁業には、漁業権免許の必要な大型・サケ定置網漁業と漁業権免許を必要としない小型定置網漁業がある。大型・サケ定置網漁業には、北海道でサケを主たる漁獲物とするサケ定置網と、漁具を定置して営む定置網漁業で身網の設置水深が27m以上（以深）の大型定置網がある。(注19) サケ定置網の経営体は、サケを主な漁獲対象とすることから年間の出漁日数は70～90日程度であるのに対し、大型定置網では漁獲対象の違いにより特定の期間のみ操業するものから周年操業するものまで多様な経営体がある。

大型・サケ定置網は、平均9.1人の海上作業従事者を用いて大規模に営まれている。一方、小型定置網漁業の海上作業従事者は、家族労働力等を用いながら2.6人と、大型・サケ定置網と比べて小規模となっている（第２表）。

大型・サケ定置網の経営体は、70年代半ばに増加した後、漸減して969経営体まで落ち込んだものの、再び増加に転じ、13年には1,252経営体となっている。この間、総漁業経営体、沿岸漁業層や小型定置網の経営体は半減している（第２表）。また、大型・サケ定置網の個人経営体では、後継者のいる割合が30.5%となっており、沿岸漁業層の12.6%と比べて高くなっている（農林水産省「2013年漁業センサス」）。日本漁業が縮減傾向にあるなかで、大型・サケ定置網漁業は特異な漁業部門であると言える。

定置網漁業は、地域の働く場としても重要な役割を果たしている。2013年漁業センサスによると、海上作業従事者数は大型定置網で6,258人、サケ定置網で5,074人、小型

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

第2表　定置網漁業の経営体数、経営体あたり海上作業従事者、漁獲量、漁獲金額

（単位　経営体、人／経営体、千トン、億円）

	68年	73	78	83	88	93	98	03	08	13
総経営体数	254,118	232,302	217,734	207,439	190,271	171,524	150,586	132,417	115,196	94,507
うち沿岸漁業層	…	…	206,796	196,190	180,377	162,795	142,678	125,434	109,022	89,107
うち定置網	5,816	6,587	7,480	7,393	7,085	6,398	6,110	5,426	4,661	4,119
大型・サケ定置	711	832	1,217	1,162	1,179	1,126	1,068	969	1,086	1,252
小型定置	5,105	5,755	6,263	6,231	5,906	5,272	5,042	4,457	3,575	2,867
海上作業従事者/経営体 大型・サケ定置	26.4	21.4	14.1	16.7	15.3	14.3	12.9	12.2	※10.1	※9.1
海上作業従事者/経営体 小型定置	4.3	3.4	3.4	3.5	3.3	3.1	2.9	2.8	※2.6	※2.6
総漁獲量	8,670	10,763	10,828	11,967	12,785	8,707	6,684	6,083	5,592	4,774
うち沿岸漁業	2,004	1,820	1,990	2,137	2,115	1,861	1,582	1,577	1,319	1,151
うち定置網	220	292	375	567	648	594	510	605	531	474
大型定置	105	130	181	325	364	309	221	237	263	236
サケ定置	10	33	50	76	92	121	134	216	126	142
小型定置	105	129	145	166	192	164	154	153	142	95
総漁業産出額	7,448	14,641	24,512	29,032	27,216	24,881	20,284	15,901	16,279	14,358
うち沿岸漁業	1,814	3,465	6,839	7,456	7,687	7,364	6,074	5,009	…	…
うち定置網	275	691	1,560	1,729	1,820	1,802	1,367	1,144	…	…
大型定置	134	251	462	636	643	695	573	475	…	…
サケ定置	37	208	633	561	625	576	349	330	…	…
小型定置	105	232	465	533	552	531	445	339	…	…

資料　農林水産省「漁業センサス」「漁業・養殖業生産統計」
（注）1　大型定置は93年までその他大型定置網、98年から大型定置網、さけ定置は88年までさけ・ます定置網、93年からさけ定置網をさす。
2　沿岸および漁業種類別の漁業産出額は06年までしか統計がとられていない。
3　※08年、13年漁業センサスでは海上作業従事者の把握方法に連続性がない。03年までは最盛期、それ以降は11月1日時点の海上作業従事者。

定置網で7,428人となっており、沿岸漁業層の96,421人の２割程度を定置網漁業が占める。家族労働者が半数程度の小型定置網では、海上作業従事者が08年の9,406人から2,000人近く減少している。一方、雇用労働者が大半を占める大型・サケ定置網は08年の6,222人、4,801人から、それぞれ36人、273人増加している。大型・サケ定置網の新規雇用者には、Ｕターン、Ｉターン者も多いとされる[注20]（松浦・玉置・清水（2018））。生産、経営、就業の場として、大型・サケ定置網は重要性を増しているとみることができる。

（注19） 水産庁Webページ
http://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/pdf/gyogyoukengaiyou.pdf

（注20） 2003年漁業センサスによると大型定置網の32.8%が40歳未満の男性雇用労働者とされる。

（2）　定置網漁網会社の事業拡大

日本漁業で定置網漁業が漁獲量や就業の場として比重を高める過程は、以下に述べるように、漁網会社が定置網漁業で事業領域が拡大する過程でもあった。

定置網を専門的に扱う漁網会社は、全国に分布している。大同漁網（株）（創立1946年）、中外製網（株）（創業1907年）、ホクモウ（株）（設立1943年）が、定置網漁業が盛んな石川県に本社・生産拠点を置いている。また、広島県には国内の最大手の漁網会社である日東製網（株）（創立1910年）の生産

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

拠点が置かれている。長崎県には小型定置網に強みを持つ粕谷製網（株）（創業1946年）の本社・生産拠点がある。大型定置網の取扱いでは、ホクモウと日東製網２社のシェアが高いとされ、拠点工場のほかに定置網漁業が盛んに行われる地域に仕立て工場を整備している。(注21)

定置網の取引において、漁網会社と漁業者の関係は継続的である。漁網会社が漁網を販売してその代金を回収して関係が終わるわけではなく、仕立て・敷設・修繕に加え、新規漁網の受注と長期にわたる。また、多くの定置網漁場では、営業担当者が日常的に定置網漁業者の経営状況や網の状態を確認し、未然に経営が行き詰まらないように努めている。(注22) 大手定置網漁網会社は、全国各地に営業所を設置することで、顧客の要望に対応できる体制を構築している。

漁網会社は、70年代以降、機械の導入で海上作業の省力化を進めるとともに、漁業者が行っていた網の仕立て・敷設や設計を請け負い、90年代以降は経営の行き詰まる漁場の立て直しにも関与することで、漁業者との関係を強めてきた。以下では、その動きを省力機器の導入、仕立て・敷設の事業化、提案型事業の展開に着目して検討したい。

(注21) 網の種類ごとのシェアを示した統計はないため、複数の漁網会社からの聞き取り調査による。

(注22) ホクモウの場合は、小規模な網の補修であれば、営業担当者の現場の判断に任されている。

a　省力機器の導入

高度成長期には定置網漁業の漁獲量は沖合・遠洋漁業と比べて伸び悩んでいたことに加え、漁村の労働力が高度成長により流出したことから、省力化が重要な課題となっていた。

漁網会社では1960年代末に漁業者・漁業機械製造会社と協力し、漁業の効率化や省力化につながる省力機器の開発を進めた。省力機器のなかでも、とりわけ省力化に貢献したのが、キャッチホーラー（CH）(注23)である。漁網会社は、他の漁業分野で普及していたキャッチホーラーを定置網の網起こし用(注24)に改良し、70年から導入した（川辺（1971））。

２つの球形のゴムタイヤを強く接触させて回転させることで、網を傷つけずに網起こしを行い、再び海中にもどすことができるCHは、販売開始と同時に全国に普及したとされる(注25)（老月（2004、2007））。CHにより従来は３～５隻で行っていた作業が１隻でも可能になり、これまで海上作業に30人が従事していた定置網の場合、15人に減らすことが可能となった。CHに代表される省力機器が普及する過程で、１経営体あたりの最盛期の海上作業従事者は、1968年の26.4人から、73年には21.4人、78年には14.1人と短期間で減少していった(注26)（前掲第２表）。

70年代以降の省力機器の導入によって、定置網漁業では操業の効率化や漁網の大型化が可能になったが、漁業者はこれまでの経験や勘だけを生かして漁業を行うことができなくなった。それによって、漁業者は漁網・漁業機械に関する知識を持つ漁網会社への依存を高めていくことになったとみられる。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

(注23) 網起こし作業の機械導入は、網を痛めてしまう問題からはえ縄と比べて遅れていたが、福島県の（株）興洋により網を傷めないで網起こしが可能になる機械が開発されると、短期間で全国に普及した。高度成長に伴って賃金の高騰で労働力の確保が困難となっていた漁業業界で“救いの神様”と賞賛された。（日経産業新聞1981年11月20日付）。

(注24) 定置網に入った魚を網を揚げて船に移す作業である。

(注25) CHは駆動源を油圧装置とすることで小型であったことも普及につながったとされる（老月（2004、2007））。

(注26) なお、当該期には大型定置網と比べて最盛期の海上作業従事者数の少ないサケ定置網の経営体も増加しているが、その影響を考慮しても１経営体あたりの作業者は減少している。

b　仕立て・敷設の事業化

漁網会社は、従来は漁業者が自ら行ってきた漁網の仕立て・敷設の作業や漁網の設計、およびそれらに関連した漁場の調査を請け負うことで、漁網の販売だけでは伸び代が小さい定置網漁業での事業を拡大していった。

２度のオイルショックと200海里問題により、外延的な漁業の拡大が制限されるなかで、省力化漁業として沿岸で行われる定置網漁業が見直され、定置漁場の新設・移動が増加した。北海道・岩手県などでは、新たにサケ定置網漁業が、経験の少ない地元漁業者主体で営まれることになったため、漁網会社の力が必要とされた。また、既存の漁場でも定置網の仕立て・敷設の技術を持った漁業者が不足し、漁場の環境の変化への対応が困難になりつつあった。

具体的に定置網漁場の新設・移動の事例をみたい。70年代以降、定置網を専門的に取り扱う各漁網会社は、サケふ化放流事業が一定の成果を挙げていた北海道に、仕立て工場を整備していった。(注27) 北海道では1960年にサケの漁獲量は１万トン、70年で１万9,000トンほどであったが、放流事業が成果を挙げるなかで81年の７万5,000トンまで増加した。これに伴い、新たに大型定置網でサケ漁業を始める漁業者が増加した。

サケ定置網は、従来は個人や会社経営が多く、ベテランの東北出身の船頭を雇用し、乗組員も船頭の同郷者が多かった。だが、北海道庁は74年の第５次定置網漁業権免許の切替えにあたり、地元の沿岸漁業者が主体となった「協業化」を推し進める方針をとった（新北海道漁業史編さん委員会編（2001））。漁網会社では、地元漁業者に欠けていた漁網の仕立て・敷設の作業や設計を代替して事業を拡大した。

また、岩手県でも定置網漁業における漁網会社の関与は強まっていった。岩手県では北洋漁業でのサケ漁獲量が減少するなかで、定置網によるサケ漁獲量が増加傾向にあった。84年の第７次免許更新では、免許の新設・移動が増え、漁網会社では漁網設置のための水深調査や等深図の作成依頼、具体的な網の設置に関する業務が増加した（ホクモウ漁撈開発部（2008））。

岩手県でも地元主体で免許の更新が行われ、定置網漁業への漁協の関与が強まった。地域外の企業に免許されていた定置網漁場では再編が進み、地元漁業者を主体に営まれることになった(注28)（加瀬（2008））。北海道と同様に岩手県でも地元漁業者の漁網会社に対する漁網の仕立て・敷設・設計に関する

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

需要を捉えることで漁網会社は事業を拡大した。(注29)

漁網会社自身は漁業者が行ってきた仕立て・敷設の技術を漁業者から積極的に取得し、自社の事業に組み込んでいった。石川県の漁網会社であるホクモウでは、ブリ資源の減少や魚種変動に対応した漁網の導入を円滑に進めるため、77年頃からベテランの船頭が社員の指導を行い、社員自ら漁具の仕立てや敷設を行う体制を整備していった（ホクモウ漁撈開発部（2008））。

さらに、漁網に関連した技術が漁網会社に蓄積されるなかで、定置網漁業者の後継者（漁協自営の場合は漁協職員）育成を自ら担う漁網会社もあらわれた。ホクモウでは、88年から漁網の敷設・設計・仕立て・修繕などの技術指導を始めた。研修を終えた漁業者には、現場で中心となって漁業の指導を行う船頭として活躍するものもおり、各地域の定置網漁業の技術的な底上げにも貢献していった。(注30)

このように70年代以降、漁網会社では定置網漁業に内在する新たな需要を捉えて、漁網の仕立て・敷設事業に進出した。また、漁網の仕立て・敷設や設計技術を蓄積するなかで、後継者の育成を行う漁網会社もあらわれるなど、定置網漁業における存在感を高めていくことになった。

(注27) 70年に大同漁網が道北の紋別、79年に道北の稚内にそれぞれ仕立て工場を整備すると、続いて82年にホクモウが道東の標津、83年に日東製網も道東の標茶に仕立て工場を設置している。

(注28) 岩手県では、大洋漁業（株）（現・マルハ（株））が定置網漁業から撤退したが、地元の漁協の構成員でもある会社・個人の場合には、漁協との共同経営に変更したとされる。一方、地域外の漁業会社の場合には、地域内の漁場からの撤退を余儀なくされている。雇用の面では、地元の漁業者は北洋漁業が衰退するなかで子弟を積極的に定置網漁業で雇うように求めていたとされる（加瀬（2008））。

(注29) アサヤ提供資料「江戸時代から続く 漁具屋と漁師の物語」

(注30) 例えば、86年からの４年間研修を受けた研修生は、研修後、20代で千葉県鴨川市漁協の漁協自営定置で船頭として活躍したとされる（ホクモウ提供資料「今、海に翔る 定置網のプロフェッショナルを育てる」）。また、京都府の若手漁業者の研修施設である海の民学舎の研修生も、ホクモウでの網修理技術研修を受けている。

c　提案型事業の拡大

90年代以降、定置網漁業の新規漁場が減少する一方、水揚量の大幅な変動や魚価安といった環境の変化に、既存の漁業者が対応できないことから設備投資が滞り、抜本的な改革を必要とする漁場が増加していった。大型定置網で漁獲されるマイワシの漁獲量は、85～95年で18.5万トンから3.1万トンと６分の１に減る一方、ブリ、カタクチイワシ、マアジ、イカ等は増加するなど、漁獲物の構成はこの間に大きく変動した（第３図）。(注31)

漁網会社では仕立て・敷設や設計で蓄積してきたデータを活用しながら、そうした漁場の立て直しに関与していった（平井（2009））。漁場の再建に向けた提案をするにあたり、各漁網会社では収集した漁場の情報を分析し、調査・診断を行う部署を設置して漁場の再建を行う体制を整備していった。(注32)(注33)

92年に日東製網が横須賀市大楠漁協の要請で神奈川県の大楠漁場を再建（後述）す

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

第3図　大型定置網漁業の魚種別漁獲量・漁労体数

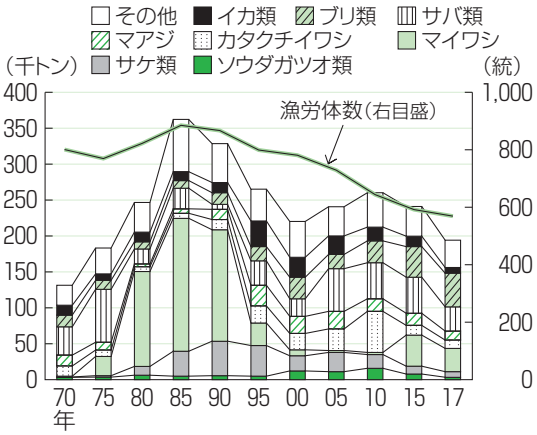

資料　第2図に同じ

ると、ホクモウも95年の石川県の能登の小浦羽根大敷網組合での漁業支援を皮切りに、波並大敷網組合（後述）等、能登半島を中心に全国各地の漁場で再建に着手していった。

このような地元漁業者に対する支援のほかに、地元で漁場の再建が困難になった場合は、地域の漁協・漁業者の了解を得て、漁網会社が取引関係にある地域外の漁業者を誘致して、漁場を再生する動きもある。三重県や静岡県・神奈川県等の漁場では、休漁した漁場で日東製網と取引関係にある地域外の漁業者が、新たに定置網漁業を経営することで漁場が再生している。(注34)

また、漁業者の所得向上を目的に、漁網会社は、水揚物の活じめ方法の指導や販売先の紹介等、流通分野での支援を強めている。日東製網では入網魚の価格上昇を目的に、国内鮮魚チームを発足している(注35)（松尾・長尾・仲（2008））。06年からは定置網漁業会社との鮮魚販売ネットワークを構築し、漁業と流通・小売業界を仲介する新たな事業にも乗り出している。社内に国内鮮魚販売・支援対策チームを設置し、漁業者に販売方法の指導も行う。また、15年からは中国地方の地方スーパーマーケットと顧客である四国の定置網漁業者の橋渡しを行い、スーパーマーケットが定置網の漁獲物をすべて買い取る「一艘（そう）買い」を開始している(注36)（副島・細川（2016）、副島（2017））。

漁網会社の提案による漁場の再建に向けた取組みでは、漁獲効率の向上、周年操業化、網型の変更や定置網専用船の導入による省人・省力化、魚価の向上に向けた活魚出荷の拡大や出荷時期の調整、販路の拡大等が行われている。国の「もうかる漁業創設支援事業」は、実質的にこのような漁網会社の提案力を活用して実施されている。以下では代表的な事例を確認したい。

(a)　大楠漁場の再建

92年に休漁となった神奈川県三浦半島の相模湾側に位置する大楠漁場では、横須賀市大楠漁協の日東製網への協力要請で漁場の再建が行われた（青木（1994））。

定置網漁場の経営は、新たに新潟県で2か統の定置網を経営していた氷越大謀網と横須賀市大楠漁協の共同経営で行われることになり、氷越大謀網から漁労長が派遣され、指導にあたることになった。

再建にあたり、日東製網は従来の漁場の実績、水揚げ魚種の推定、漁場経営、雇用条件、操業形態、魚の販売体制、水揚げ予想、周年操業の可能性、網の位置・角度等

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

について検討を行った。

漁場再建では、経営者と漁労長の要望に応じて保守管理が容易な漁網を導入し、同時にCH５台を取り付け、12人で操業可能な定置網漁船を新造するなどの省力化が行われた。

また、東北・北陸から集めていた従業員の地元採用への切替えも進んだ。90年代には東北からの出稼ぎに依存してきた漁場で、人材確保が困難となっていた。都市近郊で地元雇用に切り替えるためには、水揚額の増加を図って他産業並みの賃金を確保する必要があった。(注37) 水揚額を上げるために、夏網でサワラを中心に漁獲する従来の運用を改め、周年操業で冬季のワラサやブリも漁獲対象とするなど、操業期間や漁獲対象の変更も行われた。

(b) 波並漁場の再建

石川県の能登半島の富山湾側に位置する波並漁場では、97年からホクモウの提案で漁場の再建が始まった（ホクモウ営業部(1998)）。

再建にあたり、ホクモウでは波並大敷網組合の組合長や役員に対し、投資と生産のバランスを取ること、全てを新しく作り替えてモデル漁場にすること、設計・敷設等、操業までの管理を自社で行うことなどの条件を掲げ、了解を得ている。漁船・漁具で３億４千万円の投資が必要となることから、漁場の立地と構成、現状の網の状態と漁獲の因果関係、隣接する漁場との対比関係から漁場の診断を行い、それを数値化することで投資効果を社内で検討した。このような再建では、地元の漁業者のやる気も重要な指標になるとされる。

漁場再建では、網の形を変え入網率を高めて漁獲の増大を目指すとともに、CHよりも更に労働力を節減できる環締め方式の採用で、網起こしを行う定置網漁船を３隻から大型船１隻に集約し、乗組員を24人から17人に減らした。また、水揚物の付加価値向上を目的に、出荷調整用の大型いけす網も導入した。水揚額の目標を１人1,000万円の１億7,000万円に設定して実施された。

(c) 片田漁場の再建

三重県志摩市志摩町の片田大敷網組合では98～2000年の不漁で資金繰りが悪化した地元の定置漁業経営体の事業売却話が持ち上がるなかで、地元の漁業者が主体となった漁場の再建を目指し、ホクモウが事業の立て直しを行った。(注38)

再建にあたり、ホクモウから技術担当者２人が片田大敷網組合に派遣され、うち１人が船頭となり、漁網の敷設や修繕、漁業の方法を指導した。また、ホクモウは新たに必要となる３億数千万円の漁網・漁船を片田大敷網組合に投資し、５年間かけて水揚額から支払う方法をとることで、結果的にリースに近い価格で漁網・漁船を供給した。(注39)

漁場再建では、網型を変えることでブリ・ワラサだけではなく、アジ・スルメイカなども漁獲対象とすることで水揚げの安定が目指された。また、30人体制で行われてい

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

た定置網漁業を15人体制に改め、省力化を図った。一方、定置網はホクモウで仕立て、漁業者は漁業に専念して負荷を軽減すると同時に賃金の引下げも行われた。

事業が軌道にのるなかで、長期的な事業の継続を見据えて、片田大敷網組合は内部留保のできない任意組合方式から株式会社の片田定置（株）へと改組された。

片田漁場の再建では、ホクモウが自社で育成した技術者が船頭として地域の中に入り、定置漁場で地元の漁業者の指導にあたって再建を実現した。同社は、片田定置（株）の成功を受け、07年に定置網漁業の技術者チームを結成し、石川県・秋田県・青森県等で漁場を再建している。

(d) もうかる漁業創設支援事業

漁網会社の漁場の再建に向けた実績を踏まえた国の施策も展開されている。

07年から実施されている国の漁業構造改革総合対策事業では、魚価の低迷や燃油・資材費価格が高止まるなかで、省エネルギー・省コストの取組みを推進し、収益性を重視した操業・生産体制への転換を促し、国際競争力のある経営体への転換を目指すことを目的に事業が進められている。(注40)

同事業のうち、もうかる漁業創設支援事業（以下「もうかる漁業」という）では、地域で策定した改革計画に基づいて収益改善に向けた実証事業を行う漁協等に対し、国が必要な経費を支援する。地域の改革計画の策定段階から、漁場の再建に向けた提案力を持つ日東製網やホクモウ、粕谷製網が関与している。定置網漁業に関連した全ての改革計画に漁網会社が関わるという点で、もうかる漁業は、漁場の再建に向けた漁網会社の取組みの延長線上に位置づけることができる。

現在までに20の定置網漁業の改革が認定され、漁網の改良、網起こしの省力化、作業環境の改善、人件費・漁具修繕費の削減、周年操業による経営の安定化といったこれまで漁網会社が漁場の再建で行ってきた事業が各地で実施されている（第３表）。なかには、２つの定置網を１つの経営にすることで操業の安定と休漁漁場の有効活用を目指す事業や、魚群探知機を用いて事前に入網した魚を把握し、出漁の可否・作業人員・資材（氷など）の量を把握することで更なる省力化を追及した事業などがあり、漁場が抱える課題に漁網会社は新たな技術を投入して取り組んでいる。

なお、もうかる漁業に対する国の支援措置は、用船料等補助金と運転経費等助成金からなる。用船料等補助金は船舶の用船料等が該当し、漁船の減価償却費、修繕費、漁具等償却費等の固定費で構成される用船料補助経費に補助率（３分の１）を乗じた額となっている。また、運転経費等助成金は人件費や燃油代、餌代、氷代等の運転経費の総額であり、事業期間終了後に全額を事業期間中の漁獲物等の販売にかかる代金等から国に返還することになる(注41)（奈田（2018））。

以上にみたとおり、90年代以降、魚価の低落や資源の変動など、漁業者の日々の改善で解決できない問題が増加するなかで、

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

第3表　漁業構造改革総合対策事業の対象となる大型・小型定置網漁業経営の現状と事業活用後の見通し

（単位　年度、百万円）

プロジェクト名（略称）	漁業種類	地域プロジェクト運営者	漁網メーカー	期間	収益目標（現状→5年目）	
					水揚額	償却前利益
舞鶴市地域	大型定置網	京都府漁連（京都府）	ホクモウ	12～16	235.8→244.9	10.5→31.9
網代港地域	小型定置網	鳥取県漁協（鳥取県）	日東製網	12～14	45.1→ 48.5	△0.6→ 4.6
はぎ地域	小型定置網	山口県漁協（山口県）	ホクモウ	13～16	24.0→ 39.2	1.3→14.8
神奈川県地域	大型定置網	神奈川県漁連（神奈川県）	日東製網	14～16	127.6→189.6	△6.8→57.1
竹野地域	大型定置網	但馬漁協（兵庫県）	日東製網	14～17	88.9→105.8	11.4→21.8
秋田県地域	大型定置網	秋田県漁協（秋田県）	ホクモウ	15～19	95.5→114.0	26.6→34.5
鹿児島定置地域	大型定置網	鹿児島県漁連（鹿児島県）	ホクモウ	15～18	109.4→125.1	14.3→36.9
能都地域※	大型定置網	石川県漁協（石川県）	ホクモウ	15～17	223.2→239.5	10.5→68.9
延岡地域	大型定置網	宮崎県漁連（宮崎県）	ホクモウ	15～19	88.3→129.6	2.3→37.6
五島定置地域	大型定置網	五島漁協（長崎県）	日東・粕谷製網	16～20	151.2→153.0	29.1→34.0
山口外海地域※	大型定置網	山口県漁協（山口県）	ホクモウ	16～21	89.3→100.2	4.4→30.4
福井県地域	大型定置網	福井県漁連（福井県）	ホクモウ	16～20	112.9→120.8	19.3→32.3
太地町地域	大型・小型	太地町漁協（和歌山県）	ホクモウ	17～22	139.0→145.1	22.1→35.7
青森県漁業地域	小型定置網	青森県漁連（青森県）	日東製網	16～21	87.5→ 94.1	14.7→21.8
とやま市地域	大型定置網	とやま市漁協（富山県）	日東製網	16～20	113.2→166.0	1.7→45.6
尾鷲地域	大型定置網	尾鷲漁協（三重県）	日東製網	17～22	138.9→153.0	22.3→45.3
野根地域	大型定置網	野根漁協（高知県）	日東製網	17～22	105.8→142.4	△4.5→26.9
青森県漁業地域	大型定置網	青森県漁連（青森県）	日東製網	18～23	91.9→103.6	26.5→37.2
千葉県地域漁船漁業改革推進集中	大型定置網	（公財）千葉県水産振興公社（千葉県）	ホクモウ	19～23	268.8→323.8	△56.4→38.9
積丹地域	大型定置網	東しゃこたん漁協（北海道）	日東製網	19～23	110.7→121.8	1.8→25.3

資料　NPO法人水産業・漁村活性化推進機構Webページ上の定置網漁業に関する改革計画書をもとに作成
（注）　※1統操業から2統操業へ転換するため現状については試算値。

漁網会社は漁場の再建に向けた提案型事業を拡大してきた。これらの事業は、全国各地の漁網の仕立て・敷設・設計に関わり、同時に地域横断的に漁場の情報を集積・分析してきた漁網会社の強みが生かされている。漁場再建は地域の了解を取りつつ、漁網会社の主導で進められている。もうかる漁業では漁網会社のこれまでの実績を取り込む形で、計画立案段階から漁網会社も参画して実施されている。このように、定置網漁業における漁網会社の存在感は高まっている。

（注31） 漁獲の変動に対して、特に出資配当を優先して内部留保が困難になりがちな村張り的な任意組合の漁場で、経営が行き詰まることが多かったとされる（松浦・玉置・清水（2018））。

（注32） 04年からホクモウではGPSを導入して漁場の３Dデータを収集し漁場の利用法を分析している（ホクモウ漁撈開発部（2008））。日東製網では大学の研究者と共同開発した網地シミュレータNaLA-Systemを用いて漁場の利用法を含めた事業提案を行っている（鈴木・高木（2014））。

（注33） 例えば、ホクモウでは定置漁労技術者の集団であるホクモウマリナーズを07年に結成、漁場の診断、維持管理、漁場の立て直しに力を入れている（ホクモウ漁撈開発部（2008））。

（注34） そうした情報提供により、近年では三重県での清洋水産（株）の参入や、静岡県での網代漁業（株）の参入がみられる（植田（2019刊行予定））。

（注35） 漁網会社が高い鮮度で漁獲した魚の価値を漁業者に伝え、沖で優先的に氷じめ処理する魚の順番等に助言を行い、市場の動向を把握できる漁業者に育成することによる経営の安定を目的としている。

（注36） 日東製網では網代漁業（株）とネクトンLLPを形成し、独自の市場外流通を行うなど、流通部門に力を入れている。

（注37） 同時期には鎌倉漁場で操業する（有）井戸隠居丸でも、東北出身の出稼ぎ者から地元出身者への従業員の切替えに向けて、省力化に向け

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

た網の改良や漁船の導入が行われている。鎌倉漁場の事例でも、少人数で作業をこなし、安定した収益を上げることに重点が置かれている（嘉山（1995））。

（注38） ホクモウでの聞き取り調査によると、当時の社長の判断で漁場の再建に乗り出したとされる。

（注39） なお、当時、派遣された漁網会社の技術担当者によると、地元漁業者と飲食をともにするなど地域の漁業者との関係づくりに重点を置いて漁場再建を進めたということである。

（注40） 水産庁Webページ
http://www.jfa.maff.go.jp/j/budget/23_hosei/pdf/111226_kouzou.pdf

（注41） NPO法人水産業・漁村活性化推進機構Webページ
http://www.fpo.jf-net.ne.jp/gyoumu/hojyojigyo/01kozo/kozo_kenshokekkahoukoku.html
舞鶴市地域、網代港地域、はぎ地域、神奈川県地域の４プロジェクトでは、実証結果が公開されており、１プロジェクトで計画を上回っている。他のプロジェクトも水産資源の変動、人件費の高騰で計画を下回るものの改善傾向にある。

4　定置網漁業における漁網会社の事業拡大による効果と今後の課題

漁網会社は、定置網漁業における省力化を推進し、同時に網の仕立て・敷設・設計などの業務を請け負うことで漁業者の担っていた作業を代替し、蓄積してきた情報を活用しながら、現在は経営の行き詰まった漁場の再建にも携わっている。

サービス部門の拡大によって漁網会社は、廉価な輸入漁網に対する障壁を形成してきた。その一方で、定置網部門における漁業者の自律性は、他の部門と比べて弱まってきていると推察される。

漁網会社が主導してきた省力化は、定置網漁業の経営を高コスト体質にし、そのコストに見合うだけの水揚額を必要とする経営に変えている。そして、省力機器により海上作業の所要労働力を減らした副作用として、漁船の帰港後や休漁日に行う陸上作業の人員は不足しがちとなり、日常的な漁網の補修等に支障をきたす経営も出ているとされる。また、漁場の再建や再生は、あくまでも漁網会社が長期にわたって漁網の取引ができると判断した漁場で行われるため、漁場の選別が進む可能性がある。

（1）　定置網漁業経営におけるコストの増大

漁網会社が推進してきた省力機器の導入、網の設計や敷設、仕立て作業の請負は、定置網漁業での海上および陸上労働力を削減してきた。限られた労働力で定置網漁業を行うことで、他の沿岸漁業分野に労働力を振り分けることも可能にしてきたとみられる。

他方で、定置網漁業の機械化や大型化は、投資に見合った水揚額を必要とし、その目標を達成するために新たな機器を導入するという循環を生んでいる。漁網会社では漁業機械製造会社に加えて、造船会社、漁網運搬車の改造を行う整備会社とも連携して省力化・効率化、周年操業に対応した資機材を開発している。定置網には２億円、定置網専用漁船には１億円が必要とされ、投資額は総額で３億数千万円に達すると見込まれる。投資額の拡大は、漁業者の操業の効率化・省力化を更に進める反面、漁業者

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

の設備投資を増大させている。(注42)

(注42) 定置網の専用船では動揺を抑制し、荒天でも操業可能となり、船上の作業スペースを広くとることで操業の効率化とともに労働環境の改善も考慮されている（米澤（2003））。ホクモウでは顧客のニーズに合わせて、定置網専用漁船を各地域の造船所と提携して製造している。

(2) 労働力の確保

省力化は着実に進むものの(注43)、一方で陸上作業を行う労働力を確保できない漁場も出てきつつある(注44)。漁網会社の仕立て工場が近隣にある場合には、日々の修繕作業を漁網会社が担うこともあるが、漁網会社でも、全てを受託するだけの人員を確保することは難しいとされる。

今後、沿岸地域の人口減少が更に進むことにより、漁網の管理が不十分となる漁場や、事業の存続が困難になる漁場が出てくる可能性もある。Uターン、Iターン者は増加しているが、漁業者の減少を食い止めるほど増加しているわけではない。漁業者は機械を導入して海上作業の省力化を進めると同時に、ある程度の作業は漁場ごとで行えるよう人員を確保する必要がある。将来的には、漁網会社による修繕事業の拡大や、複数の定置網漁場の漁業者が共同して修繕を行うといった対応が必要になる可能性もある。

(注43) 日東製網ではICTを用いたユビキタス魚探の開発で魚群を可視化し、網揚げのタイミングの調整や積載する資材量を調整するなど更なる省力化に向けた技術を開発している（細川（2018））。

(注44) 環締め方式を用いることで労働力を8人程度まで削減することができる。一方、環締め方式の定置網では陸上作業に必要な人員が確保できなくなる恐れがあること、高価であること、網への負荷が大きく傷みやすいという課題もある。漁業者は、実態に合わせて2つの網起こし機械を選択している。

(3) 定置網漁業と地域漁業との関係

漁網会社は定置網漁場を効率的に活用して、最大限の水揚げを上げるための支援を行っているが、他方で定置網漁業のなかには、地域の営漁体系に組み込まれて、地域の漁業者が中心となり、特定の時期だけ経営されている漁場もある。このような漁場の場合、定置網漁業経営にとっての最適な漁場の利用のあり方と、その地域の複数の漁業種類も組み合わせて操業する漁業者の最適な漁場の利用のあり方は一致するとは限らないだろう(注45)。

また、定置網漁業は高コスト体質になるなかで、資源の変動により定置網漁業の経営がより不安定になる可能性もある。

その際、漁網会社が採算が合うと判断しなかった漁場の経営は、厳しさを増すことになると想定される。地域の漁業者は意識改革を行い、一層のコスト意識を持って定置網漁業を営んでいく必要があるだろう。

(注45) 例えば、長崎県野母崎三和漁協では、小型底びき網漁業者による定置網漁業の共同経営が行われている。これは夏から秋に行う底びき網漁業の漁閑期に定置網漁業を行っている（水産庁漁港漁場整備部防災漁村課（2012））。

むすびにかえて

本稿では、漁網産業の近年の動向を定置網漁業分野を中心に明らかにしてきた。日本漁業の構造が変化するなかで、定置網漁業を専門分野とする漁網会社では、漁網の

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

仕立て・敷設・設計等のこれまで漁業者が担ってきた作業の一部を担うことで事業領域を拡大してきた。

他方で、定置網漁業に従事する漁業者も漁網会社に作業の一部を委ねて、漁業従事者の減少や資源の変動、魚価低下といった大きな環境変動に対応した操業を可能にしてきた。

かつては斜陽部門と言われた定置網漁業は、現在、安定的な水揚げの上がる沿岸漁業における基幹的な漁業となっているが、このような変化は漁網会社と漁業者との分業関係の変化によって実現したとみることができる。

一方、確かに漁網会社が推進する定置網漁業の省力化は漁村の人口が減少するなかでの操業を可能にしてきたものの、他方で漁業経営に占める設備投資のウェイトを更に高めている。さらに、海上作業の省力化は陸上作業にあたる人員の不足という新たな問題も生みつつある。このような要因が絡み合うことで、定置網漁業をこれまでのように経営していくことを、困難にする可能性もある。新たな課題に漁網会社がどのように対峙していくのかについては、今後も注目したい。

なお、定置網漁業に従事する経営体には、漁協の自営、任意組合といった地元主体のものと、地域を横断して展開する定置網漁業会社などがある。本稿では、個別経営体の性格の違いに則して、漁網会社との関係を整理することができていない。地元主体の経営体が減少傾向にあるなかで、地域外の企業が参入する事例も増えているとされる。今後は、漁業者の性格の違いも考慮しながら、更に研究を深めていきたい。

また、現場の漁業者の側から捉えることで、漁網会社の事業を相対化して捉えることも残された課題である。引き続き調査を行い、これらの課題に応えたい。

＜参考文献＞

- 青木昭男（1994）「『漁場復興』大楠定置網に見る再建の軌跡」『ていち』第86号
- 植田展大（2019刊行予定）「地域企業としての日東製網」張楓編『産業をつくる地域　地域をつくる産業』日本経済評論社
- 榎本英雄（1997）「製網業界の現状と展望」『ていち』第91号
- 老月哲（2004）「定置網の網起し方式」『ていち』第106号
- 老月哲（2007）「現場で活躍する漁労機械たち」『ていち』第111号
- 加瀬和俊（1988）『沿岸漁業の担い手と後継者──就業構造の現状と展望──』成山堂書店
- 加瀬和俊（2008）「釜石市における漁業──経済振興策と家族・地域・漁協──（特集 社会の希望・地域の希望──希望学の現在──）」『社会科学研究』第59巻第２号
- 嘉山通夫（1995）「少人数で取り組む大型定置網」『ていち』第87号
- 川辺実（1971）「キャッチホーラー（定置網用網起し機）の使用状況について」『水産海洋研究会報』第19号
- 岸信良樹（1994）「定置漁場の調査について」『ていち』第85号
- 西郷清彦・松尾浩司（2010）「産地市場における供給調整と独自流通の確立」『ていち』第117号
- 佐々木貴文・佐野雅昭・濱田武士・工藤貴史（2017）「漁業生産構造　経営体の階層別・漁業種類別分布」農林水産省編『わが国水産業の環境変化と漁業構造──2013年漁業センサス構造分析書──』農林統計協会
- 水産庁漁港漁場整備部防災漁村課（2012）「漁業の多角化を進めるための指針──地先資源の活用による漁業者の収益確保と漁村の活性化にむけて──」
- 水産庁漁政部経済課編（1950）『綿漁網の生産に就て（未定稿）』
- 鈴木勝也・髙木力（2014）「網漁具の形状・荷重解

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

析シミュレータ NaLA-Systemについて」『ていち』第125号
・副島久実・細川良範（2016）「I社（広島県）」東京水産振興会編『水産物取扱いにおける小売業の動向と現代的特徴──平成27年度事業報告──』
・副島久実（2017）「ローカルスーパーにおける漁業生産との連携と地産地消型流通販売の実現：スーパーマーケットと漁業生産との連携による競争力強化の根拠とその意義（大会シンポジウム特集号 水産物小売の現代的特徴とその再生：スーパーチェーンの限界と未来）」『漁業経済研究』第61巻第１号
・田中史憲（1994）「定置網漁場調査と管理」『ていち』第85号
・田原陽三（1996）「京都府伊根漁場の大型船について」『ていち』第90号
・玉置泰司（2018）「定置網漁業の今日的評価」『地域漁業研究』第58巻第１号
・中村静治（1957）「戦後中小工業構造変革の一典型──合成繊維の発展による漁網工業の変様──」『政経月誌』第43号
・奈田兼一（2018）「もうかる漁業の改革計画に見る定置漁業の将来像」『地域漁業研究』第58巻第１号
・ニチモウ編纂（1990）『70年の歩み』
・日東製網（2005）「海外まき網漁業における網漁具の進歩」『海洋水産エンジニアリング』第５巻第41号
・農林中央金庫調査部（1953）「合成繊維漁網について」『農林金融』第６巻第８号
・馬場治（2018）「定置網漁業経営体の組織形態と漁村活性化への貢献」『地域漁業研究』第58巻第１号
・肥田雅之（2018）「『日東製網定置技術勉強会』の開催にあたって」『ていち』第134号
・平井良夫（2009）「企業だより『世界の食卓を支える』漁具メーカーの取り組み」『日本水産学会誌』第75巻４号
・廣吉勝治（2011）「わが国漁業の課題と2008年漁業センサス分析の課題」農林水産省編『新時代の漁業構造と新たな役割──2008年漁業センサス構造分析書──』農林統計協会
・ホクモウ営業部（1998）「波並（はなみ）漁場における漁場再生業務について」『ていち』第94号
・ホクモウ漁撈開発部（2008）「メーカーにおける漁場調査の変遷」『ていち』第113号
・細川貴志（2018）「ユビキタス魚探の開発とクロマグロの入網判別の可能性」『ていち』第133号
・新北海道漁業史編さん委員会編（2001）『新北海道漁業史』北海道水産林務部
・松浦勉・玉置泰司・清水幾太郎（2018）『頑張っています定置漁村──定置網は海上サラリーマン漁業──』農林統計協会
・松尾浩司・長尾和幸・仲宏章（2008）「『魚を扱う』漁網メーカーの試み──網元直送『定置網物』活魚・鮮魚販売──」『ていち』第113号
・松平良介・小坂榮一（2013）「台島大謀の変遷と再生へ向けての取り組み」『ていち』第124号
・松平良介・瀬古嘉範（2014）「青森県尻屋定置──沿革とこれからの展望──」『ていち』第126号
・山本興治（1980）「最近の漁網業界（下関産業文化研究所調査報告）」『下関市立大学論集』第24巻第１号
・米澤重明（2003）「21世紀の定置船」『ていち』第104号
・呼子武彦（1977）「転換期を迎えた漁網業界」『農林金融』第30巻第10号

（うえだ　のぶひろ）

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

談話室

政策論の作法

この夏の初めに、私は大学で書庫の整理をしていた。書庫の大きさは25mプールの半分くらいで、複数の教員によって使用されているのだが、大学の改組が遠因となりスペースが半分に削られることになってしまったのである。書庫の資料は、大学で購入したものと私物があり、前者は図書館へ移動し、後者は各自研究室で引き取るか廃棄となる。私物は、殆どが定年退職された先生方の持ち物であり（文字通り遺産となっているものもある）、ご尊顔を思い出しながらおそるおそる取捨選択の作業を進めることとなった。

この書庫のある建物は1992年の夏頃に建ったのだが、当時学部４年生であった私は古い建物からこの書庫へ本を移す作業をしていた。その時は資料の価値など全くわからず、指導教員の指示通りに作業するだけであったが、それでも古い資料を見つけると一緒に作業をしていたゼミの仲間に見せたりしていた。しかし、「古い」だけでは話は続かず、驚きもなくなり、手が真っ黒になるにつれて無口になっていったように記憶している。

あれから四半世紀が過ぎて、この夏の書庫の整理で目を引いたのはやはり古い資料とりわけ戦後の水産庁の調査報告書であった。その理由は、まずは単純にボリュームが多いということである。当時、水産庁は漁業制度改革のための実態調査（漁業制度改革資料・漁家経済調査資料等）を大規模に実施しており、水産庁職員のみならず研究機関（水産研究会・水産事情調査所・日本常民文化研究所等）や大学の研究者が大挙この調査に参画していた。この当時を上回る規模の実態調査は今日に至るまで産官学問わず実施されていないといってよいだろう。

しかし、これらの調査報告書が目を引くのは量よりも質である。緻密でまさに地を這うような実態調査によって日本各地の漁村の実態を漁場利用構造、就業構造、階層構造等を把握し、そこから日本漁業の問題構造と政策課題について解明している。これらの実態調査が漁業法をはじめとした戦後の漁業制度の民主的改革に結実していくこととなり、また調査に参画した水産庁職員と大学の研究者が中心となって1953年に漁業経済学会を発足することとなった。

行政においても学問においても、まずは「認識」であり、それなくして政策や

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

理論の形成には至らない。元水産庁長官の佐竹五六氏は「ファクトファインディングによる現状の把握と評価、その規定要因の分析と施策による現状の操作可能性の検討は、合理的な政策策定の基本である」としている(『体験的官僚論』、有斐閣、1998年、p269)。

佐竹さんは「政策論」において優れた業績を残されており、私はこれまでに幾度かレクチャーを受ける機会に恵まれた。その際に教わったことを自分なりに整理すると以下のようになる。政策とは、「現状」を「望ましい状態」に変革するためのアクションプランであり、「現状認識」→「現状評価」→「目標設定」→「施策」と4つのプロセスによって政策が形成される。そして政策形成の原動力は「理念」であり、「理念」に基づいて「現状評価」と「目標設定」がなされる。

これがオーソドックスな政策形成プロセスではあるが、現実の政策形成は社会の諸事情によって制約的影響を受ける。近年は、政治、財政、制度、時間などの外部条件が政策形成に多大な影響を与えるようになってきている。このような制約条件が一因となり政策形成のための実態調査が戦後と比較すると疎かになってきたといわざるを得ない。その結果でもあるが、昨今の農林水産業の政策を見ると現状の認識・評価からではなく外部(他産業や諸外国)から生み出された政策理念・手法に基づいて政策形成されるケースも少なくない。それ自体は直ちに否定されるものではないが、近年の政策形成においては現状認識を重視するといった基本姿勢そのものが変化してきているのではないかという危機感を持つ。

さて、佐竹さんは先述した政策形成プロセスを「政策論の作法」と呼んでいる。作法とは「礼にかなった立ち居振る舞いのしかた」のことである。なぜ「政策論の作法」なのかといえば、上記のプロセスによって策定された政策は、その正当性や妥当性について第三者でも検証することが可能だからである。また時間が経過しても関連資料のみによって検証可能であることも重要な作法であろう。

このことは冒頭の書庫整理も同様である。時間が経過しても検証可能か否かということが資料の取捨選択の基準となった。それが先達から後続へ資料を繋いでいくための書庫整理の作法であろう。

(東京海洋大学 海洋科学部海洋政策文化学科

准教授　工藤貴史・くどう　たかふみ**)**

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

漁協における漁業自営の目的・意義と実態

主任研究員　尾中謙治

〔要　　旨〕

本稿では漁協自営漁業の制度上の成立過程、その概況および漁業種類ごとの実態を整理し、漁協自営漁業の目的や意義を検討する。

漁協自営漁業ができるようになったのは、1933年の漁業法の改正によってである。それは、農山漁村経済更生運動の一環として漁村経済の中核体たる漁業組合の機能強化が必要とされたからであった。その後、水産業協同組合法の成立・改正に伴い漁協自営漁業は、漁協の経済事業のひとつとしての位置づけに加えて、漁業調整、漁場の総合利用、漁利の均てんなどの役割も政府に期待されることとなった。

水産業協同組合統計表によると、2017年度に漁協自営漁業を実施している漁協は942組合中184組合（19.5%）であり、当事業が黒字は65.6%、赤字は34.4%である。当社の16年度に実施したアンケート調査によると、漁協自営漁業の目的は「組合経営の財源確保」（83.1%）が最も多く、次に「組合員の流出防止」（37.3%）、「漁業生産（量）の維持」（35.6%）であった。

現地調査を実施した20漁協の漁協自営漁業の目的を整理すると、多くの漁協が漁協経営の財源確保を目的のひとつに挙げていたが、加えて漁業種類別にみると、大型定置網では地域漁業・漁村振興、地まき式貝類養殖や潜水では資源管理や漁業調整（紛争防止）、魚貝類養殖では機会損失の回避や新漁業の開発、を目的としている。

漁協自営漁業は、有意義な目的を有しており、だからこそ漁協に漁業自営が認められているといえる。経営上の各種リスクには十分注意する必要はあるが、漁業者が減少し、漁村が衰退している地域では、漁協が漁業自営などを通じて地域漁業・経済の活性化を促していくことが期待される。

目　次

はじめに
1　漁協自営漁業の成立過程
（1）　戦前
（2）　水産業協同組合法の成立
（3）　1949年水協法改正
（4）　法的要件の緩和
（5）　1950～60年代の漁協自営漁業の実態
2　漁協自営漁業の概況
3　漁業種類別の漁協自営漁業の実態
（1）　大型定置網
（2）　潜水器漁業
（3）　貝類養殖
（4）　魚類養殖
（5）　漁協自営漁業のポジショニング
おわりに

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

はじめに

漁業者の高齢化や後継者不足、水揚量の減少など、漁協事業を取り巻く環境の厳しさは継続している。水産庁「水産業協同組合統計表」によると、2017年度の沿海地区出資漁協（942組合集計）の事業利益は全体で12億円の黒字を計上しているが、漁協別にみると黒字が323組合（34.3％）、赤字が619組合（65.7％）であり、利益を得ることが難しい漁協が多いことがわかる。(注1) そのようななか、漁協は直接販売や加工事業などの新規事業や既存事業の改善・経費削減、合併などを通じて漁協経営の維持・拡大を図ろうとしている。

漁協による漁業自営（以下「漁協自営漁業」という）もその取組みのひとつであり、実施していない漁協においては新たな事業の候補と考えられる。漁協自営漁業は組合経営の財源確保のほかに地域漁業の維持や雇用創出、新たな漁業の担い手などの役割も期待できるが、一方で漁協自営漁業は漁業者と競合する可能性もあり、また経営上のリスクも伴うため容易に取り組めるものではない。

こうした漁協自営漁業の実態を把握するために、16年度に全国の沿海地区出資漁協1,155組合を対象にアンケート調査（回収率52.0％）を実施し、また20漁協での現地調査（16～17年度）を実施した。(注2) 本稿では漁協自営漁業についての制度上の成立過程をたどり、統計資料でその変遷を確認したうえで、アンケート調査結果に基づき最近の概況を把握し、現地調査結果から漁業種類ごとの実態を述べる。特に漁協自営漁業の目的や意義を政策と実施漁協の両方の視点からまとめ、漁協自営漁業のあり方を検討する。それによって、新たな事業を模索している、もしくは漁業自営に取り組もうと考えている漁協などの参考に資することを目指す。

（注１） 経常利益の段階では改善し、黒字が759組合（80.6%）、赤字が183組合（19.4%）である。
（注２） 報告書は、加瀬ほか（2017、2018）。

1　漁協自営漁業の成立過程

(1)　戦前

漁協に漁業自営が法律上認められたのは、1933年の漁業法の改正によってである。

旧漁業法（1901年）制定時には、「漁業組合は漁業権の共有及行使に付権利を有し義務を負う。但し自ら漁業を為すことを得ず」（第19条。引用文を現代仮名遣いに改め、濁点・句読点を補足。以下同様）とし、漁業組合に経済事業を認めた明治漁業法（1910年）でも漁業組合による漁業自営を禁止していた（第43条３項）。

その後、昭和恐慌が発生し、魚価の低迷等により漁村経済は厳しい状況となり、政府はそれを打開するために農山漁村経済更生運動を展開した。その一環として漁村経済の中核体たる漁業組合の機能強化が必要と認識され、1933年の漁業法改正で、出資制をとる漁業組合を漁業協同組合と呼称することとなり、漁業協同組合は経済事業や所管大臣の許可を得て漁業自営を行うこと

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

が可能となった（第43条ノ８）[注3]。

（注３）「昭和９年（1934年）７月25日付勅令第234号によって定められた漁業種類は、『寄網、建切網、地引網、その他多数者の協力操業を必要とし且農林大臣の指定したる漁業につき組合員の多数を操業に参加せしめて営む場合』となっている。農林大臣の指定は前記３漁業のほか『寄魚、建廻網、船曳網、旋網、敷網』の５種類であった（農林省水産局編『漁業組合関係法規並例規』昭和13年刊）」山本（2001）54頁。

（2） 水産業協同組合法の成立

1943年には水産業団体法が成立し、漁業会（漁業組合の戦時期の名称）に関する規定は漁業法から分離された。この時も出資漁業会は、一定の要件の下で漁業自営が認められていた。その後、48年に水産業団体法が水産業協同組合法（以下「水協法」という）に置き換えられ、第17条（漁業の経営）に漁協に漁業自営を認める条文が規定された。漁業自営ができる漁協の法的要件は以下の項目をすべて備えることであった。

①組合員の属する世帯の数が、組合の地区内に住所を有する漁民の属する世帯の数の３分の２以上

②組合員の過半数が組合の営む漁業又はこれに附帯する事業に従事すること

③組合員に出資をさせる組合であること

④１組合員の有することのできる出資口数の最高限度が組合員の平均出資口数の２倍をこえないこと

⑤組合の営む漁業又はこれに附帯する事業に従事する組合員の有する出資口数の全部が組合の総出資口数の過半数であること

⑥組合の営む漁業又はこれに附帯する事業に従事する者の３分の２以上が組合員又は組合員と世帯を同じくする者であること

この要件は、漁業生産組合（以下「生産組合」という）とほぼ同様であった。これは本来漁協が流通面の協同化を、生産組合は生産の協同化を担うのであるが、両方の地区と構成員がほとんど同一である場合、二枚看板の重複を避けるために、漁協も生産組合と同様の条件を備える際には、漁協による漁業自営を行えることにしたことによる。

（3） 1949年水協法改正

49年の現行漁業法の作成過程において、漁協管理の認められる共同漁業権と一部の区画漁業権以外の漁業権は、自ら経営を行う者にのみ与えられ、従来まで可能であった貸付ができない方向に決まっていった。それによって漁協が漁業自営を行わない場合は漁業権を失うこととなるので、漁協は漁業自営を行うことによって漁業権の免許主体になろうとした。しかし、当初の水協法第17条を実際に漁協が具備することは容易ではなかった。さらに、漁協自営漁業の意義が、当初の漁協の経済事業活動のひとつとしての位置づけから、漁業調整、漁場の総合利用、漁利の均てんのための漁業自営として転換され、生産の協同化が推進されることとなった[注4、5]。そこで、49年の漁業法施行法によって水協法が改正され、漁協自営漁業の要件が大幅に緩和された。

改正点は、漁業自営ができる漁協の当初の法的要件のうち③出資組合、⑥漁業自営従事者の３分の２以上が組合員（同一世帯員を含む）の２つを残し、ほかはすべて削

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

除されたが、代わりに組合員（准組合員を含む）の３分の２以上の書面による同意を要することが追加された。この項目が追加されたのは「組合と組合員との漁業競合及び自営それ自体が組合の経営全体に相当の危険負担を負わせる場合や特に自営漁業に従事するものが組合員の一部に過ぎない場合のあることが考えられる」[注6]からである。同意は自営する漁業種類ごとに必要とし、さらに漁業種類ごとに定款に記載し、行政庁の認可を受けることが求められた。

（注４） 水産庁協同組合課編（1951）73～74頁。

（注５） 漁利の均てん等を漁協が行うことの背景には「前浜の漁場はできるだけその地に住む住民（漁民）の共同利益」とする思想がある（山本（2012）83頁）。また、「地先の限られた漁場において、限られた数の漁民しかその漁業に従事できない場合、その漁場がよい漁場であればある程そこからえられる利益の分配が問題になってくる。このような場合多くは協同組合がその漁業を自営し、それによる利益を組合の配当金の形で組合員に分配してきた。このような漁利の分配機関としての協同組合自営、更にそれにとどまらず沿岸漁業の問題は生産組合では解決しえず、協同組合自営こそが唯一の解決方途ではあるまいか」（水産庁経済課編（1949）92頁）という考え方も反映されている。

（注６） 漁協経営センター出版部編（1991）116頁。

（4）　法的要件の緩和

62年の水協法の改正によって、⑥「漁業自営従事者の３分の２以上が組合員」が「漁業自営の常時従事者の２分の１以上が組合員（同一世帯員を含む）」に、93年の改正では「２分の１以上」が「３分の１以上」に緩和された。

93年改正の趣旨は以下のとおりである。

「最近、漁業の担い手の不足が問題となっており、漁業生産の継続や漁場の有効利用が図られないおそれが生じているため、今後は、漁業協同組合（以下「漁協」という。）による漁業自営をより積極的に推進していくことが必要である。しかしながら、漁協の組合員等は高齢化しており、組合員等だけでは十分な労働力の確保が困難な場合もあること、漁業技術の発展に伴い設備等の高度化が進展しており、組合員等以外の専門的な従事者も必要になっていること等情勢は大きく変化してきている。このため、今回の法改正において、漁協の漁業自営の要件を緩和することとされたものである」（「水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行について」〔93年10月15日〕）。

以上のような改正を経て、現在の漁業自営ができる漁協の法的要件は、①出資組合であること、②漁業自営従事者の３分の１以上が組合員（同一世帯員を含む）、③組合員の３分の２以上の書面による同意があること、④定款に記載し、行政庁の認可を受けること、をすべて備えることとなっている（水協法第17条）。

（5）　1950～60年代の漁協自営漁業の実態

鹿児島県（2000）によると、50年代頃の漁協が漁業自営に取り組んだ目的を大別すると２つある。ひとつは漁協の運営（漁協経営の財源確保）のためであり、漁業種類としては地区で一定の経験がある優良な漁業（定置網、地びき網）が営まれた。もうひとつは地区の人々の働く場を確保するためであり、漁業種類としては一定の乗組員数を

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

必要とする漁船漁業が選択されるケースが多かった。しかし、１年以内に負債を抱えて漁協自営漁業を廃業したところもあるなど、鹿児島県下の大部分の漁協自営漁業の成績は芳しくなく、一部の安定した定置網漁業などが成果を上げていた。成績が良くなかった理由としては、不漁や不適格な事業計画、拙劣な経営、李ライン(注7)の設立などが挙げられている。

第1表　漁業種類別にみた漁協自営漁業の実施漁協数の推移（1953～1968年）

（単位　組合）

	53年	58	63	68
総数	552	467	395(注)	383(注)
その他の母船式（捕鯨除く）	-	22	17	15
底びき網	9	16	15	13
まき網	49	39	15	8
敷網	27	17	13	4
刺網	23	23	11	8
釣･はえ縄	53	63	33	36
地びき･船びき網	66	43	16	10
大型定置網	90	97	85	83
小型定置網	59	49	48	30
採貝藻	85	33	36	29
その他の漁業	25	-	7	9
浅海養殖	66	65	98	138

資料　第4次漁業センサスをもとに作成
（注）　漁船を使用せず漁業を営んだ経営体を含む。

1949年（第１次）漁業センサスによると、漁業自営を実施していた漁業会は105であったが、1954年（第２次）センサスでは実施漁協が552に増加している。これは主に定置網漁業の増加であり、ほかにアジ・サバやカツオ・マグロ等を対象とした釣・はえ縄が50組合ほど増加したことによる。なかには、漁業自営が契機となって漁協の販売事業が強化され、その他事業も展開し、地域漁業が活性化したという漁協もあった。漁業種類としては、大型定置網、地びき網、船びき網、採貝藻、海面養殖（真珠、カキなど）が主なものであった。漁業自営にあたっての設備等への資金は、多くの漁協が漁業権証券の資金化(注8)を活用していた。

1953～68年の漁業自営実施漁協数の推移は第１表のとおりで、53年以降、実施している漁協数は減少傾向にある。この原因について、合併などによって漁協数が減少していることもあるが、1973年（第５次）センサスは「埋立てや海水汚染による沿岸漁場の喪失及び漁村からの労働力流出による沿岸大規模漁業の操業不能が原因と思われる」としている。漁協自営漁業の減少の大部分は経営不振による廃業であり、それによって漁協財務の悪化につながるものが大部分であった。66年６月に、水産庁協同組合課が都道府県に対して、経営不振漁協の不振原因を照会したところ、「自営漁業の失敗」は「経営基盤の弱小」「受取債権の固定化」「漁海況の変化」に次いで第４位であった。(注9)

以上のように、33年の漁業法の改正までは漁協による漁業自営は禁止されていたが、30年前後の昭和恐慌に伴う漁村経済の停滞にあたって、政府は漁村の中核的存在である漁業組合に漁業自営を認め、漁村経済の更生を図った。当時の沿岸漁業者は零細で、生産性が低く、それを克服する手段としても漁協自営漁業は推進された。一方で、漁協自営漁業の失敗が漁村に大きなダメージを与え、漁村が回復不能になるのではないかという議論も並行して行われていた。

48年の水協法の制定後は、漁協自営漁業の役割として漁村経済の再生・活性化に加えて、漁業調整、漁場の総合利用、漁利の

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

均てんも期待された。さらに、93年の水協法の改正趣旨では、漁協自営漁業に漁業生産の継続や漁場の有効利用を図ることを役割として望んでいた。

水協法成立当初の漁協自営漁業の実態としては、漁協自営漁業によって漁協の財政状態を改善したり、地域の雇用を創出したりすることに成功した漁協もあった。他方で、カツオ・マグロ漁業自営に参入した漁協などの漁業自営の廃業も相次ぎ、漁業・漁村の更生に有効とはいえない面もあった。その要因としては、不漁や不適格な事業計画、稚拙な経営、埋立てや海水汚染による沿岸漁場の喪失、漁村からの労働力の流出などが挙げられる。

（注７） 1952年に韓国の李承晩大統領が宣言した国防上および資源保護のため公海上に設けた海域線。韓国側はこの線内にはいる日本漁船を捕らえ、漁民を抑留した（高柳光寿・竹内理三編（1966）『角川日本史辞典』角川書店）。

（注８） 漁業制度改革（1949年）に伴い、旧漁業法による漁業権を一斉消滅させ、その補償として漁業権証券を旧漁業会等の漁業権者に交付し、これを漁協が活用できるようになった。1951年に漁業権証券買い上げ要綱が決定され、３次にわたる資金化を通じて漁村の更正、漁協の育成強化が図られることとなった。第１次資金化は主に漁協を中心とした生産の協同化（漁業自営）に活用されている（鹿児島県（2000）774～776頁）。

（注９） 全国漁業協同組合連合会水産業協同組合制度史編纂委員会編（1971b）284頁。

2　漁協自営漁業の概況

1954～2017年度の漁業自営実施漁協数の推移は第１図のとおりであり、減少傾向にはあるが、これは合併による漁協数の減少も反映している。その影響を取り除いて実勢を把握するため、実施漁協が全漁協に占める割合をみると、ピークは87年度の22.5％で、90年度代は低下傾向となったものの00年度代以降に回復し、13年度以降は20％近くで推移している（第２図）。本節では、現在の漁協自営漁業の漁業種類や目的・役割などをみることとする。

第１図　漁協自営漁業の実施漁協数の推移（1954～2017年度）

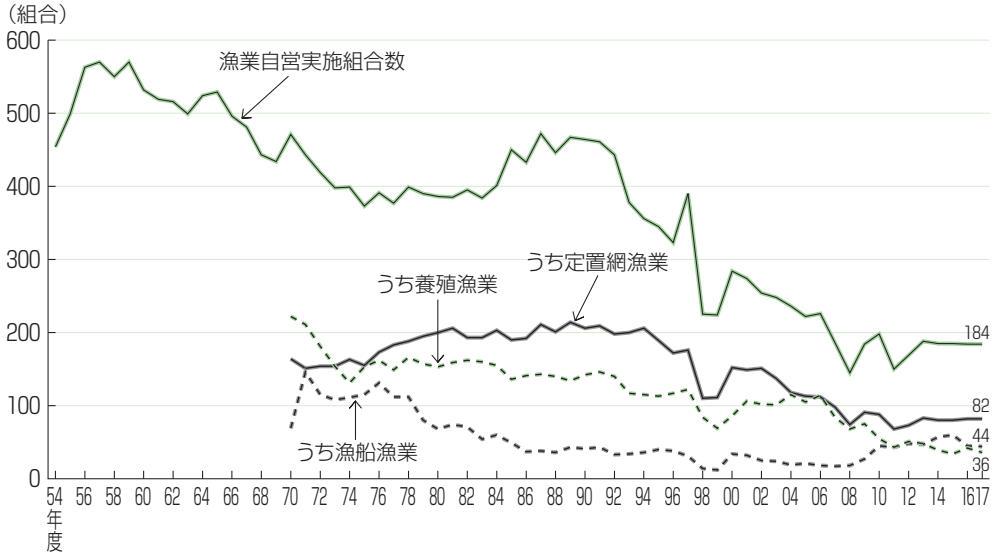

資料　水産庁「水産業協同組合統計表」

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

第2図　全漁協に占める漁協自営漁業実施漁協の割合の推移（1954～2017年度）

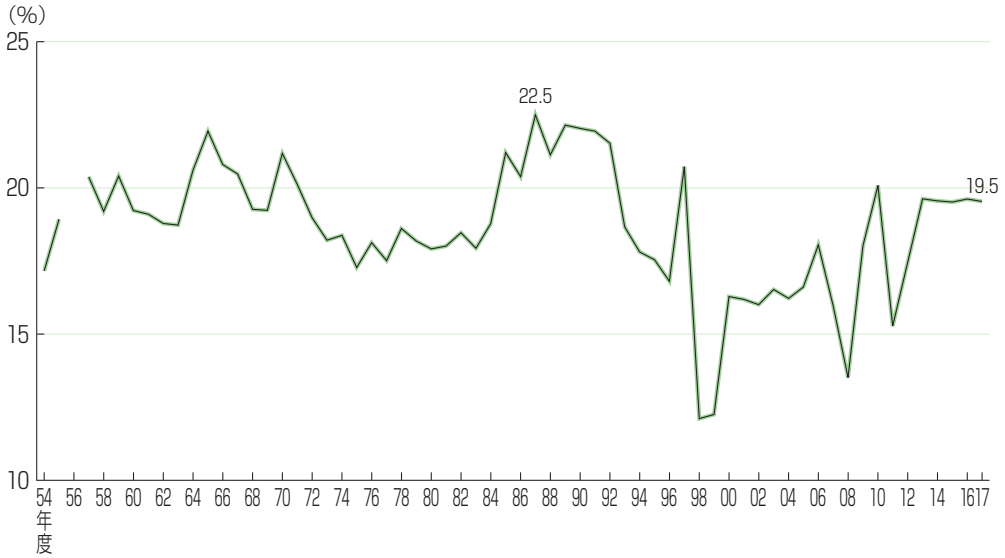

資料　第1図に同じ

17年度に漁協自営漁業を実施している漁協は942組合中184組合（19.5%）であり、漁業種類別には定置網が82組合（実施漁協の44.6%）と最も多い（前掲第１図）。養殖漁業を実施しているのは36組合、うち魚類８、貝類16、藻類４、その他８組合である。都道府県別で漁協自営漁業を実施している漁協が10組合以上あるのは、北海道（26組合）、青森（24組合）、岩手（21組合）、千葉（15組合）、長崎（16組合）、和歌山（11組合）である（17年度）。

17年度の漁協自営漁業による水揚高は286億円、１組合平均は155.2百万円である（第３図）。漁業種類別にみると、定置網は196.1百万円であるが、年度ごとの変動がある。養殖漁業は41.5百万円で、10年度を底に徐々に上昇していたが、17年度は貝類が大幅な減少となり、最低の水揚高となっている。なお、17年度の漁協自営漁業を実施している漁協は184組合であるが、当事業利益が黒字は65.6%、赤字は34.4%である（「水産業協同組合統計表」）。事業利益全体の黒字組合の割合（34.3%）と比較すると２倍近く高い。

漁協自営漁業の目的は、16年度に実施したアンケート調査(注10)によると、「組合経営の財源確保」（83.1%）が最も多く、次に「組合

第3図　漁協自営漁業の1組合当たり水揚高（1999～2017年度）

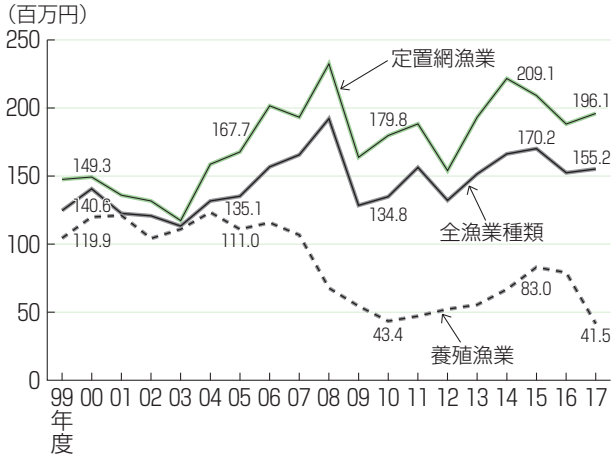

資料　第1図に同じ
（注）　定置網漁業と養殖漁業は、各漁業の実施組合の平均値。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

員の流出防止」（37.3%）、「漁業生産（量）の維持」（35.6%）である（第４図）。「その他」としては、「漁業資源の増殖」「村内への鮮魚の供給」「魚価の安定」「村おこし」等が挙げられている。

「組合経営の財源確保」の回答が多かったが、これによって組合員は漁協に対する販売手数料や施設利用料等の軽減が図られている。漁協自営漁業がなかった場合、現状以上の費用負担を組合員に強いることになり、組合員の漁業所得の圧迫や組合員の減少を一層加速させる可能性もある。組合員等のなかには、漁協自営漁業を「漁協を存続するための漁業」と捉えている人もいるようであるが、漁協経営が成り立つことによって、組合員に対する事業やサービスが提供され、地域漁業が成立していることを忘れてはならない。

第4図　漁協自営漁業の目的（複数回答）

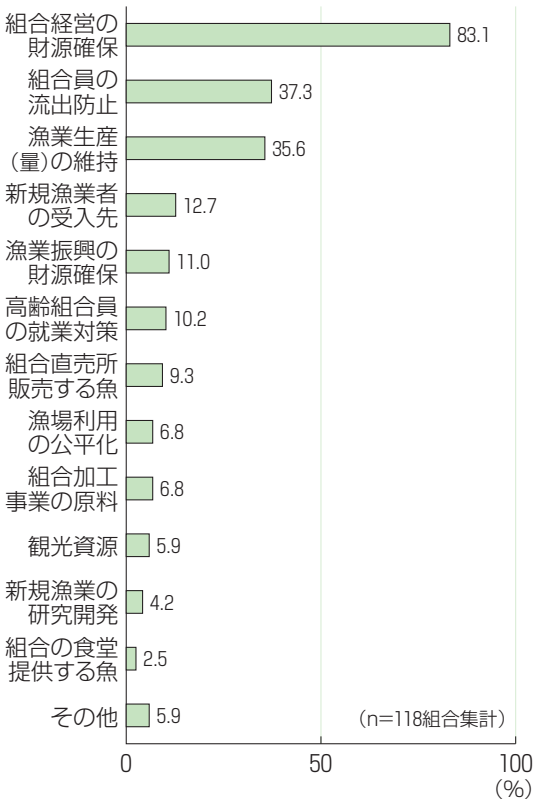

資料　加瀬ほか（2017）

（注10） 加瀬ほか（2017）

3　漁業種類別の漁協自営漁業の実態

以下では、漁業種類別に16、17年度に実施した漁協の現地調査（注11）に基づいて、具体的に漁協自営漁業の目的・役割を中心に実態を整理する。調査を実施した漁協は第２表のとおりである。

（注11） 加瀬ほか（2017、2018）

（1）　大型定置網

a　地域漁業・漁村の振興

調査した漁協自営定置は、定置網組合や村張り、個人漁業者が経営的に厳しくなったため、その定置を漁協が引き継いでいるケースが多い（注12）。これは大型定置網が他の沿岸漁業と比較して水揚高が多く、乗組員を雇用しているためであり、廃止した場合、地域漁業・経済に与える負の影響が大きいからである。大型定置網を廃止したために衰退した漁村も実際にあり、漁協としては組合経営の負担にならない限りは大型定置網を継続することが求められる。

若狭高浜漁協の事例は、若狭高浜市場（産地市場）の存立にあたって、地元漁業者の水揚げだけでは量が少ないため、漁協自営定置の水揚量が必要になっているケースである。若狭高浜市場は漁業者や仲買人等が

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

第2表　現地調査を実施した漁協と漁協自営漁業の内容

	漁協名		事例番号	漁業自営の内容	従事者・作業方式
青森県	尻屋漁協		1	潜水器漁業(主にアワビ、ウニ、ほかにナマコ、ホヤ)	潜水業者に作業委託
	尻労(しつかり)漁協		2	潜水器漁業(主にウニ、ほかにナマコ、アワビ)	潜水業者に作業委託
	下風呂漁協		3	潜水器漁業(主にウニ、ほかにアワビ、ホヤ)	潜水業者に作業委託
	むつ市漁協		4	貝類養殖(ホタテ)	潜水業者に作業委託
			5	潜水器漁業(ナマコ)	
千葉県	木更津漁協		6	貝類養殖(主にアサリ、ほかにバカガイ、ハマグリ)	組合員
	牛込漁協		7	貝類養殖(アサリ)	組合員
	鋸南町勝山漁協		8	大型定置網	漁協雇用の乗組員
			9	魚類養殖(ハマチ、シマアジ、マダイ)	漁協職員
	御宿岩和田漁協		10	潜水器漁業(アワビ)	潜水夫を期間雇用
	鴨川市漁協		11	大型定置網(アジ、サバ、イワシなど)	漁協雇用の乗組員
神奈川県	横浜市漁協		12	潜水器漁業(主にミルガイ・白ミルガイ)	潜水業者に作業委託
			13	潜水器漁業(ナマコ)	組合員に委託
和歌山県	新庄漁協		14	貝類養殖(マガキ、ヒオウギガイ、イワガキ)	漁協職員
	和歌山南漁協		15	魚類養殖(マダイの稚魚・成魚など)	近畿大学と共同
福井県	美浜町漁協		16	大型定置網(ブリ、ハマチ、サワラ、アジなど)	近隣の定置網の経営体に委託
	若狭高浜漁協		17	大型・小型定置網(サワラ、アジ、イカなど)	漁協雇用の乗組員
山口県	山口県漁協	はぎ統括支店	18	大型定置網	漁協職員・漁協雇用の乗組員
		長門統括支店	19	魚類養殖(大部分はハマチ)	漁協職員
		蓋井島支店	20	大型定置網(サワラ、アジ、イカなど)	漁協雇用の乗組員
長崎県	平戸市漁協		21	大型定置網	漁協職員・漁協雇用の乗組員
	生月漁協		22	大型・小型定置網	漁協雇用の乗組員
	舘浦漁協		23	大型定置網	漁協雇用の乗組員

資料　筆者作成
(注)　上記以外に、大型定置網を自営しているA漁協、カキ養殖を自営しているB漁協がある。

集まることによって地域のにぎわいを生み出しており、市場が地域資源として貴重なものとなっている。

b　複合経営

地域漁業・漁村の振興や雇用の創出などの役割を担っている漁協自営定置であるが、経営にあたっての大きな課題は収益と乗組員の確保の２つである。収益の確保のために、大型定置網の水揚量だけを当てにするのではなく、大型定置網をベースとした複合経営やブランド化による魚価の向上、漁業共済への加入による損失の補てんなどによって対応している漁協がある。

複合経営の取組みとして、美浜町漁協では、自営定置と漁港内に設置した海上釣り堀をセットにして事業を行っている。釣り堀には自営定置で漁獲された魚の一部が放流されている。また、釣り堀は蓄養施設としても活用され、出荷調整の役割も発揮している。漁協は組合員の水揚状態を把握しながら出荷調整をし、管内全体の魚価の安定・向上にも努めている。

平戸市漁協では、自営定置での漁獲物を

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

漁協直営の食堂兼直売所で販売するようになったため、８月に網あげ休漁していた自営定置を周年操業にしている。生月漁協では、自営定置で使用する漁船の１隻を遊漁船登録し、定置体験観光ができるようにしている。定置網の納屋場は定置漁業体験交流施設として提供している。定置体験観光は年間200人程度が乗船している。

c　魚価の向上

魚価向上の取組みとして、鴨川市漁協では、自営定置での漁獲物を沖締め（脱血、首折処理）し、ブランド化を図っている。鴨川市漁協は、沖締めした魚を仲買人や料理人などに宣伝することによって、沖締めした物はそうでない物よりも約1.5倍の高値を付けている。07年からは「表示ピン」を漁獲物に取り付けて鴨川産地域ブランドを確立し販路を拡大している。表示ピンは24種類あり、ピンには漁協名と魚種、沖締めなどの処理の仕方が記されている。このような取組みは、漁協自営であったことから品質統一・維持を迅速かつ適切に行うことができたと評価できる。また、ブランド化によって、鴨川市で水揚げされたもの全体の魚価の引上げにもつながっている。

美浜町漁協では、自営定置で漁獲した物を飲食店などと直接取引している。ある飲食店との取引では、船上での血抜き・神経締めが求められているが、それに伴い取引価格は市場価格より平均して120％高となっている。漁協は、今では他の定置網の漁獲物も買い取って販売している。漁協自営定置は販路開拓にあたってメリットがある。それは、漁協が自前の漁獲物を保有することによって、それを試験的に販売できることや、相手先との交渉にあたって独自で判断できることが多く交渉に比較的有利に臨めること、相手先から信頼を得やすいこと等である。

d　乗組員の確保

乗組員の確保のためには、乗組員の所得の安定・向上が重要である。

漁業生産の大部分を漁協自営定置が占めているＡ漁協では、正組合員25人のうち10人が定置漁業の乗組員となっており、彼らは定置からの所得を主としながら、定置の空き時間や休日に刺網やエビ網、一本釣りなどを個人で操業して生計を立てている。

山口県漁協はぎ統括支店では、合併によって旧漁協が１か統ずつ自営で操業していた大型定置網４か統と小型定置網２か統を、同支店傘下の漁協自営として操業している。旧漁協で操業していた時は人手不足が問題として浮上していたが、複数の定置網を統合したことによって、従来のようにひとつの網に乗組員を固定することなく、複数の網に効率よく配置できるようにして人手不足を解消している。従来よりも乗組員総数は少なくても対応できるので、乗組員１人当たりの所得の引上げも可能となり、一部の若壮年の幹部乗組員を正職員として採用もしている。現在もその取組みを広げており、乗組員の定着やモチベーションの向上を実現している。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

美浜町漁協では、近隣の定置網を操業している経営体に自営定置の作業を全面委託して、乗組員の確保を外部化している。これによって作業受託した経営体側では、先の山口県漁協はぎ統括支店の事例と同様に、乗組員の有効活用が実現でき、乗組員１人当たりの生産性は高まっている。

ほかにも、筆者が過去に調査した漁協の取組みで参考になりそうなものとして、収益の確保のために加工事業や加工体験などと組み合わせているところもあった。また、新規漁業者の初期の受入先・研修の場としたり、漁業自営を続けることが難しくなった高齢漁業者などの雇用の場として機能させたりすることによって、乗組員を確保している漁協もあった。

(注12) ほかに、収支均衡ではあるが、組合員の雇用の安定や漁船・網の更新にあたっての投資面が課題で漁協に譲渡したもの（事例17）や、組合経営の悪化を改善するために漁業自営に取り組んだ漁協（事例11）もある。

(2)　潜水器漁業

調査した漁協自営による潜水器漁業において、浅い漁場は組合員が操業し、深い漁場や組合員が従来の漁法で採捕できない漁場は漁協自営としている事例が多く、作業は外部や潜水設備のある組合員に委託したり、漁協が作業員を雇用したりすることで実施している。

深い漁場に生息するアワビやウニなどの資源を、組合員自らが採補するには各自が潜水設備を調達しなくてはならず、潜水技術の習得も必要となる。そして、採補する組合員が多い場合は、漁獲量の制限や生産性の低い漁法への変更などの措置がとられ、期待どおりの収益を上げることは容易ではないと想定される。また、横浜市漁協で過去生じたように、一部の組合員が潜水業者を雇って操業し、その利益を独占することは、他の組合員から理解を得ることは難しく、組合員間の紛争を引き起こす可能性がある。調査事例ではその利益は、漁協事務所の建築費や漁港整備、組合の損失補てんなど、組合員からの理解が得られるものに活用されている。

すなわち、漁協自営による潜水器漁業は、漁場の総合利用（漁業者が操業できない漁場の活用）や消極的な漁業調整（組合員間の紛争防止）、漁利の均てん（組合員が納得できるものに利益を活用）の役割を主に果たしている。

(3)　貝類養殖

調査した貝類養殖の事例には、漁協自営による共同漁業権内における地まき式養殖（事例４、６、７）と区画漁業権に基づく養殖（事例14）があった。

a　地まき式養殖

むつ市漁協の貝類養殖は、ホタテの稚貝を組合員から購入し、それを地まきで成貝に育て、潜水業者に採捕を作業委託するという形態である。組合員のホタテ養殖は垂下式で成貝まで養殖する方式で、漁協自営の方式とは異なっている。

当初は漁協が組合員の採算の取れる価格で組合員から稚貝を買い取ることによって、

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

組合員は一定の所得を確保でき、漁協自営の利益は漁協の施設やサービスなどを通じて組合員に均てんされるというスキームであった。しかし、1992～93年に放流した稚貝の大量へい死によって漁協は損失を被り、累積赤字を抱えることとなった。

そこで、漁協は組合員からの稚貝の買取価格を大幅に引き下げ、漁協自営の利益で累積赤字を補てんする方針に変更した。組合員としては稚貝を漁協以外に販売、もしくは自らが養殖した方が経済的にメリットはあるが、それ以上に区画漁業権管理（養殖漁場配分）や品質認証、販路、ブランド等を有する漁協を維持することが重要であるという認識のもと上記方針が容認された。現在は累積赤字は解消されており、漁協自営の地まき式養殖は規模を縮小して継続している。漁協自営の役割は損失補てんから組合経営の財源確保に変わっている。

木更津漁協と牛込漁協の自営によるアサリの地まき式養殖は、アサリの種苗放流や稚貝移植によって漁協が管理している共同漁業権内の漁場（養貝場）で、組合員にアサリの採捕を委託し、漁協が集荷・販売を担うという仕組みである。両漁協は資源管理の観点から漁場や採貝量、期間等を決めて組合員に作業を委託しており、漁協自営によってアサリの資源管理は適切に行われている。両漁協はアサリ資源の回復に向けて、漁協自営による収益の一部を稚貝の放流などに充てたり、害敵生物の駆除や漁場耕うん、養殖試験を行ったりしており、牛込漁協では密漁を防止するためのガードマンを自前で雇用している。

漁協自営によるアサリの地まき式養殖は、各組合員が個別に採捕する方式よりも資源管理が比較的容易であり、全組合員が関わることから養貝場に対する漁協の支出などに対して組合員からの理解や協力が得られやすいといえる。

b　区画漁業権に基づく養殖

新庄漁協の自営養殖は、元々は地元漁業者グループが行っていた養殖漁業を漁協が引き継ぎ、現在はマガキ、ヒオウギガイ、イワガキの３種類を養殖している。引き継いだ当初は赤字経営だったが、集魚効果の高いカキの養殖イカダを釣り場として活用し、漁協は養殖自営と釣り場の複合経営を行うことで黒字化を図った。現在は、両事業の収支は合算して均衡となっている。釣り場には直売所が併設されており、そこで養殖したカキなどが販売されている。当事業の主目的は漁協や地域漁業のことを地域住民にPRし、理解を促すことであり、それによって漁協や組合員の活動を地域が支援・共感できる基盤を築いている。

横浜市漁協では漁業者の冬場の収入機会の確保や水質改善などを目的に、指導事業でホタテ養殖試験を実施している。Ｂ漁協では、漁業後継者・新規就漁者の育成と漁場の有効活用のために、地元漁業者が行っていないカキ養殖を漁協自営で取り組んでいる。同漁協では、カキ養殖を地域漁業のひとつのモデルとして展開していきたいと考えている。作業は漁協職員が空いた時間

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

を活用しており、それでも人手が足りないときは高齢組合員をパートで雇用して対応している。

(4) 魚類養殖

調査した魚類養殖をしている３漁協の共通点のひとつは、当然ではあるが、漁協自営による魚類養殖と組合員の漁業との競合が生じていないことである。和歌山南漁協では１組合員が魚類養殖を行っているが漁協自営とは異なる魚種であり、ほかの２つの漁協管内では魚類養殖をしている組合員はいない。もうひとつの共通点は、漁協がゼロから養殖技術や設備を整える必要がなかったことである。鋸南町勝山漁協の自営魚類養殖は香川県漁連、山口県漁協長門統括支店（以下「長門統括支店」という）は漁協青壮年部から引き継いだものであり、和歌山南漁協は近畿大学水産養殖種苗センター白浜事業場との共同事業の方式である。

鋸南町勝山漁協と長門統括支店の自営による養殖魚の販売先はほぼ確定しており、鋸南町勝山漁協の生産計画は販売先である仲買業者からの要望が反映されている。長門統括支店では、養殖密度を低くして品質を向上させ、「野波瀬ブリ」としてブランド化している。仲買業者には高値で販売しており、２年先まで売買価格は固定している。両漁協とも受注生産に近い形態で養殖を行っており、在庫および価格変動リスクを小さくしている。規模を拡大するという選択肢もあるが、それによって魚価の低下を引き起こしたり、在庫等のリスクを高めたりすることを考慮すると、現状が利益を最大化している規模といえる。また、そもそも両漁協の漁場は養殖の適地とは言い難いので漁協自営の規模を拡大すること自体が難しい。

一定の利益を獲得している漁協自営の魚類養殖ではあるが、調査した３漁協の場合は、養殖適地ではないこと、ノウハウ・経験の不足、投資や販売のリスクが高いことなどから、組合員から養殖に参入したいという声はないようである。漁協自営の魚類養殖が成立するのは、組合員が魚類養殖に単独で参入することが難しく、漁協が操業すれば一定の利益の獲得が可能なケースと考えられる。漁協単独でもリスクが高いときは、和歌山南漁協のように養殖に強い組織・企業と共同事業形態を採用することも検討する余地がある。漁協自営の魚類養殖は、漁場から獲得できる収益機会を最大化しようとする取組みといえる。

(5) 漁協自営漁業のポジショニング

現地調査を実施した漁協自営漁業の目的を整理すると、多くの漁協が漁協経営の財源確保を目的のひとつに挙げていたが、加えて漁業種類別にみると、大型定置網では地域漁業・漁村振興、地まき式貝類養殖や潜水では資源管理や漁業調整（紛争防止）、魚貝類養殖では機会損失の回避や新漁業の開発、を目的としている。これらの目的と漁協自営漁業の開始の経緯にかかる水産資源および参入・操業コストとの対応関係は第５図のように整理できる。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

漁協自営定置は、元々漁協で自営していたもの以外では、水産資源の減少や乗組員の不在などで村張り等による定置の経営が厳しくなり、漁協に譲渡したというケースが現地調査では複数あった。漁協合併を機に村張り等の定置を漁協自営にしたというものもあった。これには経営が良好ではないので漁協自営になったものもあるが、経営の良好な村張り等の定置を合併漁協の自営にすることを条件として、経営不振の漁協が合併したことによって漁協自営になったものもある。

潜水器漁業については漁協自営になった経緯を確認できなかったが、水産資源が豊富なときは組合員が操業できるが、資源が限定的もしくは枯渇の可能性がある際には、漁協自営が求められると考えられる。地まき式貝類養殖にも同様のことがいえる。

貝類および魚類養殖は、養殖できるエリアが海水温の上昇などの環境変化で減少したり、経営を規模拡大で改善できなかったりすることによって、組合員による継続は困難であり、漁協が規模を縮小して契約販売や直接販売によって魚価を上げて、自営として実施するようになったケースがあった。

おわりに

漁協自営漁業が認められた当初の政策的意図は、沿岸漁家の漁業生産の零細性、分散性、低生産性という課題を解消するために、漁協が流通段階での経済事業に取り組むだけでなく、漁協自営漁業によって生産段階での協同化を図ることで、漁業生産および経営上の問題を解決しようとするものであった。漁協自体としても経営の財源確保として取り組んでいた。その後早い段階で、国は漁業調整や漁場の総合利用、漁利の均てん、さらには漁業生産の継続や漁場の有効活用などの役割も期待するようになった。

アンケート調査や現地調査によれば、漁協自営漁業の目的は漁協経営の財源確保、就労機会の提供、地域漁業の維持、漁村振興など従来と変わらないものが多かったが、新規就漁者・後継者等の担い手

第5図　漁協自営漁業のポジショニング

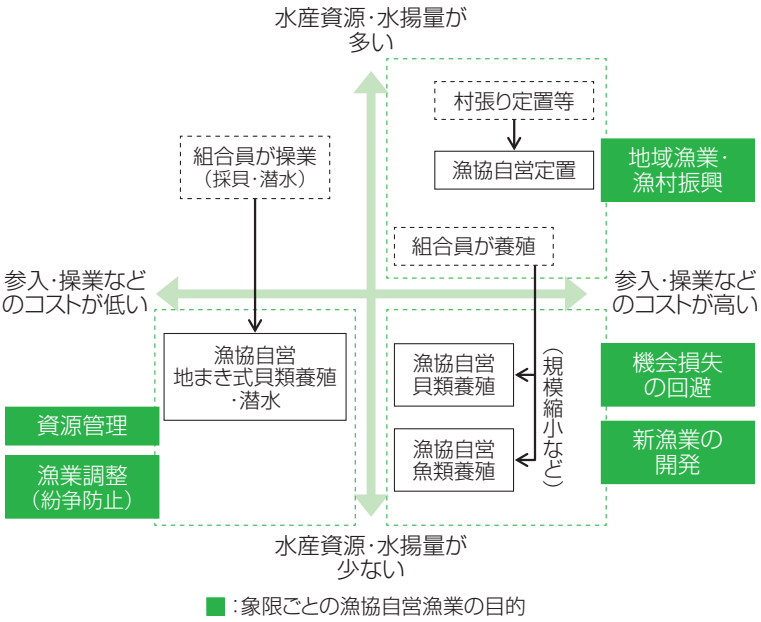

資料　筆者作成

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

の育成、漁協の直売所や加工事業の原料確保、観光資源、新漁業の開発など、近年注目されるようになった目的もあった。アンケート調査で明らかとなった漁協の漁業自営の目的はおおむね政策的意図と一致しているが、漁協独自の目的として漁協経営の財源確保は引き続き重視されている。とはいえ、漁協・漁村のおかれている状況や漁協自営漁業の種類によって目的は様々であり、期待される役割は時代とともに拡大してきていると現地調査からいえる。

有意義な目的をもつ漁協自営漁業であるが、一方で経営上のリスクを伴う。漁協自営漁業が不採算のときは漁協財務に悪影響を与え、これによって漁協および漁村が衰退した事例もあった。資源量や魚価の変動などの外部環境の影響によるリスクは、コントロールが容易ではない。また、漁業自営の目的が、就労機会の提供の場合は経費削減のために人員削減が難しかったり、新漁業の開発の場合は収益が不確定な状況で着手時の費用負担をしなければならなかったり等の事情が伴い、漁協経営を悪化させる可能性がある。

上記のようなリスクを抑えるためには、過去の失敗要因として指摘されてきた不適格な事業計画や稚拙な経営などに陥らないように、適切な事業計画の作成、機動的な事業実施体制の確保、組合員への説明責任（事業実績など）の徹底などで対応することが必要である。(注13) 不漁に備えての漁業共済への加入や事業からの撤退基準を設けることも重要である。

漁協自営漁業の実施・継続の可否については、目的を明確にして、そのベネフィット（金銭以外も含む）とリスクを加味して検討する必要がある。金銭的なベネフィットのみにとらわれて目的やリスクを軽視して実施してしまうのは無論問題であるが、一方でリスクのみに着目して実施しないのは将来的な機会損失となりえる。漁業者が減少し、漁村が衰退している地域では、漁業者や地域漁業、漁村において必要性が高ければ、必ずしも収益率が高くなくともリスクを最小にして取り組むことが漁協には求められており、それが漁協に漁業自営が認められている理由と考える。漁協には地域漁業・経済の活性化を促していくことが期待されており、そのために漁業自営が貢献しているとみられる事例は少なくないのである。

(注13) 水産庁「漁協等向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）」13年５月制定（19年3月最終改正）38頁。

＜参考文献＞

- 尾中謙治（2008）「苦境にある漁業者と漁協の現状」『農中総研 調査と情報』web誌、７月号
- 尾中謙治（2017）「漁協自営漁業の実態」『農林金融』５月号
- 尾中謙治（2018）「漁協自営事業の実態──2017年度漁協アンケート調査結果から──」『農林金融』４月号
- 鹿児島県（2000）『鹿児島県水産技術のあゆみ』
- 加瀬和俊（2014）『３時間でわかる漁業権』筑波書房
- 加瀬和俊ほか（2017）『漁協自営漁業の実態に関する調査』総研レポート28基礎研No. 3
- 加瀬和俊ほか（2018）『漁協自営漁業の実態と可能性に関する調査』総研レポート29農金No. 1
- 漁協経営センター出版部編（1991）『要説 水産業協同組合法』
- 小林音八（1950）「漁業協同組合の漁業自営について」『水産界』５月号

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

・志村賢男（1959）「漁協自営の漁民的条件」『長崎大学水産学部研究報告』第８号
・水産社編（1963）『水産業協同組合法の解説』
・水産庁協同組合課編（1951）『改正水産業協同組合法──逐条詳解と附属法令──』日本経済新聞社
・水産庁経済課編（1949）『水産業協同組合法の解説』日本経済新聞社
・全国漁業協同組合連合会水産業協同組合制度史編纂委員会編（1971a）『水産業協同組合制度史 第１巻』水産庁
・全国漁業協同組合連合会水産業協同組合制度史編纂委員会編（1971b）『水産業協同組合制度史 第３巻』水産庁
・田平紀男（1985）「専用漁業権と共同漁業権──漁業行使権との関係を中心として──」『鹿児島大学水産学部紀要』第34巻第１号
・土井仙吉（1965）「南九州における漁協自営カツオ・マグロ漁業の成立と成否」『人文地理』17巻１号
・蜷川虎三（1933）「漁業組合の經營──漁業組合の漁業自營に就いて──」『經濟論叢』第36巻第３号
・平沢豊（1979）『日本水産読本（第２版）』東洋経済新報社
・山本辰義（2001）「組合自営と地域経済──重茂漁協の事例を中心に──」東京水産振興会編『漁業経営（組織・管理方式）のあり方──事例調査研究報告──』
・山本辰義（2002）「漁協自営の現状と課題──漁協自営の実態調査結果をふまえて──」東京水産振興会編『漁業経営（組織・管理方式）のあり方──最終報告──』
・山本辰義（2012）『漁協の組織・経営十章──漁協役職員のために──』漁協経営センター出版部

（おなか　けんじ）

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

漁業法の変更と都道府県の水産行政

主任研究員　田口さつき

〔要　　旨〕

2018年12月に成立した「漁業法等の一部を改正する等の法律」により、水産行政における国および都道府県の業務が大幅に増した。しかし、05年以降、総務省「新地方行革指針」に基づき、都道府県の職員数の削減が進められてきた。その結果、海面のある都道府県の総水産職員数は、05年の6,492人から18年現在5,226人と、大幅に減少した。また、都道府県の機構や職員の配置における都道府県間の差は大きい。加えて、都道府県議会において新たに導入される制度などへの議論もあまり深まっていない。このようななか、「水産政策の改革」の実現がすでに始まっており、都道府県は焦眉の急で準備作業を行わなければならない。

目　次

はじめに
1　漁業法の変更点と都道府県の業務
（1）　産出量規制に重きを置く資源管理へ
（2）　新規参入促進を目指す沿岸漁場管理
（3）　漁場管理のための新制度導入
（4）　公選制を廃止した海区漁業調整委員会
2　都道府県の態勢
（1）　減らされる都道府県職員
（2）　都道府県間の差の大きい職員配置
（3）　新法に対する認識
――資源管理――
（4）　新法に対する認識
――沿岸漁場管理――
3　今後の都道府県の対応
（1）　準備作業は焦眉の急
（2）　条例の制定の必要性
おわりに

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

はじめに

2018年12月に「漁業法等の一部を改正する等の法律」が成立し、20年12月までの施行に向け、19年９月５日現在、国において政省令の素案がまとめられつつある。

変更された漁業法では、新設の第６条「国及び都道府県は、漁業生産力を発展させるため、水産資源の保存及び管理を適切に行うとともに、漁場の使用に関する紛争の防止及び解決を図るために必要な措置を講ずる責務を有する。」と、国だけでなく都道府県の責務を明文化した。同法の下、資源管理や沿岸漁場管理において都道府県の業務は大幅に増加する。

一方、05年以降、総務省「新地方行革指針」に基づき、都道府県の職員数の削減が進められた結果、専門知識を持つ技術職員の不足が顕在化している。さらには、19年５月22日の財政制度分科会において、地方公共団体の一般行政部門の職員数を、25年までに３万人削減する案が示されている。

沿岸漁業者は都道府県の水産行政の影響を強く受けてきた。そこで、本稿では、都道府県について変更された漁業法の運用後に想定される業務と水産行政の態勢を分析する。

1　漁業法の変更点と都道府県の業務

(1)　産出量規制に重きを置く資源管理へ

「漁業法等の一部を改正する等の法律」は、従来の「漁業法」と「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」（以下「TAC法」という）を合わせたものである。しかし、現行漁業法（以下「現行法」という）からの法文の削除や修正が広範囲にわたり、新制度も多く追加された。改正というよりは、新漁業法というのがふさわしく、以下では新法と呼ぶ。漁業法は17年の水産基本計画に沿って変更された。その目的は、「適切な資源管理と水産業の成長産業化を両立させる」（水産庁（2019））ためと、水産庁は説明し、その具体的な内容として第１表の５点を挙げている。現行法の下では、知事許可漁業と漁業権漁業は知事管理漁業として都道府県が許可や免許を行ってきた（第１図）。しかし、今後は知事管理漁業の業務に国の関与・指示が増すだけでなく、新たに導入された制度に伴う業務が加わる。以下では、資源管理、沿岸漁場管理に分けて新法の下での都道府県の業務を考えてみたい。

まず、資源管理について国の認識が大きく変化したことを指摘したい。16年度の水産白書では、資源管理の手法は、①漁船の隻数や規模、漁獲日数等を制限することによって漁獲圧力を入り口で制限する投入量規制（インプットコントロール）、②漁船設備や漁具の仕様を規制すること等により若

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

第1表　漁業法の変更内容と都道府県に新たに加わる業務

漁業法の変更内容		都道府県の業務（一部）
(1)新たな資源管理システムの構築	資源管理の基本原則 漁獲可能量（TAC）の決定 漁獲割当て（IQ）の設定	都道府県資源管理方針の策定（新規） 漁獲についての報告を収集、漁業者への助言等（※） 知事管理区分における漁獲割当て（IQ）の設定、管理（新規）
(2)漁業許可制度の見直し		知事許可漁業に伴う許可の交付などは継続
(3)漁業権制度の見直し	海区漁場計画の策定プロセスの透明化 漁業権を付与する者の決定 漁場の適切かつ有効な活用の促進 沿岸漁場管理	海区漁場計画の策定時に利害関係者の要望聴取・結果の公表（新規） 既存の漁業権者が漁場を適切かつ有効に活用しているか判断等（新規） 漁業権者からの報告を確認（1年に1度以上）、指導等（新規） 沿岸漁場管理の指定、沿岸漁場管理規程の確認等（新規）
(4)漁村の活性化と多面的機能の発揮		内容不明
(5)その他		海区漁業調整委員会委員の公選制廃止に伴う選定手続き等（新規）

資料　水産庁（2019）一部抜粋
（注）　※特定水産資源の魚種の拡大に伴い、業務が増加。

第1図　現行漁業法の体系

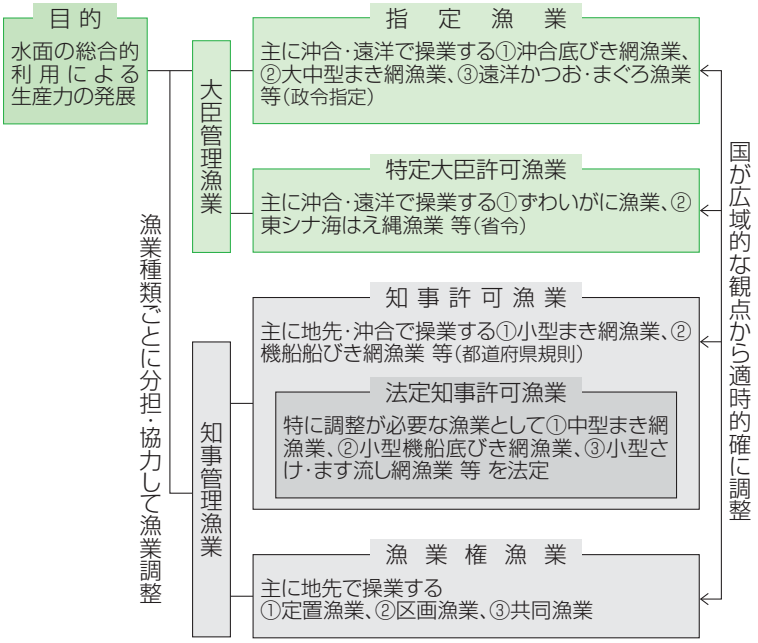

出典　水産庁「漁業権について」

齢魚の保護等特定の管理効果を発揮する技術的規制（テクニカルコントロール）、③漁獲可能量（TAC：Total Allowable Catch）の設定等により漁獲量を制限し、漁獲圧力を出口で制限する産出量規制（アウトプットコントロール）の３つ（第２図参照）に大きく分けられると解説した後、「我が国では、各漁業の特性や関係する漁業者の数、対象となる資源の状況等により、これらの管理手法を使い分け、組み合わせながら適切な資源管理を行っています。」（63頁）と、書かれている。

しかし、17年度の水産白書では「我が国では、各漁業の特性や関係する漁業者の数、対象となる資源の状況等により、これらの管理手法を使い分け、組み合わせながら資源管理を行っていますが、今後、主要資源については、産出量規制を基本に投入量規制及び技術的規制を組み合わせていくこととしています。」（46頁）と、これまでの認識とは異なり、産出量規制を基本とすることが示された。

そして、新法では第８条（新設）で、③の

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

第2図　資源管理の手法

インプットコントロール
（投入量規制）
・操業隻数制限　・漁船トン数制限
・操業期間制限　・漁船馬力制限など

テクニカルコントロール
（技術的規制）
・漁具制限　・サイズ制限
・地域制限　・漁期制限など

アウトプットコントロール
（産出量規制）
・漁獲可能量（TAC）
・個別割当方式（IQ）など

出典　水産庁（2019）

漁獲可能量による管理を基本とすることを宣言している。水産庁は、「我が国の資源管理は、許可制度に基づく船舶のトン数規制などを中心とし、アジ、サバなどは漁獲可能量（TAC）制度の下で漁獲量管理を行ってきましたが、TAC対象魚種が限られていたこと等もあり、漁業生産量の減少は続いています。このため、資源を現在の環境下において持続的に採捕可能な最大の漁獲量を達成できる水準に維持又は回復させることを目標として、TACを基本とする新たな資源管理システムを構築することで漁獲量等の増大を目指します。」（水産庁（2018c））と宣言している。[注1、2]

新法下では、資源管理について国の指針に基づき業務が行われることとなる。まず、農林水産大臣（以下「農水大臣」という）が定める「資源管理基本方針」（以下「基本方針」という）に即して、知事も「都道府県資源管理方針」（以下「管理方針」という）を策定することが新たに義務づけられた（第14条 TAC法第４条の変更）。農水大臣は、資源管理の対象となる魚種（新法では「特定水産資源」、TAC対象魚種のこと）ごとに１年間に採捕できる数量の最高限度（漁獲可能量）と、その一部のなかから都道府県ごとに配分する量を定める（第15条 新設）。知事は、この配分量を知事の管轄する管理区分[注3]ごとにさらに配分する（第16条 新設）。管理方針には、配分の基準や漁獲量の管理の手法などが盛り込まれて、新たな規制を漁業者に課す。しかし、その作成過程について新法には規定がない。また、国の基本方針は20年に策定見込みだが、新法の施行に合わせ、都道府県は極めて短時間で管理方針を作成しなければならない。

新法が定める漁獲可能量による管理は、管理区分ごとに漁獲可能量を配分し、それぞれの管理区分において、その漁獲可能量を超えないように、漁獲量を管理することにより行うものである（第８条第２項 新設）。漁獲量の管理は、①船舶等ごとに漁獲可能数量を割り当てることが基本ではあるが、一定の事情がある場合、②漁獲量の総量を管理する、③漁獲努力量の総量を管理するという手法がある。農水大臣または知事は、これらの３つの手法のなかから管理区分ごとにどの手法で管理するか定める。

ある知事管理区分の資源管理の手法が、船舶等ごとに漁獲できる数量を割り当てるもの（以下「割当管理」という）である場合、知事は船舶等ごとに漁獲割当割合を設定する（第17条 新設）。これは漁業者の申請に基づいて行われるため、当然に都道府県の事務となる。そしてその割合基準なども詳細

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

に定めて事前に公開する必要がある。さらに知事は、漁獲割当管理原簿を作成し、漁獲割当割合などの設定、移転および取消しの管理を行う（第20条 新設）が、これらの煩雑な事務も職員が担うこととなる。加えて知事は、漁獲割当量の設定を受けた者から漁獲量などの報告を受け、それを農水大臣に伝える（第26条 TAC法第17条の変更）必要があり、そのために漁獲割当量の消化状況を確認する直接的な義務も負うこととなる。

また、知事管理区分の資源管理の手法が漁獲量等の総量の場合でも資源管理の対象となる魚種について漁業者の捕獲状況の報告を受け公表し（第30条 新設、第31条 TAC法第８条の変更）、助言、指導または勧告をしなければならない（第32条 TAC法第９条の変更）。現在、小型クロマグロは漁獲量の総量で管理されているが、漁獲枠を残して休漁に追い込まれた北海道の沿岸漁業者が国や北海道を提訴していることからわかるように、漁獲量等の総量の管理も非常に調整が難しい。

なお、漁獲可能量を予測するには、綿密な資源調査が必要となる。これについて新法の第９条（新設）で農水大臣が資源評価を行うために必要となる情報を収集するための調査を行うこととしつつ、第10条第３項（新設）で都道府県知事（以下「知事」という）に農水大臣の求めに応じて、資源調査に協力することを義務づけた。これにより、都道府県は国の資源調査の一組織として組み込まれたといえる。ただ、資源調査には人手と費用がかかるが、国と都道府県の事前協議や負担のあり方などの規定はない。

なお、知事許可漁業は、体系が見直され、今後、省令などで対象となる漁業が定められる。また、都道府県はこれまでと同様、許可の交付などの事務手続きを担う。

（注１） TAC対象魚種は漁獲量ベースで早期に現状の６割から８割を目指すとされている。また、資源評価対象魚種の拡大（50種［2018年度］→200種程度［2023年度まで］）が政策目標となっている（水産庁（2018d））。

（注２） 資源の変動は自然環境によるところが大きく、漁獲可能量算定の根拠となるMSY理論は単なる仮定であり、科学的正当性は疑わしいとの指摘が多くなされている（例えば、川崎ほか（2017）、櫻本（2018）、中野（2019））。

（注３） 管理区分とは、漁法、水域、期間などのまとまりで区分される単位。

（2） 新規参入促進を目指す沿岸漁場管理

知事管理漁業の１つである漁業権漁業の制度も大きく変更された。まず、新法の第61条（新設）で「都道府県は、その管轄に属する水面における漁業生産力を発展させるため、水面の総合的な利用を推進するとともに、水産動植物の生育環境の保全及び改善に努めなければならない」という義務が都道府県に課せられた。

知事は漁業権の免許を行うに先立って、漁場計画案を作成する（第62条 現行法第11条を大幅に変更、第64条 新設）。新法では漁場計画案で知事が個別漁業権と団体漁業権の別を示すこととなった。この際に知事は養殖適地を個別漁業権漁場として免許者を企業や個人に特定することとなり、これは

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

都道府県にとって判断の難しい仕事となるだろう。

現行法では、区画漁業権のうち漁場利用において団体的規制が不可欠であるとして「特定区画漁業権」を規定し、地元の漁協が免許の優先順位の第一位と定められていたが、新法ではこれを廃止した。これまで、漁場計画を策定する際の養殖業者やその他漁船漁業者等との漁場利用上の利害調整は、漁協の総会、部会または関係業者会等において同意が得られたもののみ、漁協が知事に漁場計画の樹立要望を行ってきた。

しかし、新法では、各方面からの要望を踏まえつつ知事が漁場計画案を作成する。この際、農林水産省令で定めるところにより、利害関係者の意見を聴く義務が知事に課せられる（第64条）とともに、主体的に利害関係者間の調整を行わねばならなくなった。

さらに知事は、漁場計画の作成に当たっては、海区にかかる海面全体を最大限に活用するため、漁業権が存しない海面をその漁場の区域とする新たな漁業権を設定するよう努めるものとすることが新たに義務づけられた（第63条第２項 新設）。

漁業の免許にかかる事務は、都道府県知事の自治事務である。しかし、新法では農水大臣が都道府県の区域を超えた広域的な見地から、我が国の漁業生産力の発展を図るために必要があると認めるときは、知事に対し、漁場計画の案を修正すべき旨の助言その他漁場計画に関して必要な助言をすることが可能となった（第65条 新設）。さらに、農水大臣は第65条で助言したことで特に必要があるときと、都道府県の区域を超えた広域的な見地から、漁業調整のため特に必要があると認めるときに漁場計画を変更すべきと指示を出すことが可能になった（第66条 新設）。都道府県が難しい利害調整などを乗り越えて作成した漁場計画を農水大臣の指導で急きょ変更しなければならない事態も起こり得る。

ところで、漁業権の免許を受けた漁業権者は、漁場の活用状況等を農林水産省令に規定される予定の様式に基づいて知事に報告（第90条 新設）する。その際、漁場を適切に利用しないことにより、他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼし、または海洋環境の悪化を引き起こしているとき、合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していないとき、知事は指導を行わねばならない（第91条 新設）。そして、漁業権者が指導に従わないときは勧告（第91条）し、勧告に従わないときは漁業権を取り消す（第92条 新設）ことが可能になった（現行法にも取消条項はあるが、新法では「適切かつ有効」に漁場を利用していないとみなされれば、漁業者の個別漁業権や組合員行使権が取り消される恐れがある）。しかし、個別具体的な指導を行うには、その正当性を担保する証憑（しょうひょう）等が必要となるため、第90条の報告のみならず、行政庁自身による現地確認や各種の追加調査が必要となることは必至である。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

(3) 漁場管理のための新制度導入

18年10月29日開催の規制改革推進会議に農林水産省が提出した「『規制改革実施計画』に基づく新たな法制度の概要」によれば、「沿岸水域の良好な漁場の維持と漁業生産力の維持・向上のための漁場管理を都道府県の責務として法定する。その上で、都道府県は、漁場管理の業務を適切な管理能力のある漁協等にルールを定めて委ねることができる制度を創設する」とある。この漁場管理の業務を委ねる制度が沿岸漁場管理団体制度であり、新法に盛り込まれ都道府県に新たな業務を発生させることとなった。

その運用であるが、まず、知事は、漁場計画を作成する際に漁業生産力の発展を図るため保全活動の円滑かつ計画的な実施を確保する必要がある沿岸漁場を保全沿岸漁場として、位置および区域、保全活動の種類などを定める（第62条第２項）。知事は保全沿岸漁場ごとに、沿岸漁場管理団体（以下「管理団体」という）となることを申請した組織(注4)を指定することができる（第109条新設）。

都道府県は、管理団体の指定の前に、申請した組織の役員などが暴力団員等でないといった適格性（第110条 新設）を有する者であるか、役員等の構成が保全活動の実施に支障を及ぼす恐れがないか、などの基準を満たしているかどうかを確認しなければならない。ところで、１つの保全沿岸漁場に複数の申請があった場合や申請者が管理団体の基準を満たしていない場合の規定はないため、都道府県は難しい対応を迫られることとなる。

都道府県は知事の認可に先立ち、管理団体から提出される沿岸漁場管理規程の内容（例えば保全活動により保全沿岸漁場において漁業者等が受けると見込まれる利益の内容および程度や受益者が負担する金額やその算定根拠等）を詳細に確認しなければならない（第111条第２項 新設）。さらに、知事が管理団体から保全活動の受益者から協力が得られないとしてあっせんを行うことを求められたとき（第114条 新設）、都道府県は管理団体と受益者の間に入って利害調整を行うこととなる。

（注４） 沿岸漁場管理団体に申請できるのは、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、一般社団法人、一般財団法人のみ。

(4) 公選制を廃止した海区漁業調整委員会

「海の議会」と呼ばれ、「漁業調整」に重要な役割を果たしてきた海区漁業調整委員会（以下「海区委員会」という）の漁民委員(注5)の公選制が理由も不明確なまま(注6)廃止されたことも、都道府県の業務を増やす。

現委員の任期は21年３月末まで延長されることが決まっているが、その後は、海区委員会の委員全員を知事が議会の同意を得て任命することとなる（第138条第１項 新設）。海区委員会の委員の定数は15人であるが、水産庁は条例により10～20人の範囲内において定数を増減させることが可能と説明している。都道府県は新法の委員選考についての規定を満たすような候補者の名簿を作

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

らなくてはならないだろう。その規定とは、まず、知事は地元に住所または事業所を有する漁業者または漁業従事者が委員の過半数を占めるようにする義務がある（同条第５項 新設）。これまでは漁民委員は公選制とリコール制のためにまさしく地元漁業界の代表として信任を受けてきたが、新法では「漁業者又は漁業従事者が営み、又は従事する漁業の種類、操業区域その他の農林水産省令で定める事項に著しい偏りが生じないように配慮」するという条件のもと、都道府県が選考を担うこととなった。公選制は廃止されたが、地域での漁業調整を円滑に行い得る、漁業者および漁業従事者の代表と目される委員を、引き続き地域ごとに選んでいくためには、都道府県独自の対応が必要だ。例えば、公募や推薦方法のガイドラインの設定や、選考過程のオープン化と結果の公表等を行い、一連の作業で公平・公正が担保されるように工夫することである。また、「議会の同意」について、議員が各候補者について審査、同意するのか、それとも一括同意なのかなどの規定はなく、この点も明らかに定めることが必要だ。

漁業者または漁業従事者を除いた委員については、資源管理および漁業経営に関する学識経験を有する者と、海区委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならないという定めについて（同条第７項 新設）、それぞれ１人以上の任命があるようにと水産庁は説明している。

なお、現行法下でも海区委員会の事務局を都道府県は担っているが、今後もそれは変わらず、事務作業は継続する。さらに、都道府県は議事録を作成するだけでなく、インターネットなどで公表することが新たに義務づけられた（第145条第４項 新設）。

（注５） 漁民とは、現行法で「漁業者又は漁業従事者たる個人」をいう（現行法第14条第11項）。新法では漁民という言葉が使われていない。

（注６） 水産庁は「海区漁業調整委員会については、適切な資源管理等を行うため、委員の選出方法を見直す」（水産庁（2018b））と説明していたが、資源管理と海区委員会委員の知事任命制との関係はいまもって不明である。

2　都道府県の態勢

(1)　減らされる都道府県職員

新法により都道府県の業務が拡大するが、さらに重要なのは利害関係の調整など責任の重い仕事が増えることである。都道府県の態勢は果たしてどうであろうか。

海面のある都道府県の総水産職員数は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005（骨太の方針2005）」に基づき総務省が作成した「新地方行革指針」を受け、05年の6,492人から７年連続で減少し、18年現在5,226人となった（第２表）。新法に定められた知事の職務を専ら担う水産行政職員数（第２表の水産業一般に相当する）も大きく減少した。なお、試験研究養成機関の職員数の削減はさらに大きい。(注7)

職員数の削減のために、新規採用の抑制（と退職者の不補充）が広く行われた。同時に、事務・事業の再編・整理といった機構改正や業務の民間委託などが進んだ。もち

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

第2表　海面のある都道府県の水産職員数の推移

（単位　人、05年＝1.00）

	水産職員数				05年との比較			
	合計	水産業一般	漁港	試験研究養成機関	合計	水産業一般	漁港	試験研究養成機関
05年	6,492	3,117	946	2,429	1.00	1.00	1.00	1.00
06	6,328	3,022	938	2,368	0.97	0.97	0.99	0.97
07	6,179	2,989	905	2,285	0.95	0.96	0.96	0.94
08	6,000	2,907	883	2,210	0.92	0.93	0.93	0.91
09	5,826	2,853	862	2,111	0.90	0.92	0.91	0.87
10	5,466	2,825	826	1,815	0.84	0.91	0.87	0.75
11	5,376	2,799	802	1,775	0.83	0.90	0.85	0.73
12	5,278	2,752	810	1,716	0.81	0.88	0.86	0.71
13	5,290	2,723	885	1,682	0.81	0.87	0.94	0.69
14	5,334	2,730	917	1,687	0.82	0.88	0.97	0.69
15	5,292	2,726	914	1,652	0.82	0.87	0.97	0.68
16	5,256	2,732	910	1,614	0.81	0.88	0.96	0.66
17	5,248	2,727	905	1,616	0.81	0.87	0.96	0.67
18	5,226	2,736	890	1,600	0.80	0.88	0.94	0.66

資料　総務省「地方公共団体定員管理調査」
（注）1　海面のある都道府県のみ集計した。
2　「水産業一般」とは、漁業調整取締、漁場整備、水産技術の改良普及、その他水産業に関するもので「漁港」と「試験研究養成機関」を除いたもの。
「漁港」とは、漁港の整備や管理に関するもの。
「試験研究養成機関」とは、水産試験場、水産加工研究所などの試験研究機関に関するもの。

ろん、再任用制度が導入されているため、統計上の職員数よりも業務に携わる人数は多いと思われる。都道府県は業務の簡素化、平準化などの努力をしてきた。しかし、新規採用の削減により年齢構成にゆがみが生じ、将来的な業務の継続性が懸念されている。このうえに新法に対応するという重圧が都道府県に加えられた。

（注７）各地区にあった水産試験場の統廃合だけでなく、農業などの他の研究部門との統合を行うところもあった。なお、北海道は10年、青森県は09年、大阪府は12年に試験研究養成機関を地方独立行政法人とした結果、大幅に職員数が減少した。第３表の総水産職員数が北海道、青森県、大阪府において05年比で大きく低下したのは試験研究養成機関の職員の減少が主因である。

（2）　都道府県間の差の大きい職員配置

第３表は各都道府県の水産主務組織と、総務省「地方公共団体定員管理調査」の水産職員数を示したものである。平均すると、水産職員全体で134.0人、うち水産行政職員は70.2人である。都道府県ごとには、水産職員全体で北海道の535人から大阪府の29人まで幅がある。05年比では、岩手県、宮城県、山形県のみが定員増となっている。また、水産行政職員では最多が北海道の472人、最少が秋田県の17人で、05年比で定員増は、岩手県、宮城県、山形県など９府県であった。

都道府県の機構は、海面のある39都道府県のうち、29府県が農林水産部（注8）のなかに水産課などの名称で水産主務課を設置している。このように水産業を農業などの第一次産業の一部として扱う府県では、水産職員数は平均112.5人だった（第３表の「農林水産部型」）。

他方、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県は第一次産業だけでなく、他産業もしく

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

第3表　都道府県の水産主務組織と水産職員数

（単位　人、05年＝1.00）

	水産主務組織	総水産職員		水産行政職員	
		18年の総水産職員数	05年比	18年の総水産行政職員数	05年比
北海道	水産林務部	535	0.56	472	0.79
青森	農林水産部	182	0.65	79	0.95
岩手	農林水産部	255	1.14	110	1.03
宮城	水産林政部	268	1.13	110	1.02
秋田	農林水産部	58	0.66	17	0.77
山形	農林水産部	73	1.03	31	1.03
福島	農林水産部	98	0.90	44	1.02
茨城	農林水産部	125	0.79	65	0.81
千葉	農林水産部	250	0.81	127	0.83
東京	産業労働局農林水産部	146	0.89	56	0.93
神奈川	環境農政局農政部	139	0.86	47	0.84
新潟	農林水産部	105	0.73	42	0.88
富山	農林水産部	54	0.83	21	0.78
石川	農林水産部	93	0.78	32	0.89
福井	農林水産部	78	0.80	28	1.04
静岡	経済産業部水産業局	158	0.87	51	0.89
愛知	農林水産局	109	0.84	64	0.86
三重	農林水産部	140	0.91	82	1.00
京都	農林水産部	70	0.79	47	1.31
大阪	環境農林水産部	29	0.47	29	0.74
兵庫	農政環境部農林水産局	95	0.73	46	0.90
和歌山	農林水産部	96	0.76	55	0.87
鳥取	農林水産部	68	0.97	33	1.14
島根	農林水産部	131	0.78	56	0.86
岡山	農林水産部	58	0.85	23	0.79
広島	農林水産局	71	0.74	47	0.76
山口	農林水産部	154	0.70	81	0.60
徳島	農林水産部	65	0.81	39	0.81
香川	農林水産部	55	0.89	31	0.91
愛媛	農林水産部	134	0.80	67	0.84
高知	水産振興部	145	0.95	94	1.09
福岡	農林水産部	145	0.90	54	0.92
佐賀	農林水産部	84	0.78	34	0.65
長崎	水産部	292	0.91	177	0.97
熊本	農林水産部	125	0.81	73	0.84
大分	農林水産部	135	0.94	84	0.92
宮崎	農林水産部	122	0.95	55	1.02
鹿児島	商工労働水産部	156	0.87	95	0.93
沖縄	農林水産部	130	0.83	38	0.97
平均		134.0	0.83	70.2	0.90
農林水産部型（平均）		112.5	0.83	53.8	0.90
他分野包有型（平均）		102.3	0.74	44.5	0.85
非農業型（平均）		259.0	0.88	166.5	0.95

資料　第2表に同じ

は環境分野を含んだ部もしくは局のなかに水産主務課を設置している。このように第一次産業と他産業を含めた組織形態としているのは大都市を抱える都府県である。この「他分野包有型」の都府県の水産職員数は平均102.3人、独立行政法人化により試験研究養成機関関連の職員が減少した大阪府を除くと平均126.7人だった（第３表の「他分野包有型」）。

水産主務組織に農業を含めていないのは６道県である。北海道、宮城県は水産業と林業を含んだ部、静岡県、鹿児島県は水産

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

業と商工・経済分野を含んだ部となっている。水産業だけを独立させた部にしているのは、高知県、長崎県の２県だけである。水産職員数が全国的に多い、北海道、長崎県が含まれているため、水産職員数は259.0人だった（第３表の「非農業型」）。

第４表は、都道府県の水産行政に関連する指標として、①全漁獲量にTAC対象魚種が占める割合、②水産行政職員１人当たりの漁船漁業を主としている経営体数、③養殖業産出額が漁業産出額に占める割合、④水産行政職員１人当たりの漁業権免許数を示した。このうち、①が漁獲可能量による管理へのかかわり、②が漁船漁業をしている経営体への指導に関する人員配置、③が養殖業の重要性、④が漁業権制度に関する業務に対する人員配置を表すものと考えた。資源評価などを考えると試験研究養成機関の職員数も考えるべきではあるが、ここでは水産行政職員数を用いた。(注9)

まず、①であるが現在のTAC対象魚種の占める割合の高い県は、千葉から北の太平洋側、日本海側の富山県、石

第4表　都道府県の水産行政に関連する指標

（単位　%、経営体、免許）

	全漁獲量にTAC魚種が占める割合①(注)1	職員1人当たりの漁船漁業を主にしている経営体数②(注)2	養殖業産出額が漁業産出額に占める割合③	職員1人当たりの漁業権④(注)3
北海道	25.9	9.6	11.2	3.7
青森	55.8	24.2	32.9	2.5
岩手	46.4※	4.8	24.1	2.9
宮城	43.0	5.7	31.3	6.6
秋田	9.7	31.8	2.8	2.8
山形	25.6	7.5	0.0	0.4
福島(注)4	-	-	-	0.8
茨城	94.4※	5.4	※	0.8
千葉	77.0※	11.3	9.9	1.3
東京	0.2※	7.8	※	0.7
神奈川	16.4※	15.9	2.4	2.8
新潟	9.6※	24.0	3.5	5.2
富山	68.1	11.2	0.4	6.0
石川	64.9	36.8	1.6	6.8
福井	17.7	22.6	4.4	5.9
静岡	35.3	33.0	4.2	2.7
愛知	41.4	15.9	28.8	4.4
三重	63.0	23.1	42.6	11.1
京都	44.5	7.2	21.5	2.9
大阪	13.1	15.7	3.4	2.4
兵庫	6.5※	51.2	45.2	9.0
和歌山	40.4※	33.1	36.8	5.9
鳥取	60.0	14.3	6.2	0.8
島根	69.6	21.5	1.9	4.5
岡山	0.0	34.1	69.0	15.1
広島	0.0	37.4	71.0	18.6
山口	23.4	30.7	12.1	3.5
徳島	4.0	22.3	45.9	7.5
香川	2.1	39.1	63.4	16.1
愛媛	48.7	37.4	72.1	12.2
高知	15.4	18.2	42.5	9.2
福岡	31.2	24.3	64.2	3.8
佐賀	8.3※	21.5	85.3	19.2
長崎	60.0	32.5	35.8	8.4
熊本	5.1※	27.3	85.8	5.6
大分	40.9	20.9	66.0	3.4
宮崎	39.1※	18.2	26.7	1.1
鹿児島	28.4	30.6	68.3	8.1
沖縄	1.3	36.3	40.9	10.6
平均	32.5	22.8	32.3	6.0
農林水産部型（平均）	35.4	23.0	32.9	6.3
他分野包有型（平均）	9.0	22.6	17.0	3.7
非農業型（平均）	34.7	21.6	32.2	6.4

資料　総務省「地方公共団体定員管理調査」、農林水産省「漁業センサス」（13年）、「海面漁業生産統計調査」（18年）、「漁業産出額」（17年）、水産庁調べ

（注）1　TAC魚種は、海面漁業生産統計調査におけるクロマグロ、マイワシ、マアジ、サバ類、サンマ、スケトウダラ、ズワイガニ、スルメイカの漁獲量の合計。TAC魚種を全漁獲量で割った。

2　漁船漁業を主としている経営体は、漁業センサスにおける底びき網、船びき網、まき網、刺網、さんま棒受網、大型定置網、さけ定置網、小型定置網、その他の網漁業、はえ縄、釣に属する経営体の合計。

3　漁業権は、①定置漁業権、②特定区画漁業権、③共同漁業権の合計。①と②は15年5月時点の数値、③は13年9月の切替後の数値。

4　漁船漁業について福島県は除いた。

5　※はTAC魚種または養殖業産出額の一部が個人または法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表されていないため、正確な数値ではない。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

川県、鳥取県、島根県、そして、三重県、長崎県と特定の県に集中していることがわかる。これらは、まき網などの特定の漁業が存在している県である。一方、瀬戸内海に面した県域のようにほとんどTAC対象魚種が漁獲されておらず、これまでに漁獲可能量による管理になじみのなかった地域も多数ある。

②の水産行政職員１人当たりの漁船漁業を主としている経営体数は平均して22.8経営体だが、兵庫県の51.2経営体から岩手県の4.8経営体まで幅がある。北海道、東北では経営体に対して職員数が多めに配分されている一方、瀬戸内海に面した県域では職員数が少ない傾向にある。

③の養殖業産出額が漁業産出額に占める割合は、西日本で大きい。一方、兵庫県を除く「他分野包有型」の地域で小さい。これは、開発に伴い漁業権が放棄されたことが影響しているとみられる。④の職員１人当たりの漁業権の免許数は、一様ではない。

また、①と②には、なんらかの関係がみられず、TAC対象魚種の割合に合わせた人員配置にはなっていない（第３図）。また、③と④の関係をみると、養殖業産出額が漁業産出額に占める割合が60％を超える地域（養殖業への対応が今後必要となると見込まれる地域）において、④の数値のばらつきが特に大きくなっている（第４図）。

以上のようにこれらの指標だけを眺めても、都道府県間の差が大きいことがわかる。このような都道府県間の差は、自然環境、漁業構造に加えて新地方行革指針による人員削減など様々な要因が重なって形成されたものである。

第3図　職員の配置（資源管理）

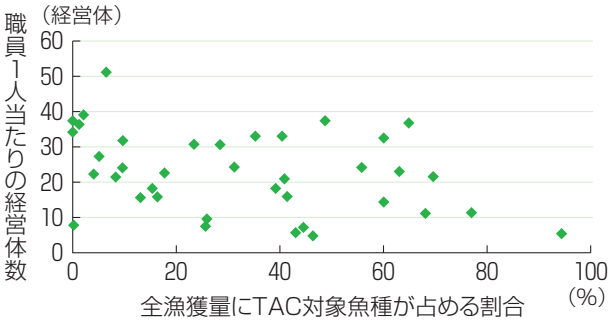

資料、（注）とも第4表に同じ

第4図　職員の配置（漁業権）

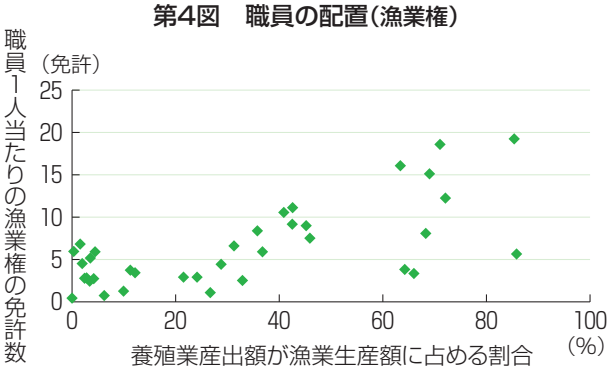

資料、（注）とも第4表に同じ

（注８） 広島県、愛知県は農林水産局。

（注９） ただし、業務の難しさには、魚種・漁法の多さ、航路のふくそう状況など、様々な要因が絡んでおり、このような単純化では十分に捉えきれない。

（3）　新法に対する認識
――資源管理――

では、都道府県は新法をどう認識しているだろうか。都道府県議会の会議録から新法に関する議論をみてみたい。海面のある都道府県全てがインターネット上で会議録を公開しており、18、19年の会議録について「漁業法」「漁業権」「資源管理」という用語のいずれかが含まれる答弁を確認した。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

この結果、39都道府県のうち、32都道府県で答弁があった。(注10) 兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、徳島県、愛媛県、佐賀県の７県で答弁がみつけられなかった。うち、和歌山県と徳島県は、委員会の会議録がインターネット上になく、本会議の会議録しか閲覧できなかった。岡山県、広島県は18年の西日本豪雨の被害・復興に、佐賀県は時事的な問題（後述）について多くの時間が割かれ、これまで新法について議論がなされていない。

また、「他分野包有型」の都府県では法案が成立する前は、ほとんど議論がなされなかった。議論がなされた道府県でも全般的に水産庁資料の内容を説明するものが多い。

以下、資源管理、沿岸漁場管理について、代表的な都道府県の議論をみていこう。資源管理について28都道府県で話し合われた。まず、TAC対象魚種の割合の最も高い茨城県では今後想定される県の事務について「漁業法改定関係では、県の漁業調整規則の改正や、それに伴う漁業許可制度、漁業権制度の見直しなど」と「水産業協同組合法関係では、水産業協同組合の定款変更に係る手続など」が必要と、回答している。

次に、鳥取県はすでに漁獲可能量による管理に取り組んできたとして大きな変化が直ちに起こるものではないとみなし、TAC対象魚種等について、「例えば北海道のほうのスケトウダラとか、それから、太平洋クロマグロの北海道のもの等、どうもあちらのほうのものが当面ターゲットとして考えられているのではないかと。本県のところが直ちにこの適用対象というふうになるかどうかというと、そういうようには、今のところ情勢はなっていない」と述べている。

新規に導入される割当管理について、沖合海域で操業する大臣許可漁業から導入すると国は説明しているため、自分の県では直ちに影響はないという見解が熊本県、宮崎県などで示された。しかし、定置漁業が主流の富山県では、「今後適切な資源管理が実施されれば、日本全体として乱獲が防止され、水産資源の維持、管理が図られ、漁業生産の安定につながるのではないか」と利点を述べた一方、「魚種を選べない定置網中心の本県漁業の実態を十分踏まえて運用される必要があるのではないか」と懸念を示している。香川県では、「太平洋の漁業とこの瀬戸内海で多種多様な漁業があっていろいろな魚をとっている状況の中で、船ごとに漁獲量を割り当てるというのは、実質的に不可能」として、国も地域の漁業の実情を踏まえたうえで導入を考えるため、「一足飛びに瀬戸内海の漁業に船ごとの漁獲割り当てがつくということはない」との見解が示された。

このようななか、静岡県と北海道で資源管理について独自の見解が出された。静岡県は、割当管理は、トン数制限と絡めて資源管理には非常に重要な部分であるものの、「漁船に漁獲量を計測する装置が整備されていないと、船ごとに管理するのは非常に困難」として、現状、遠洋漁業ではかなりの船が装置をつけているが、沿岸漁業は大半の船がついていないと指摘した。「こうい

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

う装置、装備も含めてしっかりやっていかないと、小型の船に対する個別の漁獲割り当ては不可能」と結論づけた。さらに資源量がどのぐらいなのかしっかりわかっていないと漁獲量の数値の確定ができず、「導入に当たっては資源管理、魚種ごとの資源調査をしっかりとやっていかなきゃいけない。国と県が連携していかなきゃいけない」と資源調査の重要性が資源管理に先立つことを指摘している。そして、「沿岸漁業をどのようにやっていくのか、国と県がきちっと調整して進めていくことが重要」との指摘がなされた。

北海道は、「漁業法に関連して、TAC対象魚種が拡大され、特定の魚種が漁獲枠を超過した場合に、休漁を余儀なくされるケースや、資源状態が悪化した魚種の漁獲枠が低く設定されることによる経営への影響に対する懸念、また、沖合漁船の大型化を不安視する意見」があったと現場の不安を伝えている。現在、TAC対象魚種の拡大という政策目標の達成のためにホッケの資源管理が検討されているが、これに関し、「道総研は29年から回復の兆しが見られるとし、浜でも回復を実感している。沿岸、沖合の協調した自主的な資源管理を評価し、その継続が重要であり、これまでの自主的な管理の充実に努めるべき」（上田（2019））と、漁獲可能量による管理ではなく、自主的な管理の充実が主張された。

（注10） 琵琶湖が海面とされる滋賀県を含めると、40都道府県のうち、33都道府県で答弁が確認された。なお、会議録は議員の質問への答弁であるため、議員の質問がなければ、答弁がない。

（4） 新法に対する認識
──沿岸漁場管理──

漁業権制度について話合いが行われたのは、31都道府県である。しかし、養殖業産出額が漁業産出額の８割を占める佐賀県で諫早湾干拓問題にかかる請求異議訴訟の判決における共同漁業権の消滅という判断部分や佐賀空港の自衛隊使用要請に関心が集中し、新法についての議論は行われなかった。22都道府県で漁業権を免許する際の優先順位の廃止について説明がなされた。このうち、18道県で既存の漁業権者である漁協等が「適切かつ有効（注11）」に漁場を利用している場合は知事が漁協等に対して継続して免許することとなるので、既存の漁業権者には影響はないという答弁だった。

新法は「養殖業への民間企業の参入促進が柱」（日本経済新聞（2019））とされるが、すでに養殖業が盛んな県では、現在、県内のほとんどの漁場が、漁協や漁業者に適切かつ有効に活用されていることから、「新たに企業が参入する余地はほとんどなく、影響は極めて小さい」（熊本県）や「現時点においては、新たに可能となる養殖業への企業単独での新規参入は見込んでいない」（北海道）といった意見がみられた。水産復興特区が存在した宮城県では、「区画漁業権については、海面のより合理的かつ高度な利用を図るため五年ごとに現場確認を含めた漁場の行使状況調査や漁協への要望調査を行うとともに、海区漁業調整委員会による公聴会の開催や複数回にわたる審議、海上保安庁や海面管理者との協議など慎重な手

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

続を経て漁業調整その他公益に支障を及ぼさないことを確認した上で、漁場計画を樹立し免許している」と、漁場計画作成の難しさが指摘された。

しかし、漁船漁業が中心だった地域では、企業による養殖産業に期待する向きもある。例えば、新潟県は「変化する消費者ニーズに柔軟に対応し、採算の取れる効率的な養殖業を行う企業の参入が、非常に重要」としている。ただ、「既存の漁業者との調整が不可欠」なため、「漁業の現場に混乱が生じることのないように、企業や関係者との意見交換を行い、合意形成を促し」たいと付け加えている。また、大阪府は民間事業者から新たな提案があった場合に備え、大阪湾が他の水域に比べ水温変化が大きいことや、漁船を含めた船舶の航行が多いといった特性があることから、「漁場環境や養殖技術などの専門家の意見をあらかじめ聞きますとともに、他府県の民間参入の事例の調査を行う」と表明している。

その他、海区委員会委員の公選制の廃止、沿岸漁場管理団体制度については、水産庁の説明会の内容を伝える答弁にとどまっている。全般的に日EU経済連携協定や森林環境税など農林業の制度変更に伴う議題が優先され、新法に関する議論は深まっていない。

唯一、香川県では新法に伴う業務の拡大についての議論がなされ、「水産課の職員数ということですが、資源の状況をきちんと適切に管理するためには、資源状況を適切に把握する必要もあります。また、漁業調整の部分も出てくると思いますので、人手が足らないと考えています。」や「知事に対する調整業務等がふえてくると考えているため、やはり現状の８名では、なかなか厳しい状況だと私は思っており、適切な執行体制を検討していきたいと考えています。」など、実務に即した見解が述べられた。

（注11）「適切かつ有効」の内容は国が都道府県に対し、技術的助言を行うとされている。現在、適切かつ有効でない場合のチェックリストを作成することが検討されている。

3　今後の都道府県の対応

（1）　準備作業は焦眉の急

現在、都道府県では、政省令などを待ち、業務の内容を確認しているところと推測される。ただ、資源管理については、新法に規定のない「資源管理方針に関する検討会」が設置され、TAC対象魚種を選定するための手続きに関する法律もないまま、検討が進んでいる。「水産政策の改革」の実現がすでに始まっているなか、都道府県も準備作業が必要になっている。特に漁船漁業の経営体数や漁業権免許数に比べ職員数の配置が十分でない県（第４表の②、④参照）では、準備作業は焦眉の問題である。

まずは水産行政職員が新法の条項を読み込み、新たに発生する業務を洗い出す必要がある。そのうえで、都道府県として今の人員でどの程度対応できるか、できない場合はどうするかなどの判断を行うことが求められている。新たに発生する業務を遂行するために必要な費用と水産業からの税収

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

見込額による費用対効果の検証も併せて行う必要がある。

また、新法が地元経済に及ぼす影響を分析する必要がある。それは、例えば、優先順位の廃止に伴い、個別漁業権者が地元の住民を雇用することに関心を持たなくなるとか、抵当権の設定要件の緩和(注12)と相まって個別漁業権の抵当流れによるなし崩し的な漁業権の金融商品化という事態が想定されるからである。そのためにも、新法への対応を集中的に検討する組織を立ち上げることが望ましい。

同時に、多くの都道府県で水産行政職員が「国へ要望していく」と発言しているが、何をどのように要望するのかについても具体的に確定させるべきだ。例えば、三重県では「国に対しまして、新たな資源管理に伴う資源評価対象魚種の増加等に対応するために、漁業・海洋データの収集体制の整備に向けた予算確保を求めるとともに、資源管理の強化に伴う漁業者の一時的な減収というのも懸念されますことから、収入安定対策の拡充を要望」という答弁がなされた。このような三重県からの要望にとどまらず、水産庁には、新法に伴う都道府県の業務拡大分の予算措置や職員の派遣といった対応が求められている。

(注12) 新法から「都道府県知事は、定置漁業権又は区画漁業権を目的とする抵当権の設定が、当該漁業の経営に必要な資金の融通のためやむを得ないと認められる場合でなければ、前項の認可をしてはならない。」(現行法第24条第３項)は削除された。

(2) 条例の制定の必要性

都道府県が新法や政省令において規定がない部分で、現行法で有効に機能していたのに削除された部分や地域の実情を反映させるために必要な部分を補って、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るには、条例作成が有効な手段である(注13)。例えば、漁業者の生業に深くかかわる管理方針の策定過程における手続きで海区委員会に諮問する頻度や関係漁業者との意見交換の場の設定などを明確に条例で定めるべきだ。また、地元経済の持続性を確保するために、漁獲割当割合の保有者や個別漁業権者が廃業する場合の対応などを考える必要がある。

また、新法では、「漁業の民主化」という言葉が現行法第１条から取り除かれたが、70年という長い年月をかけて定着してきた漁業の民主主義を堅持すべく、条例作成では十分な配慮が必要である。特に、海区委員会委員の公選制の廃止は、漁場利用の議論への漁業者の直接参加の機会を損ない、ひいては漁業の民主主義に打撃を与えるものである。そこで、条例による予備選挙という方法で公選制の廃止を補うことを提案したい。

農業部門では15年９月に「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律」が公布されたことに伴い、農業委員会の公選制が廃止された。新潟県加茂市では17年６月に当時の市長が農業委員会委員の任命について農業者2,400人のなかから19人を任命するには、「選挙以外の方法では、どうしても市長か市の担当職員か数人の農業者かが実質は

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

独裁的に農業委員を選ぶ」（小池（2017））として、候補者が定員を超えた場合は予備選挙を実施し、その結果を参考に市長が委員を任命するとして、選任要綱を公示した。

また、「水産庁がすでに幾つか案を提示しているが、安易に取り入れる訳にはいかない。我々の側から、漁業者委員はこれまでの選管に準じて、漁協を投票所としたブロック単位での選挙を行って知事への推薦者とするなど、公選制とそん色のない制度、漁業者の民意を正確に反映させる仕組みを、都道府県知事部局に提案し、条例制定に繋げる努力が求められる。その際は区割りや導入時期等を、漁業者を交えて真剣に検討し、拙速に進めないことが肝要である」（濱本（2019））という意見もある。

（注13） 佐藤（2019）は、新法の運用条例案を発表している。

おわりに

新法の土台となった「水産政策の改革」は、「『規制改革推進会議』と、それに先んじて設置（平成25年５月閣議決定）された『農林水産業・地域の活力創造本部』での議論を受けて作成されたことは紛れもない事実」（馬場（2018））とされる。また、日本経済新聞（2019年３月８日付）によれば、新法は「漁業への民間参入を求める企業などの要望を受けて成立した」ものであり、ロビー活動により実現したものだそうだ。このようにトップダウンで決定された政策の運用が今後、都道府県で始まる。しかし、都道府県は新たに行う水産行政を遂行するための余力は十分ではなく、都道府県間の差も大きいことがわかった。

新法の運用で都道府県職員に一段の重圧がかかってくるのは必至である。その一方、職員の定数減を求める声もあり、そうした国の平仄（ひょうそく）の合わない政策のはざまで、都道府県に更なるしわ寄せがいき、ひいては漁業者の生活や生産活動に致命的な悪影響を及ぼしていく恐れがある。

また、新法では、管理方針の策定過程における手続きなど、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るための規定が不十分である。この問題は、『日本人の法意識』（川島武宜（1967））において、明治憲法のもとでの政府と国民の関係について書かれた非常に有名な箇所に通じる。「国民はただ政府の自制心にたよるほかはない。（中略）政府と国民との関係を規定する多くの法律はあったが、それらの法律は政府の役人のための覚え書のようなもので、それに違反した場合に、違反した役人が上役から叱られたり罰せられたりするようなことはあるかもしれないが、ないかもしれない」（57、58頁）。新法の不明朗な部分が、国と都道府県、都道府県と漁業者との信頼関係に亀裂を入れかねない。悪影響を少しでも軽減するには、新法への準備作業や条例の検討が求められている。これは、漁業という産業を通じた、地方自治のあり方を問う問題でもある。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

[謝辞]

本稿について香川海区漁業調整委員会会長（全国海区漁業調整委員会連合会副会長）の濱本俊策氏に多方面からご助言をいただいた。ここに御礼申し上げたい。

＜参考文献＞

・茨城県議会会議録（2019）営業戦略農林水産常任委員会19年３月13日
https://www.pref.ibaraki.dbsr.jp/index.php/8143644?Template=doc-one-frame&VoiceType=onehit&VoiceID=155376（19年８月23日最終アクセス）
・上田克之（2019）「ホッケをめぐって沿岸漁業者が悲痛の訴え──地元が納得する管理手法をまとめられるか──」『漁業と漁協』No.653、第56巻第７号
・大阪府議会会議録（2019）定例会本会議19年２月26日
https://ssp.kaigiroku.net/tenant/prefosaka/SpMinuteView.html?council_id=1968&schedule_id=3&minute_id=407&is_search=true（19年８月23日最終アクセス）
・香川県議会会議録（2018）経済委員会［農政水産部］18年10月４日
http://www.db-search.com/kagawa/index.php/7848012?Template=list（19年８月23日最終アクセス）
・川崎健・片山知史・大海原宏・二平章・渡邊良朗（2017）『漁業科学とレジームシフト──川崎健の研究史──』東北大学出版会
・川島武宜（1967）『日本人の法意識』岩波書店
・熊本県議会会議録（2019）定例会19年３月４日
https://ssp.kaigiroku.net/tenant/prefkumamoto/MinuteView.html?council_id=141&schedule_id=4&is_search=true（19年８月23日最終アクセス）
・小池清彦（2017）「市政報告」『広報かも』No.733
・櫻本和美（2018）「マグロ類の資源管理問題の解決に向けて──MSY理論に代わるべき新しい資源変動理論──」『水産振興』第605号第52巻第５号
・佐藤力生（2019）「改訂漁業法の運用条例案（たたき台）」
http://shigenkanri.jp/?p=2198（19年８月23日最終アクセス）
・静岡県委員会会議録（2018）定例会産業委員会18年12月
http://www2.pref.shizuoka.jp/all/comgiji.nsf/3ddb2e6d4a226116492568790019 5ccc/9e556b1664a96fac49258393000697e1?OpenDocument&Highlight=2,%E6%B0%B4%E7%94%A3%E3%81%AE%E6%94%B9%E9%9D%A9（19年８月23日最終アクセス）
・水産庁（1950）『漁場計画のつくり方──漁場計画は働く漁民の手で──』
・水産庁（2017）「水産白書」平成28年度
・水産庁（2018a）「水産白書」平成29年度
・水産庁（2018b）「水産政策の改革について」
http://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/kaikaku/attach/pdf/suisankaikaku-3.pdf（19年８月23日最終アクセス）
・水産庁（2018c）「水産政策の改革～浜で頑張る漁業者の皆様を応援します～」
http://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/kaikaku/attach/pdf/suisankaikaku-22.pdf（19年８月23日最終アクセス）
・水産庁（2018d）「平成31年度水産予算概算決定の概要」
http://www.jfa.maff.go.jp/j/budget/attach/pdf/index-12.pdf（19年８月23日最終アクセス）
・水産庁（2019）「水産政策の改革について（改正漁業法等の制度運用）」
http://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/kaikaku/attach/pdf/suisankaikaku-24.pdf（19年８月23日最終アクセス）
・水産庁「漁業権について」
http://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/pdf/004_gyogyouhou_gaiyou.pdf（19年８月23日最終アクセス）
・鳥取県議会議事録（2018）定例会18年11月
http://www.db-search.com/tottori/index.php/1490869?Template=doc-one-frame&VoiceType=OneHit&DocumentID=1983（19年８月23日最終アクセス）
・富山県議会会議録（2018）農林水産委員会18年12月11日
https://www.pref.toyama.dbsr.jp/index.php/8835694?Template=doc-all-frame&VoiceType=all&VoiceID=118293（19年８月23日最終アクセス）
・中野広（2019）「水産白書は、我が国の漁獲量の減少や資源管理をどのように描いてきたのか」『漁業と漁協』No.650、第56巻第４号
・新潟県議会会議録（2019）定例会産業経済委員会19年３月５日
https://ssp.kaigiroku.net/tenant/prefniigata/MinuteView.html?council_id=1282&schedule_id=7&is_search=false&view_years=2019（19年８月23日最終アクセス）
・日本経済新聞（2019）「政策実現、ロビー活動で

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

陳情から対話型に」 3月8日付
・農林水産省（2018）「『規制改革実施計画』に基づく新たな法制度の概要」
https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/meeting/wg/suisan/20181029/agenda.html
・馬場治（2018）「『水産政策の改革』の問題点」『漁業と漁協』No.644、第55巻第10号
・濱本俊策（2019）「<改正漁業法>海区漁業調整委員会制度の見直しへの対応策」『漁業と漁協』No.650、第56巻第4号
・北海道議会会議録（2018）予算特別委員会第2分科会18年12月6日
http://www01.gikai.pref.hokkaido.jp/voices/CGI/voiweb.exe?ACT=200&KENSAKU=1&SORT=0&KTYP=2,3,0&KGTP=3,1,2&TITL=%88%CF%88%F5%89%EF%2C%92%E8%97%E1%89%EF%2C%97%D5%8E%9E%89%EF&TITL_SUBT=%95%BD%90%AC30%94N%91%E6%82S%89%F1%97%5C%8EZ%93%C1%95%CA%88%CF%88%F5%89%EF%91%E6%82Q%95%AA%89%C8%89%EF%81%7C12%8C%8E06%93%FA-02%8D%86&SFIELD1=HTGN&SKEY1=%8B%99%8B%C6%8C%A0&SSPLIT1=+%2B%2F%21%28%29-&KGNO=2672&FINO=7555&HUID=556486
・北海道議会会議録（2018）水産林務委員会18年12月12日
http://www01.gikai.pref.hokkaido.jp/voices/CGI/voiweb.exe?ACT=200&KENSAKU=1&SORT=0&KTYP=2,3,0&KGTP=3&TITL=%90%85%8EY%97%D1%96%B1%88%CF%88%F5%89%EF&TITL_SUBT=%95%BD%90%AC30%94N%91%E616%89%F1%90%85%8EY%97%D1%96%B1%88%CF%88%F5%89%EF%89%EF%8Bc%98^%81%7C12%8C%8E12%93%FA-01%8D%86&SFIELD1=HTGN&SKEY1=%8B%99%8B%C6%96@&SSPLIT1=+%2B%2F%21%28%29-&KGNO=2679&FINO=7567&HUID=558196（19年8月23日最終アクセス）
・三重県議会会議録（2018）定例会18年11月29日
http://www.kaigiroku.net/kensaku/cgi-bin/WWWframeNittei.exe?USR=miekenk&PWD=&A=frameNittei&XM=000100000000000&L=1&S=15&Y=%95%bd%90%ac30%94%4e&B=255&T=1&T0=70&O=1&P1=&P2=&P3=&P=1&K=124&N=957&W1=%8b%99%8b%c6%96%40&W2=&W3=&W4=&DU=0（19年8月23日最終アクセス）
・宮城県議会会議録（2018）定例会18年12月5日
https://ssp.kaigiroku.net/tenant/prefmiyagi/SpMinuteView.html?council_id=2719&schedule_id=5&minute_id=32&is_search=true（19年8月23日最終アクセス）

（たぐち　さつき）

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

情勢

新たな森林管理システムへの対応と情報通信技術活用などの取組状況

――第31回森林組合アンケート調査結果から――

主事研究員　安藤範親

はじめに

当研究所では、森林組合の事業や経営の動向、当面する諸課題などを適時・的確に把握し、森林組合系統の今後の事業展開に資することを目的として、アンケート調査を毎年実施している。

本稿は、2018年10月に103組合を対象に実施した「第31回森林組合アンケート調査」の結果から、「調査対象組合の概況」に加え、「新たな森林管理システム（森林経営管理制度）」および情報通信技術活用や流通効率化などの「森林組合の先進的取組み」について紹介する。

なお、今回より「調査対象組合の概況」のうち森林組合の取扱高と経営収支の項目については、アンケート項目から除外した。その代わりに損益計算書が掲載されている各組合の総代会資料を収集し、その集計結果を掲載した。また、調査結果の分析の深化・補強等を図るためアンケートの集計完了後の19年４～５月に東北、九州地方の数組合に対し現地ヒアリング調査を実施している。

1　調査対象組合の概況

回答103組合の平均像（17年度概数）は、管内森林面積約５万ha（うち組合員所有林２万３千ha）、組合員4,079人（うち管外居住者数351人）、内勤職員17人、直接雇用現業職員39人である。これらの指標は、林野庁の森林組合統計における全国組合の平均のおおむね1.3～1.7倍程度である（第１表）。

組合職員数のうち、内勤職員数は平均17人で、過去５年間に大きな変化はない。他方、直接雇用現業職員数は39人で、13年の42人に対し減少している。現業職員数の増減は、主として造林担当の職員の動きを反映したものであり、伐出担当の職員数には過去５年の動向に大きな変化はない。わが

第１表　2017年度の対象組合の概況（n=103）

（単位　ha、人）

	対象組合平均(a)	全国組合平均(b)	a/b
管内森林面積	51,610	39,739	1.3
うち組合員所有林	23,392	17,138	1.4
組合員数	4,079	2,357	1.7
うち管外居住者数	351	235	1.5
内勤職員数	17	11	1.5
直接雇用現業職員数	39	26	1.5

資料　全国組合は林野庁「平成29年度森林組合統計」
（注）　全国組合の「直接雇用現業職員数」欄は、組合雇用労働者数（事務員を除く）。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

国の森林は収穫期を迎え、安定的な量の伐出作業があるものの、主伐・再造林は進んでおらず造林の作業量が減少しているためと考えられる。

17年度の組合の経営数値は、前年度に比べ販売、加工、森林整備の３部門の取扱高がともに増加した。損益は販売部門で増加したものの、加工、森林整備部門で減少した（第２表）。１組合当たりの平均の事業利益は14百万円、経常利益は17百万円、税引前当期利益は18百万円となり、これらは前年比で減少している。

利益の主な減少理由についてヒアリングでは、働き方改革などによる人件費の増加、機械老朽化の影響などが挙げられた。例えば、有給消化の増加や労働時間管理の厳格化、福利厚生の充実、人手不足の深刻化による賃金単価上昇、高齢化に伴う労働時間減少と若返りに伴う技術不足による生産性の悪化、機械老朽化による修繕への対応などである。

第2表　森林組合の取扱高と経営収支（1組合当たり）

（単位　千円、%）

		17年度	前年度比増減率
取扱高	指導	3,819	△0.5
	販売	202,612	5.1
	加工	285,375	2.1
	森林整備	365,800	4.2
	（素材生産量㎥）	21,419	△0.7
収支	事業総利益	151,109	△2.5
	うち指導	△259	△32.8
	販売	39,732	1.1
	加工	19,958	△8.2
	森林整備	99,756	△2.6
	事業管理費	137,056	△0.9
	事業利益	14,053	△15.7
	事業外損益	6,211	△7.2
	経常利益	17,071	△11.6
	特別損益	14,296	5.4
	税引前当期利益	17,710	△14.7

資料　各組合の総代会資料
（注）　回答組合は103。ただし「うち加工」については、加工取扱いのある組合の平均。
「素材生産量」は回答組合の平均。

2　新たな森林管理システム（森林経営管理制度）への対応

18年５月に森林経営管理法が成立し、19年４月から新たな森林管理システム（以下「同システム」という）が始まった。適切な経営管理が行われていない森林について、市町村が仲介役となり森林所有者と林業経営者をつなぐシステム作りが開始された。同システムに従って、市町村が森林管理を進めるためには、地域林業の担い手である森林組合の役割（経営管理実施権の設定された森林の整備など）が重要になることから、同システムへの森林組合の対応状況について伺った。ただし、本調査の実施時期は同システム開始前の18年10月時点の結果である点に留意する必要がある。

(1)　意欲と能力のある林業経営体選定への申込みと経営管理実施権設定森林の経営検討の状況

同システムでは、適切な経営管理が行われていない森林のうち林業経営に適した森林については、市町村が経営管理実施権を設定し「意欲と能力のある林業経営体」に経営管理を委託するとともに、林業経営に適さない森林については、市町村が森林の経営管理を行うこととしている。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

まず、「意欲と能力のある林業経営体」(注1)選定への申込み予定があるか伺った。第１図のとおり、全体で95％と大部分の組合が予定していた。続けて、申込みを予定している組合に対して、経営管理実施権が設定された森林の経営を検討しているか伺った。その結果、全体で72％の組合が検討を予定していた。

森林の経営を検討している理由としては、回答割合が高い順に「安定的な事業確保のため」が84％、「これまで手のつけられなかった組合員の森林を整備するため」が67％、「既存の森林経営計画に取り込み施業を効率化するため」が64％、「市場、加工場等への木材の安定供給のため」が29％であった（第２図）。

一方で、森林の経営を検討していない理由としては、「経営管理実施権を受けることによる経営上のリスクが大きいため」が63％、「森林経営計画等に基づく事業量を十分に保持しているため余裕がないため」が41％であった。続いて、「その他」が26％と回答割合が高かった（第３図）。「その他」の内容は、「制度がよくわからない」「市町村の方針等がまだ決定していない」などで、同システム開始前に実施したアンケートのため、事業の内容がまだよくわからないことから「その他」が選択されたとみられる。

（注１）「意欲と能力のある林業経営体」として登録された林業経営体は、経営管理実施権が設定された森林の経営を受託できるほか、同システム以外の優遇措置（素材生産等に必要な資金の借入金利優遇や国有林野事業受託の配慮など）を受けられる。

第1図　意欲と能力のある林業経営体選定への申込み予定と経営管理実施権が設定された森林の経営検討予定

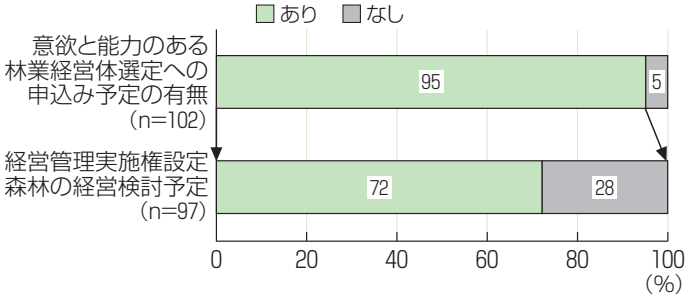

第2図　経営管理実施権設定森林の経営を検討している理由（n=70）

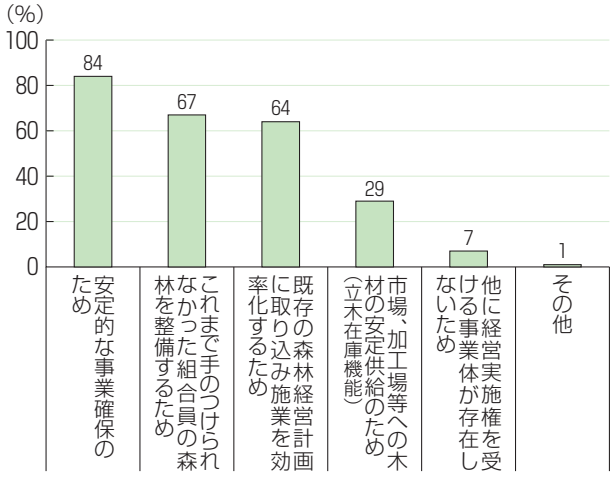

第3図　経営管理実施権設定森林の経営を検討していない理由（n=27）

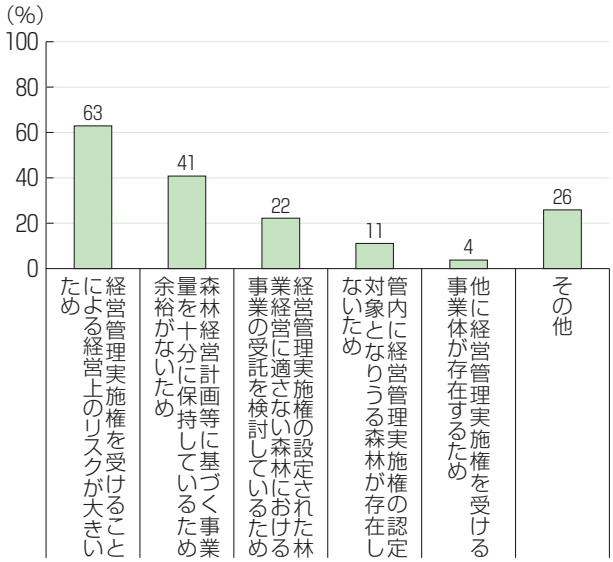

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

(2)　複数市町村への対応状況

同システムは市町村単位の事業となることから、複数市町村を管轄する組合において、複数市町村にまたがる森林を一体的かつ効率的に管理できるかどうかが課題となる。そこで、２市町村以上を管轄する組合に同システムに関する市町村の対応状況について伺った。

その結果、「各市町村が個別に対応」が60％、「わからない」が21％、「複数市町村が参加する協議会等を新たに設置し対応（または設置予定）」が16％、「複数市町村が参加する既存の協議会等にて対応」が７％となった（第４図）。

さらに、「各市町村が個別に対応」と回答した組合は、管轄する市町村数が２～３市町村の場合に48％、４市町村以上では75％と差がみられた。このことから、管轄市町村数が多い組合において、同システムに個別対応する市町村に組合もまた個別対応することが求められていることがわかった。また、ヒアリングでは、「各市町村は地域の特色があるためそれぞれ異なる方向を向いている」という話が聞かれた。そのため、組合が受託する可能性がある意向調査業務などにおいて、管内それぞれの市町村で進め方が異なる可能性があることが指摘された。

なお、「複数市町村が参加する協議会等を新たに設置し対応（または設置予定）」すると回答のあった組合に対する19年４～５月のヒアリングでは、「協議会設立を予定していたが情報交換会に落ち着いた」という話が複数の組合から聞かれた。その理由として、一つの組合からは「複数の市町村が同じ方向性を持つのが難しかった」という回答があり、もう一つの組合からは、「各市町村が統一された考えを持って対応することを確認したことから、森林組合が市町村の担当者と話をするなかで調整機能を担えば十分」という回答が聞かれた。

第4図　2市町村以上管轄組合における「新システム」への市町村の対応状況（複数回答、n=57）

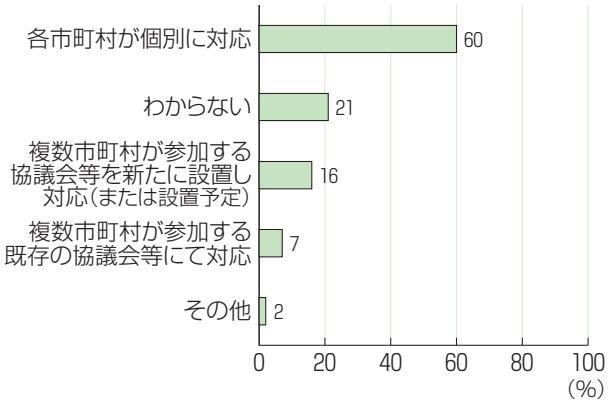

(3)　新たな森林管理システムに対する自由意見

同システムに対する自由意見としては、市町村の状況が不明で市町村の対応がわからないや、現時点では市町村から詳しい内容説明等がないという意見のほか、市町村の人材不足・体制不備のため市町村の制度への対応に課題がある、市町村に温度差があり対応に苦慮しているという意見があった。

さらに、森林経営計画制度の問題点を検討したうえで同システムを進める必要があるとの指摘もあった。同制度では、市町村

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

が経営管理実施権を設定する場合、所有者不明森林があるときに所有者を探索し、不明となっている森林境界の明確化の作業を行う必要がある。これら森林の所有者・境界の明確化の作業は確認に時間を必要とするため、同制度の進捗が遅れている地域もある（小菅・米・伊藤（2016））。同システムにおいても市町村が経営管理実施権を設定するときに同じ作業が必要となり、進捗に影響すると推測される。

3　森林組合の先進的取組みの状況

森林組合は、生産や流通の効率化、資源の有効活用など様々な先進的取組みを行っている。アンケート調査では、近年の森林・林業白書で紹介されている事例を参考に15種類の取組みに関する状況を伺った。これらの取組みは５つの分野に区分できる。すなわち、①「資源の有効利用」にかかる項目として木質バイオマス施設への供給や広葉樹の高付加価値化、②「再造林推進」として育林までの一括提案やコンテナ苗の採用のほか、一貫作業システムの採用や低密度植栽の採用、早生樹の植栽、③「流通効率化」として中間土場の利用や国有林と連携、④「ICT（情報通信技術）活用」としてドローン等による森林情報収集や空中写真境界明確化のほか、タブレットの活用やICT生産管理、⑤「人材活用」として員外監事の登用や外国人人材の活用である。(注2)

（注２）木質バイオマス施設への供給は、温浴施設や医療・福祉施設、熱電併給施設、発電施設、農業用ハウス、飲食店、個人住宅等に導入されたボイラーやストーブに、薪やチップを供給する取組み。広葉樹の高付加価値化は、広葉樹の価値を高めるために、香料や医薬品、楽器、家具・什器、内装などのより高付加価値な製品向けへの素材供給の取組み。国有林と連携は、効率的な路網整備の観点から、民有林と国有林の間で協定を締結し、国有林側の路網を活用した間伐材の搬出などの取組み。ICT生産管理は、生産・流通コストの低減に向けて、出材量や出荷量といった情報をリアルタイムで把握し、加工・流通と直結したサプライチェーンを構築する取組み。

(1)　実施中または未実施だが検討中の取組み

第５図のとおり、すでに実施中である組合の割合をみると、15種類の取組みのうちでは、木質バイオマス施設への供給が69％、育林までの一括提案が55％のほか、コンテナ苗の採用が49％、一貫作業システムの採用が49％、中間土場の利用が46％と多く取り組まれている。また、分野別にみると、「再造林推進」が多い（早生樹の植栽の取組みを除く）。特に、一貫作業システムの採用は実施中の組合が49％と多い一方で、未実施だが検討中の組合も34％と多い（第６図）。低密度植栽やコンテナ苗の採用についても同様の傾向にある。間伐や択伐を主体としてきた地域では、森林資源の成熟化に伴い皆伐による再造林に関心が高まりつつあるため未実施だが検討中の組合が多いと思われる。対照的に、「ICT活用」や「人材活用」にかかる項目の実施割合は低い。

次に、未実施だが検討中である組合の割合をみると、第６図のとおり、15種類の取

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

組みのうちでは、ドローン等による森林情報収集が60％、タブレットの活用が50％、ICT生産管理が42％と「ICT活用」に関するものが多い。これらは、比較的新しい技術の導入となることから実施中の組合はまだ少ないが、導入効果に対する組合の関心の高さが検討中という回答につながっているとみられる。以下では、検討中の回答割合の高いドローンとタブレット活用の取組みについて紹介する。

第5図　実施中の取組み
（n=103、ドローン等による森林情報収集のみn=102）

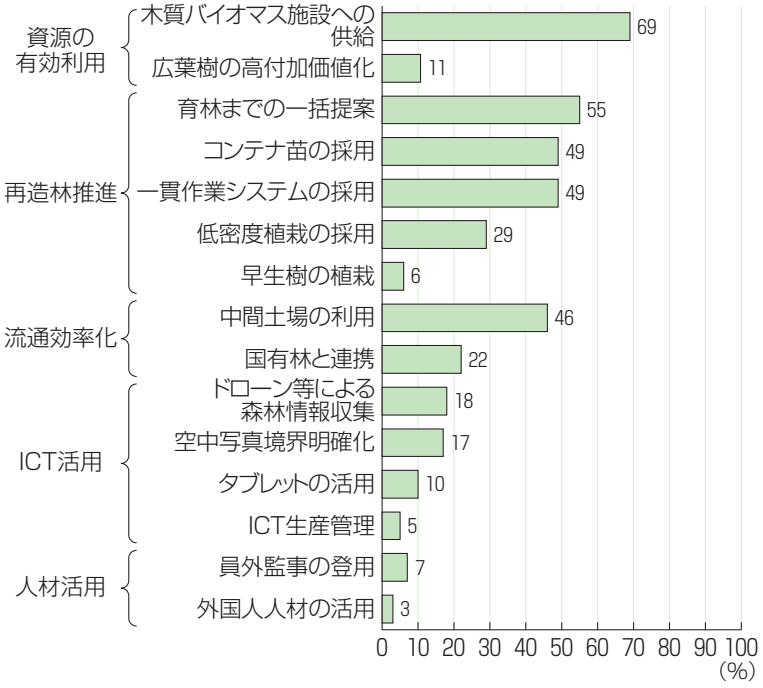

第6図　未実施だが検討中の取組み
（n=103、ドローン等による森林情報収集のみn=102）

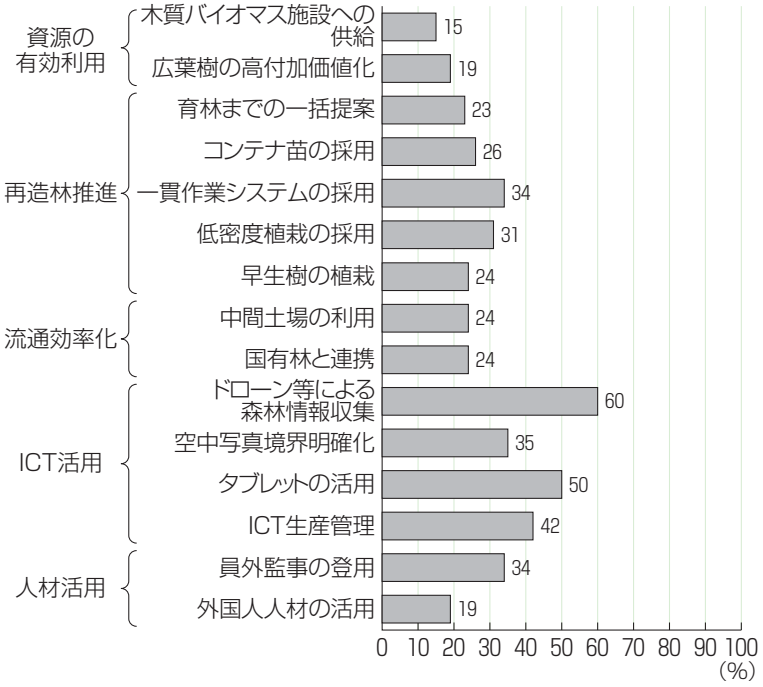

（2）ドローン等による森林情報収集の取組み

ドローン等による空撮や航空レーザ計測による森林情報の収集について実施している組合は全国で18％ある（第５図）。これに対し、未実施だが検討中の組合は60％あり、全国的に検討中の組合が多くみられる（第６図）。

以下、ドローンに関するヒアリング結果を紹介する。実施中の組合では、「造林補助事業の測量（植栽できない箇所の面積計測、外周計測など）の省力化につながっている」「防獣ネットを張った後の見回りや買取林産時の評価に利用」「台風災害などでドローンを飛ばした。歩いて行けない先などの確認ができ非常に役に立つ」「台風災害などで山が変化して

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

いる場合がある。等高線だけでなく崩壊地などを確認しながら道づくりの工程が組める」といった話が聞かれ、様々な場面で活用されていることがわかった。

また、実施中の組合が検討している用途としては、ヒアリングによれば「境界の把握調査などでは活用できていない。境界がわからないため所有者が足を運ばなくても上空からヒントが得られればと考えている」や、「県の補助事業を活用し、民間のドローン会社と一緒になって苗木や防護柵ネットなど物を運ぶためのドローンの開発を進めている。長さがあるものや重さが10kg以上は運べないといった課題が出ている」などの話が聞かれた。

なお、ドローンの導入にあたっては、「18年度から補助申請の提出資料にドローンの使用が認められたので導入」した組合がある。

一方、「今はGPS測量で補助申請しており、ドローンを補助申請に使えないため未導入」といった話も聞かれ、各都道府県のドローンへの補助事業の有無が導入に影響を与えている可能性が示唆された。

さらに、「近辺の測量会社に頼める環境にある。自分たちでドローンを飛ばして画像を持って帰ることはできるが、データの整理や加工などに技術研修を要するため外部に頼んだほうが安い」などの話も聞かれた。組合の体制面を考慮した場合、内製化するよりも外注したほうが有利な場合もあることが指摘された。

(3) タブレットの活用の取組み

施業集約化の提案にタブレット型端末を活用している組合は全国で10％と低い（第５図）。これに対し、未実施だが検討中の組合は50％あり、全国的に検討中の組合が多くみられる（第６図）。

未実施の組合の自由記入欄への意見では、「紙媒体の方を好む森林所有者が多い」「費用がかかる」「メリットが見えない。航空写真で十分対応ができている」などの意見がみられ、既存の手法で十分であり費用をかけることへの疑問があるようだ。

以下、タブレットに関するヒアリング結果を紹介する。実施中の組合では、「山林に持っていき山林所有者にタブレットをみせながら説明している。契約書や山林の状況をよりわかりやすくみせることができるので話がスムーズに進んでいる」「グーグルアースに施業図を上乗せしたものを利用。現場では現地把握に役に立っている。山林所有者は平面だけではよくわからないことがわかる利点や、大きな図面を持って歩かなくてもよい利点がある」などの話が聞かれ、タブレット型端末の導入が業務効率化や組合員向けサービスの向上につながっている。

また、「現場の業務管理に使っている」「市場で共販入札システムを入れて使用している」「製材所の営業で持ち歩いている。事務所とのやり取りや注文状況の確認に使用」など施業集約化以外の用途でも活用されている。

以上のように、タブレット型端末の活用方法は様々であり有効利用されている。た

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

だし、タブレット型端末を単に導入しただけではその活用の実質性は乏しい。例えば「利用は担当職員による。得意な人とそうでない人がいる」など、期待した効果が十分に得られていない事例もある。導入にあたっては、端末利用方法をサポートする体制や端末利用を前提とした業務プロセスの見直しなど、十分な検討が必要である。

その他、検討中の組合で「今は費用面で難しい。タブレットは記録と履歴が残るため、次の人もみることができ継続性につながる利点がある。県森連に対し全組合で導入に向けたシステムを構築できないかと相談したことはある」といった話があった。

一方、実施中の組合から「全ての組合が県からタブレットをリースしている。個別に組合が購入またはリースするよりも費用が下がる利点がある」といった話があった。県下全体で取り組むことで費用面を抑えることができるようである。

おわりに

今回の調査の柱は２つあり、第一に、新たな森林管理システム（森林経営管理制度）について伺った。同システムの財源となる森林環境税および森林環境譲与税は、わが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設されている。アンケートの実施は同システム開始前ではあるが、森林組合が、意欲と能力のある林業経営体選定への申込みや経営管理実施権が設定された森林の経営を検討するなど、同システムの趣旨に沿って積極的に森林整備の拡大を図る姿勢にあることが伺える。一方、同システムは12年に開始された森林経営計画制度の問題点を検討したうえで進める必要があるとの意見もあり、森林経営計画制度と同様の課題が同システムの推進にあたって発生する可能性がある。

第二に、森林組合の先進的な取組みについて伺った。その結果、実施中の取組みとしては、「資源の有効利用」のうち木質バイオマス施設への供給や、「再造林推進」である育林までの一括提案や一貫作業システム、コンテナ苗の採用のほか、「流通効率化」のうち中間土場の利用などが進んでいることが確認された。また、未実施だが検討中の取組みとしては、ドローン等による森林情報収集やタブレットの活用、ICT生産管理など「ICT活用」が多かった。生産性や組合員向けサービスの向上などその効果に対する関心は高いものの実施に向けては、資金や情報の不足など費用対効果に関する意見が多い。ヒアリングでは、外注や県下全体でのリースなどにより費用を抑える話が聞かれた。費用対効果が良好であると判明すれば普及に弾みがつくだろう。

＜参考文献＞

・小菅良豪・米康充・伊藤勝久（2016）「森林経営計画制度における計画策定の進捗条件――素材生産業者の参入の意義と可能性――」『林業経済研究』Vol.62、No. 2

（あんどう　のりちか）

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

書籍案内

輝く農山村
オーストリアに学ぶ地域再生

寺西俊一・石田信隆　編著

2018年12月10日発行　A5判216頁　定価2,400円（税別）（株）中央経済社

オーストリアは小さな国であるが、いち早く「原発フリー」の国民選択をしたことで有名である。また、最も先進的な「再生可能エネルギー国」でもある。

オーストリアの農山村の多くは急峻な山岳地帯に位置し、農業は小規模で兼業が多い。小さな村が一般的だがそれぞれ活力があり、自治力に満ち、「輝く農山村」を実現している。

危機的な状況にある日本の農業・農山村にとって本書は大いに参考になるであろう。

主　要　目　次

まえがき
本書で紹介する自治体の位置関係・オーストリアの周辺国

第１章　ここに幸せがある――オーストリアの農業・農山村
第２章　農業・農山村を支える制度と政策
第３章　農山村ゲマインデの多様な自治の姿
第４章　地域住民みずからが取り組む「村の再生」
第５章　自然の恵みを活かしたエネルギーと地域の自立
第６章　座談会　オーストリア現地調査から見えてきたこと――モニカさんを囲んで

巻末補録１　オーストリアはこんな国―地図とデータにもとづく解説
巻末補録２　オーストリア現地調査先（第１回～第５回）一覧

コラム
1　ウィーンの水はおいしい
2　有機食品の認証制度と有機食品を求める消費者
3　村のレストランとホイリゲ
4　ルンガウがんばれ
5　原発とオーストリア

購入申込先‥‥‥‥‥‥‥（株）中央経済グループパブリッシング　TEL 03-3293-3381（販売）

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

統　計　資　料

目　　次

1. 農林中央金庫　資金概況　（海外勘定を除く）……(69)
2. 農林中央金庫　団体別・科目別・預金残高　（海外勘定を除く）……(69)
3. 農林中央金庫　団体別・科目別・貸出金残高　（海外勘定を除く）……(69)
4. 農林中央金庫　主要勘定　（海外勘定を除く）……(70)
5. 信用農業協同組合連合会　主要勘定　……(70)
6. 農業協同組合　主要勘定　……(70)
7. 信用漁業協同組合連合会　主要勘定　……(72)
8. 漁業協同組合　主要勘定　……(72)
9. 金融機関別預貯金残高　……(73)
10. 金融機関別貸出金残高　……(74)

統計資料照会先　農林中金総合研究所調査第一部
ＴＥＬ 03（6362）7752
ＦＡＸ 03（3351）1153

利用上の注意（本誌全般にわたる統計数値）

1　数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
2　表中の記号の用法は次のとおりである。
「０」単位未満の数字　「－」皆無または該当数字なし
「…」数字未詳　「△」負数または減少
「＊」訂正数字　「Ｐ」速報値

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

1. 農林中央金庫資金概況

（単位 百万円）

年月日	預金	発行債券	その他	現金預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通合計
2014. 7	**50,809,606**	**3,895,861**	**27,179,388**	**10,051,349**	**49,981,141**	**17,012,868**	**4,839,497**	**81,884,855**
2015. 7	**54,374,193**	**3,438,644**	**34,909,927**	**10,797,213**	**58,394,802**	**18,313,798**	**5,216,951**	**92,722,764**
2016. 7	**61,050,075**	**2,896,379**	**28,886,283**	**21,619,836**	**53,150,884**	**12,812,756**	**5,249,261**	**92,832,737**
2017. 7	**64,377,264**	**2,207,133**	**39,319,634**	**22,273,382**	**61,810,364**	**10,348,206**	**11,472,079**	**105,904,031**
2018. 7	**66,847,776**	**1,601,665**	**34,256,456**	**27,405,290**	**51,471,582**	**11,399,305**	**12,429,720**	**102,705,897**
2019. 2	66,161,053	1,300,496	33,387,447	19,998,615	53,279,889	16,313,300	11,257,192	100,848,996
3	66,470,201	1,262,239	34,314,079	18,388,352	55,691,300	17,103,794	10,863,073	102,046,519
4	66,618,380	1,216,448	34,585,391	20,792,778	52,961,251	17,528,224	11,137,966	102,420,219
5	65,647,431	1,171,359	33,644,245	20,146,865	52,816,139	16,934,078	10,565,953	100,463,035
6	66,913,337	1,126,477	32,617,229	21,258,432	52,837,450	17,042,985	9,518,176	100,657,043
7	66,390,057	1,089,511	32,524,016	20,957,122	52,938,538	17,558,358	8,549,566	100,003,584

（注） 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2019年7月末現在　（単位 百万円）

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	55,273,047	-	2,969,175	64	6,043	-	58,248,328
水産団体	1,903,062	-	138,460	1	59	-	2,041,582
森林団体	1,914	-	4,811	-	204	-	6,929
その他会員	2,069	-	12,247	-	-	-	14,316
会員計	57,180,092	-	3,124,693	65	6,306	-	60,311,155
会員以外の者計	505,669	13,746	423,485	85,615	5,044,388	5,998	6,078,902
合計	**57,685,761**	**13,746**	**3,548,177**	**85,680**	**5,050,694**	**5,998**	**66,390,057**

（注） 1 金額は単位未満を四捨五入しているので、内訳と一致しないことがある。　2 上記表は、国内店分。
3 海外支店分預金計　376,124百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2019年7月末現在　（単位 百万円）

団体別		証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計
系統団体等	農業団体	1,880,505	105,228	59,789	-	2,045,522
	開拓団体	4	8	-	-	12
	水産団体	38,217	3,220	9,711	20	51,168
	森林団体	2,189	1,538	2,819	4	6,550
	その他会員	-	635	20	-	655
	会員小計	1,920,915	110,629	72,339	24	2,103,907
	その他系統団体等小計	128,607	9,868	45,938	-	184,413
	計	2,049,522	120,497	118,277	24	2,288,320
関連産業		3,858,665	40,664	863,396	2,252	4,764,977
その他		10,329,850	7,942	167,270	-	10,505,062
合計		**16,238,037**	**169,103**	**1,148,943**	**2,276**	**17,558,359**

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

4. 農　林　中　央　金

（貸　　方）

年月末	預金 当座性	預金 定期性	預金 計	譲渡性預金	発行債券
2019. 2	8,007,492	58,153,561	66,161,053	22,980	1,300,496
3	8,329,909	58,140,292	66,470,201	32,980	1,262,239
4	8,723,296	57,895,084	66,618,380	10,000	1,216,448
5	8,034,573	57,612,858	65,647,431	22,980	1,171,359
6	8,942,362	57,970,975	66,913,337	32,980	1,126,477
7	8,703,401	57,686,656	66,390,057	5,000	1,089,511
2018. 7	9,042,454	57,805,322	66,847,776	-	1,601,665

（借　　方）

年月末	現金	預け金	有価証券 計	有価証券 うち国債	商品有価証券	買入手形	手形貸付
2019. 2	94,453	19,904,162	53,279,889	10,472,635	9,298	-	159,683
3	92,077	18,296,275	55,691,300	10,558,008	8,560	-	149,980
4	40,894	20,751,884	52,961,251	10,327,623	8,826	-	163,920
5	108,471	20,038,393	52,816,139	10,426,160	9,302	-	156,875
6	25,598	21,232,833	52,837,450	10,383,504	9,537	-	161,429
7	82,867	20,874,255	52,938,538	10,368,820	9,543	-	169,102
2018. 7	88,249	27,317,040	51,471,582	10,962,059	7,614	-	158,807

（注）1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。　2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。

5. 信　用　農　業　協　同　組

年月末	貸方 貯金 計	貯金 うち定期性	譲渡性貯金	借入金	出資金
2019. 2	66,929,062	65,594,346	1,274,970	2,188,482	1,976,207
3	66,443,587	65,162,076	991,577	2,171,588	2,073,114
4	66,731,505	65,532,180	972,754	2,162,748	2,080,033
5	66,540,141	65,474,035	1,046,990	2,162,748	2,080,033
6	67,737,379	66,446,982	1,055,954	2,287,593	2,083,152
7	67,571,983	66,317,827	1,065,068	2,287,594	2,090,569
2018. 7	66,590,585	65,408,094	1,494,125	1,965,482	1,975,111

（注）1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。　2 出資金には回転出資金を含む。

6. 農　業　協　同　組

年月末	貸方 貯金 当座性	貯金 定期性	貯金 計	借入金 計	借入金 うち信用借入金
2019. 1	35,866,510	68,214,974	104,081,484	629,732	539,917
2	36,458,689	67,633,691	104,092,380	623,869	539,907
3	36,607,651	66,616,819	103,224,470	648,664	561,033
4	37,097,411	66,614,422	103,711,833	652,781	564,194
5	36,619,063	66,801,398	103,420,461	668,126	579,526
6	37,295,487	67,558,606	104,854,093	682,137	594,257
2018. 6	35,169,654	68,123,302	103,292,956	639,399	500,703

（注）1 貯金のうち当座性は当座･普通･貯蓄･通知･出資予約･別段。　2 貯金のうち定期性は定期貯金･譲渡性貯金･定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

庫　主　要　勘　定

（単位 百万円）

コールマネー	受託金	資本金	その他	貸方合計
-	1,933,015	3,480,488	27,950,964	100,848,996
-	1,048,091	4,040,198	29,192,810	102,046,519
150,000	1,659,836	4,040,198	28,725,357	102,420,219
50,000	1,702,655	4,040,198	27,828,412	100,463,035
-	2,482,750	4,040,198	26,061,301	100,657,043
-	2,347,140	4,040,198	26,131,678	100,003,584
-	2,756,536	3,480,488	28,019,432	102,705,897

貸出金				コールローン	その他	借方合計
証書貸付	当座貸越	割引手形	計			
14,931,149	1,220,675	1,791	16,313,300	962,180	10,285,714	100,848,996
15,750,449	1,200,746	2,616	17,103,794	44,368	10,810,145	102,046,519
16,187,804	1,173,630	2,869	17,528,224	78,288	11,050,852	102,420,219
15,586,647	1,188,348	2,206	16,934,078	862,129	9,694,523	100,463,035
15,696,821	1,181,864	2,869	17,042,985	1,221,829	8,286,811	100,657,043
16,238,036	1,148,943	2,276	17,558,358	672,054	7,867,969	100,003,584
10,163,132	1,075,726	1,638	11,399,305	818,000	11,604,107	102,705,897

合連合会主要勘定

（単位 百万円）

借方							
現金	預け金		コールローン	金銭の信託	有価証券	貸出金	
	計	うち系統				計	うち金融機関貸付金
66,668	44,914,698	44,860,612	50,000	1,069,551	18,871,448	7,893,454	1,973,104
77,447	43,972,875	43,919,459	50,000	1,079,284	19,799,501	7,761,087	1,784,262
88,901	44,480,243	44,431,204	75,000	1,083,894	18,253,656	7,693,138	1,776,962
74,783	44,373,821	44,313,832	50,000	1,119,912	18,338,701	7,665,909	1,766,583
69,920	45,591,962	45,547,377	85,000	1,135,067	18,337,587	7,722,443	1,800,771
72,688	45,126,822	45,079,235	40,000	1,138,851	18,485,393	7,761,873	1,793,110
70,443	45,508,951	45,456,130	25,000	974,318	17,957,973	7,467,616	1,880,202

合　主　要　勘　定

（単位 百万円）

借方							報告組合数
現金	預け金		有価証券・金銭の信託		貸出金		
	計	うち系統	計	うち国債	計	うち公庫(農)貸付金	
440,839	79,071,563	78,807,877	3,984,428	1,514,028	21,792,328	149,593	636
421,397	79,187,702	78,922,380	3,969,633	1,498,721	21,830,708	153,126	629
418,841	78,609,477	78,349,161	3,937,020	1,481,742	21,772,526	155,578	628
519,586	78,972,929	78,719,414	3,878,191	1,438,144	21,723,137	155,158	613
436,577	78,637,410	78,380,793	3,831,522	1,397,465	21,862,610	155,945	613
434,685	80,111,959	79,880,439	3,791,556	1,356,672	21,892,219	155,205	613
424,589	78,675,178	78,427,799	3,820,068	1,457,908	21,794,236	162,793	648

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

（単位 百万円）

年月末	貸方				借方				
	貯金		借用金	出資金	現金	預け金		有価証券	貸出金
	計	うち定期性				計	うち系統		
2019．4	2,444,419	1,728,966	40,066	56,447	16,319	1,966,539	1,946,553	78,781	443,081
5	2,403,951	1,691,943	40,066	55,946	17,611	1,926,237	1,907,916	78,808	447,584
6	2,420,898	1,706,216	41,166	55,975	16,782	1,950,168	1,932,483	77,249	447,770
7	2,427,737	1,722,142	41,166	55,987	18,625	1,947,605	1,930,661	77,997	450,066
2018．7	2,483,426	1,773,703	32,867	55,572	17,945	1,991,272	1,971,768	80,614	468,409

（注） 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

（単位 百万円）

年月末	貸方					借方						報告組合数
	貯金		借入金		払込済出資金	現金	預け金		有価証券	貸出金		
	計	うち定期性	計	うち信用借入金			計	うち系統		計	うち公庫(農)資金	
2019．2	781,201	427,130	73,838	52,856	99,034	6,255	787,739	780,505	-	135,405	5,808	76
3	778,365	425,220	73,996	54,436	98,628	5,755	784,613	776,400	-	135,322	5,784	76
4	769,560	422,268	77,857	55,480	98,642	5,460	774,601	765,613	-	138,411	5,544	76
5	761,148	415,115	80,275	56,283	98,643	5,951	762,805	755,182	-	139,883	5,408	76
2018．5	769,932	423,704	83,678	58,928	106,011	5,864	775,353	766,318	400	146,304	6,446	77

（注） 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
2 借入金計は信用借入金・経済借入金。
3 貸出金計は信用貸出金。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

9. 金融機関別預貯金残高

（単位 億円、%）

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合
残高	**2016. 3**	**959,187**	**597,361**	**3,235,087**	**2,482,863**	**642,280**	**1,347,476**	**195,607**
	2017. 3	**984,244**	**622,288**	**3,433,657**	**2,543,180**	**657,873**	**1,379,128**	**199,392**
	2018. 3	**1,013,060**	**648,140**	**3,593,112**	**2,620,107**	**668,302**	**1,409,772**	**203,399**
	2018. 7	1,032,119	665,906	3,652,310	2,629,287	648,906	1,428,333	205,194
	8	1,037,064	668,126	3,638,160	2,631,747	649,557	1,432,528	205,939
	9	1,034,711	664,844	3,648,840	2,637,998	654,304	1,437,739	206,812
	10	1,039,721	668,336	3,667,003	2,619,863	649,187	1,434,996	206,130
	11	1,039,200	666,810	3,702,540	2,625,252	649,227	1,431,085	205,796
	12	1,047,216	675,163	3,659,640	2,651,511	656,383	1,445,832	207,742
	2019. 1	1,040,815	669,697	3,681,835	2,627,018	647,706	1,433,349	206,660
	2	1,040,924	669,291	3,672,328	2,632,686	649,210	1,438,602	207,143
	3	1,032,245	664,436	3,755,950	2,681,866	655,093	1,434,772	207,220
	4	1,037,118	667,315	3,778,018	2,732,368	618,281	1,447,279	208,293
	5	1,034,205	665,401	3,797,306	2,719,714	612,439	1,436,614	207,441
	6	1,048,541	677,374	3,711,756	2,747,926	621,244	1,455,665	210,223
	7	P 1,045,626	675,720	3,746,166	2,716,895	616,001	1,448,201	…
前年同月比増減率	**2016. 3**	**2.4**	**2.8**	**5.5**	**2.1**	**1.5**	**2.1**	**1.8**
	2017. 3	**2.6**	**4.2**	**6.1**	**2.4**	**2.4**	**2.3**	**1.9**
	2018. 3	**2.9**	**4.2**	**4.6**	**3.0**	**1.6**	**2.2**	**2.0**
	2018. 7	2.7	3.9	5.4	3.3	△1.7	2.0	1.8
	8	2.8	3.5	5.0	3.1	△1.8	1.9	1.8
	9	2.7	3.3	5.5	3.2	△1.7	1.9	1.8
	10	2.8	3.4	4.6	2.9	△2.0	1.7	1.6
	11	2.7	3.1	4.3	2.8	△2.0	1.7	1.7
	12	2.4	3.1	4.9	2.6	△2.1	1.7	1.6
	2019. 1	2.3	3.0	4.1	2.5	△2.3	1.6	1.6
	2	2.1	2.8	3.6	2.5	△2.2	1.7	1.7
	3	1.9	2.5	4.5	2.4	△2.0	1.8	1.9
	4	1.8	2.0	2.8	4.4	△8.1	1.7	1.8
	5	1.7	1.8	2.5	3.2	△5.4	1.3	2.0
	6	1.5	1.8	2.4	3.5	△5.2	1.5	2.2
	7	P 1.3	1.5	2.6	3.3	△5.1	1.4	…

（注）1 農協、信農連は農林中央金庫、信用金庫は信金中央金庫調べ、信用組合は全国信用組合中央協会、その他は日銀資料（ホームページ等）による。
2 都銀、地銀、第二地銀および信金には、オフショア勘定を含む。
3 農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）。
4 ゆうちょ銀行の貯金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。
5 第二地方銀行の計数は、2018年5月末以降2019年3月末までは、八千代銀行、東京都民銀行、新銀行東京の合併できらぼし銀行（地方銀行）が発足したことにより41行から40行の合計となり、2019年4月末以降は、関西アーバン銀行、近畿大阪銀行の合併で関西みらい銀行（地方銀行）が発足したことにより39行の合計となっている。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

10. 金融機関別貸出金残高

（単位 億円、%）

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合
残高	**2016. 3**	**206,362**	**51,472**	**1,853,179**	**1,846,204**	**487,054**	**673,202**	**102,887**
	2017. 3	**203,821**	**52,646**	**1,846,555**	**1,918,890**	**502,652**	**691,675**	**106,382**
	2018. 3	**204,568**	**55,875**	**1,816,884**	**1,996,811**	**519,071**	**709,635**	**110,695**
	2018. 7	205,714	55,874	1,890,096	2,027,515	503,133	706,946	111,222
	8	205,876	56,520	1,883,718	2,031,859	503,165	707,804	111,527
	9	205,990	57,106	1,908,465	2,043,686	508,342	714,564	112,719
	10	205,664	58,353	1,889,797	2,043,927	506,358	709,355	112,404
	11	205,864	58,479	1,903,510	2,053,387	507,725	709,807	112,807
	12	205,476	59,030	1,926,110	2,066,818	513,140	717,720	113,969
	2019. 1	205,385	59,183	1,905,754	2,063,867	510,567	712,377	113,415
	2	205,845	59,204	1,901,677	2,066,476	511,582	711,919	113,694
	3	207,386	59,768	1,934,688	2,082,899	517,558	719,838	114,920
	4	206,996	59,162	1,937,863	2,122,716	474,916	714,863	114,518
	5	208,383	58,993	1,918,619	2,125,737	473,800	711,945	114,492
	6	208,850	59,217	1,926,734	2,134,817	476,617	714,787	114,792
	7	P 210,078	59,688	1,917,393	2,140,278	476,457	713,592	…
前年同月比増減率	**2016. 3**	**△1.7**	**△1.2**	**1.3**	**3.5**	**3.5**	**2.3**	**2.8**
	2017. 3	**△1.2**	**2.3**	**△0.4**	**3.9**	**3.2**	**2.7**	**3.4**
	2018. 3	**0.4**	**6.1**	**△1.6**	**4.1**	**3.3**	**2.6**	**4.1**
	2018. 7	0.5	7.6	4.4	5.0	0.2	2.1	4.1
	8	0.6	7.2	4.5	5.1	0.1	2.1	4.1
	9	0.7	7.8	5.3	4.7	△0.2	1.7	4.0
	10	0.8	7.4	5.1	4.9	△0.0	1.7	3.9
	11	1.0	7.8	5.8	4.9	△0.2	1.7	3.9
	12	1.1	7.4	6.1	4.6	△0.4	1.5	3.9
	2019. 1	1.1	7.6	5.3	4.7	△0.4	1.4	3.8
	2	1.2	7.9	5.7	4.7	△0.3	1.3	3.8
	3	1.4	7.0	6.5	4.3	△0.3	1.4	3.8
	4	1.5	8.1	2.4	6.6	△7.9	1.4	3.9
	5	1.7	7.3	2.1	5.8	△5.2	1.2	3.7
	6	1.8	6.3	1.5	5.6	△5.3	1.0	3.3
	7	P 2.1	6.8	1.4	5.6	△5.3	0.9	…

（注） 1 表9（注）に同じ。
2 貸出金には金融機関貸付金を含まない。また農協は共済貸付金・公庫貸付金を含まない。
3 ゆうちょ銀行の貸出金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。
4 第二地方銀行の計数は、2018年5月末以降2019年3月末までは、八千代銀行、東京都民銀行、新銀行東京の合併できらぼし銀行（地方銀行）が発足したことにより41行から40行の合計となり、2019年4月末以降は、関西アーバン銀行、近畿大阪銀行の合併で関西みらい銀行（地方銀行）が発足したことにより39行の合計となっている。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

ホームページ「東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）」のお知らせ

農中総研では、全中・全漁連・全森連と連携し、東日本大震災からの復旧・復興に農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）が各地域においてどのように取り組んでいるかの情報を、過去・現在・未来にわたって記録し集積し続けるために、ホームページ「農林漁業協同組合の復興への取組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～」を2012年３月に開設しました。

東日本大震災は、過去の大災害と比べ、①東北から関東にかけて約600kmにおよぶ太平洋沿岸の各市町村が地震被害に加え大津波の来襲による壊滅的な被害を受けたこと、②さらに福島原発事故による原子力災害が原発近隣地区への深刻な影響をはじめ、広範囲に被害をもたらしていること、に際立った特徴があります。それゆえ、阪神・淡路大震災で復興に10年以上を費やしたことを鑑みても、さらにそれ以上の長期にわたる復興の取組みが必要になることが予想されます。

被災地ごとに被害の実態は異なり、それぞれの地域の実態に合わせた地域ごとの取組みがあります。また、福島原発事故による被害の複雑性は、復興の形態をより多様なものにしています。

こうした状況を踏まえ、本ホームページにおいて、地域ごとの復興への農林漁業協同組合の取組みと全国からの支援活動を記録し集積することにより、その記録を将来に残すと同時に、情報の共有化を図ることで、復興の取組みに少しでも貢献できれば幸いです。

（2019年９月20日現在、掲載情報タイトル4,277件）

URL : http://www.quake-coop-japan.org/

本誌に対するご意見・ご感想をお寄せください。
送り先　〒151-0051　東京都渋谷区千駄ヶ谷５－27－11　農林中金総合研究所
FAX　０３－３３５１－１１５９
Eメール　norinkinyu @ nochuri. co. jp

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。

農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2019年10月号第72巻第10号〈通巻884号〉10月1日発行

編　集
株式会社 農林中金総合研究所／〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 代表TEL 03-6362-7700
編集TEL 03-6362-7781 FAX 03-3351-1159
URL : https://www.nochuri.co.jp/

発　行
農林中央金庫／〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

印刷所
永井印刷工業株式会社